については、それぞれ資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産評価調査会の定めるところによる。

3　前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（幹事）

幹　事　第四条　資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会に幹事を置く。

2　資産再評価審議会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の幹事は、関係行政機関又は地方公共団体の職員、学識又は経験のある者及び産業界に属する者のうちから、それぞれ大蔵大臣、国税庁長官又は国税局長が任命する。

3　資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の幹事は、非常勤とする。

4　幹事は、資産再評価審議会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の所掌事務について、委員を助ける。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

○再評価積立金の資本組入に関する法律

（昭和二十六年四月十日法律第百四十三号）

（目的）

目　的　第一条　この法律は、株式会社について、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第百九条の規定による再評価積立金の資本への組入れに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（資本組入についての総会の決議）

資本組入についての総会の決議　第二条　株式会社（以下「会社」という。）が再評価積立金（資産再評価法第百二条に規定する再評価積立金をいう。以下同じ。）を資本に組み入れるには、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三条に定める決議によらなければならない。

（資本組入の場合の新株の発行）

資本組入の場合の新株の発行　第三条　会社は、再評価積立金を資本に組み入れた場合においては、前条の決議により、又は別に商法第三百四十三条に定める決議により、株主に対してその有する株式の数に応じて株式を発行することができる。この場合においては、新株の発行価額（第四条第一項の規定により新株の発行価額のうち株主に払い込ませる金額を定める場合においては、その金額を控除した金額）の総額は、その資本に組み入れた金額をこえてはならない。

2　前項の場合においては、左に掲げる事項は、同項の決議において定めなければならない。

一　新株の額面無額面の別、種類及び数

二　新株の発行価額

3　商法第二百八十条ノ二の規定は、第一項の規定により株式を発行する場合については適用しない。

4　会社は、第一項の場合において、会社が発行する株式の総数をこえて株式を発行することはできない。

5　第一項の規定により発行する新株を株主に割当てる場合において、割当株数に一株未満の端数を生ずるときは、その端数は、第一項の決議において別段の定めがない限り、切り捨てるものとする。

（新株の払込金額）

新株の払込金額

第四条　会社は、前条第一項の規定により株式を発行する場合においては、新株の発行価額の一部を株主に払い込ませることができる。この場合においては、その払込ませる金額（以下「払込金額」という。）及び払込期日は、同項の決議において定めなければならない。

2　前項の払込金額は、当該会社が額面株式を発行している場合においては、額面株式の券面額をこえることができない。

（新株の払込金額がない場合の株主となる時期等）

新株の払込金額がない場合の株主となる時期等

第五条　第三条第一項の規定による新株発行の決議があつた場合においては、前条第一項の規定により新株の払込金額を定めた場合を除く外、株主は、当該決議の時から新株につき株主となるものとする。

2　商法第二百八条（質権の効力）及び第二百九条第四項（登録質権者の権利）の規定は、前項の規定により株主が受くべき株式又は株券について、同法第二百九十三条ノ二第六項（株式配当の通知等）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第二百九十三条ノ二第六項中「配当」とあるのは「再評価積立金の資本組入に関する法律第五条第一項の新株」と読み替えるものとする。

（新株の割当通知）

新株の割当通知

第六条　第四条第一項の規定により新株の払込金額を定めた場合においては、会社は、株主に対し、その引受権を有する株式の額面無額面の別、種類及び数、払込金額及び払込期日並びに一定の期日までに株式の申込をしないときはその引受権を失うべき旨を通知しなければならない。

2　前項の株式の申込をする場合における株式申込証には、商法第二百八十条ノ六に掲げる事項の外、新株の払込金額を記載しなければならない。

3　商法第二百八十条ノ五第二項から第四項まで（新株引受権の通知及び公告等）の規定は、第一項の場合について準用する。

（新株の払込）

新株の払込

第七条　前条第一項に規定する一定の期日までに株式の申込をした者は、払込期日までに、各株についてその払込金額の全額の払込をしなければならない。

2　商法第二百八十条の九（株主となる時期等）の規定は、前項の規定により払込をなすべき新株の引受人について準用する。

（新株の公募）

新株の公募

第八条　会社は、第六条第一項に規定する一定の期日までに申込があつた新株の総数が株主に割り当てた新株の総数に満たない場合においては、その満たない株数の新株について、更に株主を募集しなければならない。

2　会社は、第三条第五項の規定により切り捨てる端数の合計数に相当する株数の新株について、株主を募集することができる。

3　前二項の場合においては、新株の発行価額は、取締役会が定める。

（新株の引受権の譲渡）

新株の引受権

第九条　第四条第一項の規定により新株の払込金額を定めた場合においては、その新株の引受権は、他に譲渡

受権の譲渡

することができる。

2　前項の新株の引受権の譲渡は、書面による会社の承諾がなければ、会社その他の第三者に対して対抗することができない。

（新株を引き受けない株主の金銭分配請求権）

新株を引き受けない株主の金銭分配請求権

第十条　第六条第三項において準用する商法第二百八十条ノ五第四項の規定により、新株の引受権を失つた株主は、会社に対して、その割当を受けた新株の数に応じて、第八条第一項の規定により募集した新株の発行価額から払込金額を控除した額の合計額に相当する金銭を分配すべきことを請求することができる。但し、前条の規定によりその新株の引受権を他に譲渡した株主は、この限りでない。

（資本の金額及び資本準備金の積立についての特例）

資本の金額及び資本準備金の積立についての特例

第十一条　第四条第一項の規定により新株の払込金額を定めた場合においては、その新株については、その発行価額のうち当該払込金額に相当する金額を資本に組み入れるものとする。

2　前項の場合において、当該新株が第八条第一項の規定による募集に係るものであるときは、当該新株の発行価額のうち資本に組み入れない金額は、商法第二百八十八条ノ二の規定にかかわらず、資本準備金として積み立てることを要しない。

3　第一項の場合において、当該新株が第八条第二項の規定による募集に係るものであるときは、当該新株の発行価額のうち資本に組み入れない金額は、資本準備金として積み立てなければならない。

4　新株の払込金額を定めなかつた場合において、当該新株が第八条第二項の規定による募集に係るものであるときは、その新株については、その発行価額の全額を資本に組み入れないものとする。この場合においては、その資本に組み入れない金額は、資本準備金として積み立てなければならない。

（所得計算の特例）

所得計算の特例

第十二条　前条第二項から第四項までに規定する新株の発行価額のうち資本に組み入れない金額は、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による各事業年度の所得の計算上益金に算入しない。

2　第十条の規定による金銭の分配の請求をした株主に当該金銭を分配した場合においては、その分配した金額は、法人税法又は地方税法の規定による各事業年度の所得の計算上損金に算入しない。

（罰則）

罰則

第十三条　会社の取締役は、左の各号の一に該当する場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一　第五条第二項において準用する商法第二百九十三条ノ二第六項の規定による通知若しくは公告をすることを怠り、第六条第一項の規定による通知若しくは同条第三項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項の規定による公告をすることを怠り、又はこれらの通知若しくは公告をするに際し、不正の通知若しくは公告をしたとき。

二　第十一条第三項又は第四項の規定に違反して資本準備金として積み立てなかつたとき。

附　則

この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）施行の日（昭和二十六年七月一日）から施行する。

相続税

○相続税法（昭和二十五年三月三十一日法律第七十三号）

改正　昭和二十五年法律第七十八号（国税の延滞金等の特例に関する法律）、同年法律第百九十一号（相続税法の一部を改正する法律）、同年法律第二百九十号（鉱業法施行法）、昭和二十六年法律第四十号（相続税法の一部を改正する法律）、同年法律第七十八号（国税徴収法の一部を改正する法律）、同年法律第百九十八号（証券投資信託法）

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　課税価格、税率及び控除（第十一条―第二十一条）
第三章　財産の評価（第二十二条―第二十六条）
第四章　申告及び納付（第二十七条―第三十四条）
第五章　更正及び決定（第三十五条―第三十七条）
第六章　延納及び物納（第三十八条―第四十三条）
第七章　再調査、審査及び訴訟（第四十四条―第四十八条）
第八章　雑則（第四十九条―第六十七条）
第九章　罰則（第六十八条―第七十四条）
附則

第一章　総則

（納税義務者）

第一条　左に掲げる者は、この法律により、相続税を納める義務がある。

納税義務者

相続税　相続税法　第一章　総則

一　相続、遺贈又は贈与に因り財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

二　相続、遺贈又は贈与に因りこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

（課税財産の範囲）

第二条　前条第一号の規定に該当する者については、その者が相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産の全部に対し、相続税を課する。

2　前条第二号の規定に該当する者については、その者が相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものに対し、相続税を課する。

（相続又は遺贈に因り取得したものとみなす場合）

第三条　左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に掲げる者が、当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなす。この場合において、その者が相続人以外の者であるときは当該財産を遺贈に因り取得したものとみなし、その者が相続人であるときは当該財産を相続に因り取得したものとみなす。

一　被相続人の死亡に因り相続人その他の者が生命保険契約の保険金を取得した場合においては、当該保険金受取人について、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額に相当する部分

二　被相続人の死亡に因り相続人その他の者が当該被相続人に支給されるべきであつた退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与の支給を受けた場合においては、当該給与の支給を受けた者について、当該給与金

三　相続開始の時において、まだ保険事故が発生していない生命保険契約（一定期間内に保険事故が発生しなかつた場合において返還金その他これに準ずるものの支払がない生命保険契約を除く。）で被相続人が保険料の全部又は一部を負担し、且つ、被相続人以外の者が当該生命保険契約の契約者であるものがある場合にお

いては、当該生命保険契約の契約者について、当該契約に関する権利のうち被相続人が負担した保険料の金額に相当する部分

四　相続開始の時において、まだ定期金給付事由が発生していない郵便年金契約その他の定期金給付契約で被相続人が掛金の全部又は一部を負担し、且つ、被相続人以外の者が当該定期金給付契約の契約者であるものがある場合においては、当該定期金給付契約の契約者について、当該契約に関する権利のうち被相続人が負担した掛金の金額に相当する部分

五　郵便年金契約その他の定期金給付契約で定期金受取人の生存中定期金を給付し、且つ、一定期間内にその者が死亡したときはその死亡後遺族その他の者に対して継続して定期金を給付するものに基いて定期金受取人となつた被相続人の死亡後相続人その他の者が定期金受取人となつた場合においては、当該定期金受取人となつた者について、当該定期金給付契約に関する権利のうち被相続人が負担した掛金の金額に相当する部分

六　被相続人の死亡に因り相続人その他の者が恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料に関する権利その他定期金に関する権利で契約に基くもの以外のものを取得した場合においては、当該定期金に関する権利を取得した者について、当該定期金に関する権利

2　前項第一号又は第三号から第五号までの規定の適用については、被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金は、被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。但し、同項第三号又は第四号の規定により当該各号に掲げる者が当該被相続人の被相続人から当該各号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人の被相続人が負担した保険料又は掛金については、この限りでない。

3　第一項第三号又は第四号の規定の適用については、被相続人の遺言により払い込まれた保険料又は掛金は、被相続人が負担した保険料又は掛金とみなす。

（贈与又は遺贈に因り取得したものとみなす場合）

第四条　信託行為があつた場合において、委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があつた時において、委託者以外の者が、その信託の利益を受ける権利（受益者が信託の利益の一部を受ける場合には、当該受益者が、その信託の利益を受ける権利のうちその受ける利益に相当する部分。以下本条において同じ。）を当該委託者から贈与（当該信託行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。

2　左の各号に掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生じたため委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者となつた場合においては、その事由が生じた時において、当該受益者となつた者が、その信託の利益を受ける権利を当該委託者から贈与（第一号の受益者の変更が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。

一　委託者が受益者である信託について、受益者が変更されたこと。

二　信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないため受益者が確定していない信託について、受益者が確定したこと。

三　受益者が存在していない信託について、受益者が存在するに至つたこと。

四　停止条件附で信託の利益を受ける権利を有せしめた信託について、その条件が成就したこと。

3　前項第二号から第四号までに掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生ずる前に信託が終了した場合において、当該信託財産の帰属権利者が当該信託の委託者以外の者であるときは、当該信託が終了した時において、当該信託財産の帰属権利者が、当該財産を当該信託の委託者から贈与に因り取得したものとみなす。

（贈与に因り取得したものとみなす場合（生命保険金））

第五条　生命保険契約の保険事故が発生した場合において、当該契約の保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によつて負担されたものであるときは、当該保険事故が発生した時において、保険金受取人が、その取得した保険金のうち当該保険金受取人以外の者が負担した保険料の金額に相当する部分を当該保険料を負担した者から贈与に因り取得したものとみなす。

2　前項の規定は、生命保険契約について返還金その他これに準ずるものの取得があつた場合について準用する。

3　前二項の規定の適用については、第一項（前項において準用する場合を含む。）に規定する保険料を負担した者の被相続人が負担した保険料は、その者が負担した保険料とみなす。但し、第三条第一項第三号の規定により前二項に規定する保険金受取人又は返還金その他これに準ずるものの取得者が当該被相続人から同号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人が負担した保険料については、この限りでない。

4　第一項の規定は、第三条第一項第一号の規定により第一項に規定する保険金受取人が同号に掲げる保険金を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされる場合においては、当該保険金に相当する部分については、適用しない。

（贈与に因り取得したものとみなす場合（定期金））

第六条　郵便年金契約その他の定期金給付契約の定期金給付事由が発生した場合において、当該契約に係る掛金の全部又は一部が定期金受取人以外の者によつて負担されたものであるときは、当該定期金給付事由が発生した時において、定期金受取人が、その取得した定期金給付契約に関する権利のうち当該定期金受取人以外の者が負担した掛金の金額に相当する部分を当該掛金を負担した者から贈与に因り取得したものとみなす。

2　前項の規定は、郵便年金契約その他の定期金給付契約について返還金その他これに準ずるものの取得があつた場合について準用する。

3　第三条第一項第五号の規定に該当する場合において、同号に規定する郵便年金契約その他の定期金給付契約

に係る掛金の全部又は一部が同号に規定する定期金受取人及び被相続人以外の第三者によつて負担されたものであるときは、相続の開始があつた時において、当該定期金受取人が、その取得した定期金給付契約に関する権利のうち当該第三者が負担した掛金の金額に相当する部分を当該第三者から贈与に因り取得したものとみなす。

4　前三項の規定の適用については、第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項に規定する掛金を負担した者の被相続人が負担した掛金は、その者が負担した掛金とみなす。但し、第三条第一項第四号の規定により前三項に規定する定期金受取人又は返還金その他これに準ずるものの取得者が当該被相続人から同号に掲げる財産を相続又は遺贈に因り取得したものとみなされた場合においては、当該被相続人が負担した掛金については、この限りでない。

（贈与に因り取得したものとみなす場合（低額譲渡））

第七条　著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があつた時において、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があつた時における当該財産の時価（当該財産の評価について第三章に特別の定がある場合には、その規定により評価した価額）との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与（当該財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。但し、当該財産の譲渡が、その譲渡を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者（配偶者及び民法（明治三十一年法律第九号）第八百七十七条に規定する親族をいう。以下同じ。）から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈に因り取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。（昭和二十六年法律第四十号改正）

（贈与に因り取得したものとみなす場合（債務免除等））

第八条　対価を支払わないで又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受又は第三者のためにする債務の弁済に因る利益を受けた場合においては、当該債務の免除、引受又は弁済があつた時において、当該債務の免除、引受又は弁済に因る利益を受けた者が、資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、当該債務の免除、引受又は弁済があつた時において、当該債務の免除、引受又は弁済に係る債務の金額に相当する金額（対価の支払があつた場合には、その価額を控除した金額）を当該債務の免除、引受又は弁済をした者から贈与（当該債務の免除、引受又は弁済が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。但し、当該債務の免除、引受又は弁済が左の各号の一に該当する場合においては、その贈与又は遺贈に因り取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

一　債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務者の扶養義務者によつてその債務の弁済がなされたとき。

二　債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その債務者の親族その他その者と特別の関係がある者によつてその債務の弁済がなされたとき。

（贈与に因り取得したものとみなす場合（その他の利益の享受））

第九条　第四条から前条までに規定する場合を除く外、対価を支払わないで又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があつた場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）に因り取得したものとみなす。但し、当該行為が、当該利益を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈に因り取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

（財産の所在）

第十条　左の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場所による。

一　動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利については、その動産又は不動産の所在。但し、船舶に

ついては、船舶の所在

二　鉱業権については、鉱区の所在（昭和二十五年法律第二百九十号改正）

三　漁業権又は入漁権については、漁場に最も近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画

四　金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金の受入をした営業所又は事業所の所在

五　合同運用信託（信託会社又は信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）に関する権利については、その信託の引受をした営業所の所在

六　特許権、実用新案権、意匠権又は商標権については、その登録をした機関の所在

七　前各号に掲げる財産を除く外、営業所又は事業所を有する者の当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在

2　前項各号に掲げる財産以外の財産の所在については、当該財産の権利者であつた被相続人、遺贈者又は贈与者の住所の所在による。

3　前二項の規定による財産の所在の判定は、当該財産を相続、遺贈又は贈与に因り取得した時の現況による。

〔施令〕一

第二章　課税価格、税率及び控除

（課税価格）

第十一条　相続、遺贈又は贈与に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一条第一号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中におけるこれらの事由に因り取得した財産の価額の合計額をもつて課税価格とする。

課税価格

2　相続、遺贈又は贈与に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一条第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その年中におけるこれらの事由に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて課税価格とする。

3　相続、遺贈又は贈与に因り財産を取得した者がその年中におけるこれらの事由に因る財産の取得について第一条第一号及び第二号の規定に該当する者である場合においては、その者については、その者がこの法律の施行地に住所を有していた期間内にこれらの事由に因り取得した財産の価額及びこの法律の施行地に住所を有していなかつた期間内にこれらの事由に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものの価額の合計額をもつて課税価格とする。

（非課税財産）

非課税財産

第十二条　左に掲げる財産の価額は、課税価格に算入しない。（昭和二十五年法律第百九十一号、昭和二十六年法律第四十号改正）

一　皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）第七条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物

二　相続又は遺贈に因り取得した墓所、霊廟及び祭具並びにこれらに準ずるもの

三　法人からの贈与に因り取得した財産（第五条又は第六条の規定により贈与に因り取得したものとみなされる財産を除く。）

四　扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与又は遺贈に因り取得した財産のうち通常必要と認められるもの

五　宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者で政令で定めるものが相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産で当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なもの

六　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の適用を受ける選挙における公職の候補者が選挙運動に関し贈与

に因り取得した金銭で同法第百八十九条の規定による報告がなされたもの（昭和二十五年法律第百九十一号改正）

七　第三条第一項第一号に掲げる保険金の合計額のうち十万円までの金額（昭和二十六年法律第四十号追加）

2　同一人からその年中に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産の価額（相続又は遺贈に因り取得した財産について債務控除、配偶者控除又は未成年者控除を受ける場合には、これらの控除後の価額）の合計額のうち三万円までの金額は、課税価格に算入しない。

3　第一項第五号に掲げる財産を取得した者がその財産を取得した日から二年を経過した日において、なお当該財産を当該公益を目的とする事業の用に供していない場合においては、当該財産の価額は、課税価格に算入する。

〔施令〕二

（債務控除）

債務控除

第十三条　相続に因り財産を取得した者が第一条第一号の規定に該当する者である場合においては、当該相続に因り取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から左に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

一　被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）

二　被相続人に係る葬式費用

2　相続に因り財産を取得した者が第一条第二号の規定に該当する者である場合においては、当該相続に因り取得した財産でこの法律の施行地にあるものについては、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額から被相続人の債務で左に掲げるものの金額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

一　その財産に係る公租公課

二　その財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債務

三　前二号に掲げる債務を除く外、その財産の取得、維持又は管理のために生じた債務

四　その財産に関する贈与の義務

五　前各号に掲げる債務を除く外、被相続人が死亡の際この法律の施行地に営業所又は事業所を有していた場合においては、当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の債務

3　前二項の規定による控除を「債務控除」という。

4　第十二条第一項第二号又は第五号に掲げる財産の取得、維持又は管理のために生じた債務の金額は、債務控除をすることができる金額に算入しない。但し、同条第三項の規定により同条第一項第五号に掲げる財産の価額を課税価格に算入した場合においては、この限りでない。

5　前四項の規定は、民法第九百六十四条の規定による包括遺贈があつた場合における当該遺贈に因り取得した財産の価額について準用する。

第十四条　前条の規定によりその金額を控除すべき債務は、確実と認められるものに限る。

2　前条の規定によりその金額を控除すべき公租公課の金額は、被相続人又は包括遺贈者の死亡の際債務の確定しているものの金額の外、被相続人又は包括遺贈者に係る所得税、富裕税、相続税、再評価税、砂糖消費税、酒税、物品税、揮発油税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による附加価値税の税額で政令で定めるものを含むものとする。（昭和二十六年法律第四十号改正）

〔施令〕三

（配偶者控除）

配偶者控除

第十五条　配偶者からの相続又は遺贈に因り財産を取得した場合においては、当該相続又は遺贈に因り取得した

財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額（当該財産について債務控除を受ける場合には、その控除後の価額）から当該財産の価額に十分の五の割合を乗じて算出した金額を控除した金額による。

（この控除を「配偶者控除」という。）

2　配偶者からの相続又は遺贈に因り財産を取得した者が既に配偶者控除を受けたことがある者である場合においては、その者については、重ねて配偶者控除をしない。

3　配偶者控除を受けることができる者は、左の各号の一に該当する者に限る。但し、第一号又は第二号の規定に該当する者が配偶者控除を受けようとする財産について概算申告書の提出を要する者である場合においては、その者については、第一項の規定に該当する旨の記載をした当該申告書（税務署長において当該申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認める者の提出した期限後申告書を含む。）を提出している場合に限る。

一　第一項の規定に該当する旨の記載をした期限内申告書を提出した者

二　第一項の規定に該当する旨の記載をした者で税務署長において期限内申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認めるもの

三　第三十五条第五項の規定により、配偶者控除を受けることができる財産に係る期限内申告書の提出期限前に決定を受けた者

四　第五十七条第一項の規定による明細書（税務署長において当該明細書の提出期限内に当該明細書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認める者が期限後に提出した当該明細書を含む。）を提出した者

（未成年者控除）

第十六条　相続又は遺贈（扶養義務者からの遺贈に限る。）に因り財産を取得した者が第一条第一号の規定に該当

し、且つ、十八歳未満の者である場合においては、当該相続又は遺贈に因り取得した財産については、課税価格に算入すべき価額は、当該財産の価額（当該財産について債務控除又は配偶者控除を受ける場合には、これらの控除後の価額）から一万円にその者が十八歳に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額による。

2　前項の規定により控除を受けることができる金額がその控除を受ける財産の価額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額は、政令の定めるところにより、その控除を受ける者の扶養義務者が同項の相続又は遺贈に係る被相続人又は遺贈者から相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（当該財産について債務控除又は配偶者控除を受ける場合には、これらの控除後の価額）から控除し、その控除後の価額をもつて、当該扶養義務者の課税価格に算入すべき当該財産の価額とする。

3　前二項の規定による控除を「未成年者控除」という。

4　第一項の規定に該当する者がその者又はその扶養義務者が未成年者控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者が未成年者控除を受けることができる金額（二回以上未成年者控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈に因り財産を取得した際未成年者控除を受けることができる金額とする。）に満たなかつた場合においては、その満たなかつた部分の金額の範囲内に限る。

5　前条第三項の規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。

〔施令〕四

（基礎控除）

基礎控除　**第十七条**　相続税については、課税価格から十五万円を控除する。但し、既にその控除を受けている場合におい

ては、前年までの分の相続税について控除を受けた金額の合計金額を十五万円から控除した金額を課税価格から控除する。

（税率）

税率　**第十八条**　相続税は、納税義務者のその年までの課税価格（前条の規定による控除後の課税価格をいう。以下本条において同じ。）の合計額を左の各級に区分し、遞次に各税率を適用して算出した金額から、その者の前年までの課税価格の合計額を左の各級に区分し、遞次に各税率を適用して算出した金額を控除した差額により、課税する。

二十万円以下の金額	百分の二十五
二十万円をこえる金額	百分の三十
五十万円をこえる金額	百分の三十五
百万円をこえる金額	百分の四十
百五十万円をこえる金額	百分の四十五
二百万円をこえる金額	百分の五十
三百万円をこえる金額	百分の五十五
四百万円をこえる金額	百分の六十
五百万円をこえる金額	百分の六十五
七百万円をこえる金額	百分の七十
千万円をこえる金額	百分の七十五
千五百万円をこえる金額	百分の八十
二千五百万円をこえる金額	百分の八十五
五千万円をこえる金額	百分の九十

（相次相続控除）

相次相続控除　**第十九条**　相続又は遺贈に因り財産を取得した場合において、当該相続（以下本条において「第二次相続」という。）に係る被相続人又は当該遺贈者が第二次相続の開始前十年以内に開始した相続（以下本条において「第一次相続」という。）に因り財産を取得したことがある者であるときは、当該被相続人又は遺贈者から相続又は遺贈に因り財産を取得した者については、その者について前条の規定により算出した相続税額から、当該被相続人又は遺贈者が第一次相続に因り財産を取得した日の属する年分の相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。）に左の各号に掲げる割合を順次乗じて算出した金額に相当する税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

一　第一次相続に因り取得した財産（当該相続に係る被相続人から遺贈に因り取得した財産を含む。）の価額（課税価格に算入された財産の価額に限る。）の合計額の当該被相続人が第一次相続に因り取得した財産（当該相続に係る被相続人から相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈に因り取得した財産を含む。）の価額（課税価格に算入された部分の価額に限る。）から当該財産を取得した日の属する年分の相続税額に前号の割合を乗じて算出した税額に相当する金額を控除した金額に対する割合（当該割合が百分の百をこえる場合には、百分の百の割合）

二　第一次相続に係る被相続人から相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（課税価格に算入される部分の価額に限る。）の合計額に対する割合

四　第一次相続開始の時から第二次相続開始の時までの期間に相当する年数を十年から控除した年数（当該年数が一年未満であるとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）の十年に対する割合

2　前項の場合において、第一次相続に因り財産を取得した者の当該財産を取得した日の属する年分の相続税額は、第二次相続に係る被相続人から相続又は遺贈に因り取得した財産に係る相続税について最初に提出すべき申告書の提出期限までに当該年分の相続税として納付した又は納付すべきことが確定した税額による。

3　第十五条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

（年長者控除）

年長者控除

第二十条　相続に因り財産を取得した場合において、当該財産を取得した者が被相続人より年長者であるときは、その者については、その者について第十八条の規定により算出した相続税額（前条第一項又は第二十一条第一項の規定による控除を受ける場合には、これらの規定による控除後の税額）から、当該相続税額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額の三分の一に相当する税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2　前項の規定に該当する者が配偶者控除を受ける場合においては、その者については、同項の規定による控除をしない。

3　第十五条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

（在外財産に対する税額の控除）

在外財産に対する税額の控除

第二十一条　相続、遺贈又は贈与に因りこの法律の施行地外にある財産を取得した場合において、当該財産についてその地の法令により相続税に相当する税が課せられたときは、当該財産を取得した者については、その者について第十八条の規定により算出した相続税額からその課せられた税額を控除し、その控除後の税額をもつて、その納付すべき相続税額とする。但し、その控除すべき税額が、その者について第十八条の規定により算出した相続税額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額に相当する税額については、当該控除をしない。

2　第十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三章　財産の評価

（評価の原則）

評価の原則

第二十二条　この章で特別の定のあるものを除く外、相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

（地上権及び永小作権の評価）

地上権及び永小作権の評価

第二十三条　地上権（借地法（大正十年法律第四十九号）に規定する借地権に該当するものを除く。以下同じ。）及び永小作権の価額は、その残存期間に応じ、その目的となつている土地のこれらの権利を取得した時における時価に、左に掲げる割合を乗じて算出した金額による。

相続税　相続税法　第三章　財産の評価　八〇七

残存期間が十年以下のもの　百分の五
残存期間が十年をこえ十五年以下のもの　百分の十
残存期間が十五年をこえ二十年以下のもの　百分の二十
残存期間が二十年をこえ二十五年以下のもの　百分の三十
残存期間が二十五年をこえ三十年以下のもの及び地上権で存続期間の定のないもの

残存期間が三十年をこえ三十五年以下のもの　百分の四十
残存期間が三十五年をこえ四十年以下のもの　百分の五十
残存期間が四十年をこえ四十五年以下のもの　百分の六十
残存期間が四十五年をこえ五十年以下のもの　百分の七十
残存期間が五十年をこえるもの　百分の八十

（定期金に関する権利の評価）

第二十四条　郵便年金契約その他の定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、左に掲げる金額による。

一　有期定期金については、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、左に掲げる割合を乗じて計算した金額。但し、一年間に受けるべき金額の十五倍をこえることができない。

残存期間が五年以下のもの　百分の七十
残存期間が五年をこえ十年以下のもの　百分の六十
残存期間が十年をこえ十五年以下のもの　百分の五十
残存期間が十五年をこえ二十五年以下のもの　百分の四十
残存期間が二十五年をこえ三十五年以下のもの　百分の三十
残存期間が三十五年をこえるもの　百分の二十

二　無期定期金については、その一年間に受けるべき金額の十五倍に相当する金額

三　終身定期金については、その目的とされた者の当該契約に関する権利の取得の時における年令に応じ、一年間に受けるべき金額に、左に掲げる倍数を乗じて算出した金額

二十五歳以下の者	十一倍
二十五歳をこえ四十歳以下の者	八倍
四十歳をこえ五十歳以下の者	六倍
五十歳をこえ六十歳以下の者	四倍
六十歳をこえ七十歳以下の者	二倍
七十歳をこえる者	一倍

2　前項に規定する定期金給付契約に関する権利で同項第三号の規定の適用を受けるものにつき、その目的とされた者が当該契約に関する権利を取得した時後確定申告書（第二十八条第四項の規定による確定申告書を除く。）の提出期限（概算申告書を提出すべき場合には、当該申告書の提出期限）までに死亡し、その死亡に因り給付が終了した場合においては、当該定期金給付契約に関する権利の価額は、前項第三号の規定にかかわらず、その権利者が当該契約に関する権利を取得した時後給付を受けた又は受けるべき金額（当該権利者の遺族その他の第三者が当該権利者の死亡に因り給付を受ける場合には、その給付を受けた又は受けるべき金額を含む。）による。

3　第一項に規定する定期金給付契約に関する権利で、その権利者に対し、一定期間、且つ、その目的とされた者の生存中、定期金を給付する契約に基くものの価額は、同項第一号に規定する有期定期金として算出した金額又は同項第三号に規定する終身定期金として算出した金額のいずれか低い方の金額による。

4　第一項に規定する定期金給付契約に関する権利で、その目的とされた者の生存中定期金を給付し、且つ、一定期間内にその者が死亡したときはその権利者又はその遺族その他の第三者に対し当該期間中継続して定期金

を給付する契約に基くものの価額は、同項第一号に規定する有期定期金として算出した金額又は同項第三号に規定する終身定期金として算出した金額のいずれか高い方の金額による。

5　前各号の規定は、恩給法の規定による扶助料に関する権利その他定期金に関する権利で契約に基くもの以外のものの価額の評価について準用する。

第二十五条　郵便年金契約その他の定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額は、その掛金の払込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの経過期間に応じ、その時までに払い込まれた掛金の合計金額に、左に掲げる割合を乗じて算出した金額による。

経過期間が五年以下のもの	百分の九十
経過期間が五年をこえ十年以下のもの	百分の百
経過期間が十年をこえ十五年以下のもの	百分の百十
経過期間が十五年をこえるもの	百分の百二十

（生命保険契約に関する権利の評価）

第二十六条　生命保険契約で当該契約に関する権利を取得した時において保険事故が発生していないものに関する権利の価額は、当該契約に関する権利を取得した時までに払い込まれた保険料の合計金額（その時までに保険料の払込期日の到来していない部分を除く。）に百分の七十の割合を乗じて算出した金額による。但し、保険金額に百分の二の割合を乗じて算出した金額から、保険金額に百分の百十の割合を乗じて算出した金額による。但し、保険料の全額が一時に払い込まれた生命保険契約に関する権利の価額は、払込保険料の全額に相当する金額による。

第四章　申告及び納付

（概算申告書）

第二十七条　一月一日から十月末日までの間に相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該期間内に当該相続の開始又は遺贈があつたことを知り、且つ、その年一月一日から当該財産を取得した日までの間に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産の価額を基礎としてその年分の課税価格を計算した場合において相続税の納税義務がある者であるときは、その者は、当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、当該財産の価額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（この申告書を「概算申告書」という。）

2　通信、交通その他やむを得ない事由に因り前項に規定する申告書の提出期限内に概算申告書を提出することができない者については、政令の定めるところにより、国税庁長官又は税務署長は、その期限を延長することができる。

3　相続人又は包括受遺者が概算申告書を提出する場合においては、当該申告書に被相続人又は遺贈者の死亡の時における財産及び債務、当該被相続人又は遺贈者から相続又は遺贈に因り取得した財産又は承継した債務の各人ごとの明細その他政令で定める事項を記載した明細書を添付しなければならない。

（施令）五、六、七

（確定申告書）

第二十八条　相続税の納税義務者は、第二項又は第三項の規定に該当する場合を除く外、相続、遺贈又は贈与に因り財産を取得した年の翌年二月一日から同月末日までに、課税価格、相続税額その他政令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（この申告書を「確定申告書」という。）

2　相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該財産を取得した年の十一月一日から前項に規定する申告書の提出期限までに当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合において、その者が当該財産の価額をその年分の課税価格計算の基礎に算入しないで相続税の納税義務がある者であるときは、その者は、当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、その年分の確定申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該財産を取得した年の十一月一日以後当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合において、その者が当該財産の価額をその年分の課税価格計算の基礎に算入することに因り相続税の納税義務がある者となつたときは、その者は、当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、その年分の確定申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4　確定申告書を提出すべき者が当該確定申告書に係る年の翌年一月一日以後当該申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）の提出前に死亡した場合においては、その者の相続人又は包括受遺者は、その相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、政令の定めるところにより、その死亡した者に係る確定申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5　前三項の規定は、当該各項に規定する申告書の提出期限前に第三十六条の規定による決定の通知があつた場合には、適用しない。

6　前条第二項の規定は、第一項から第四項までの場合について準用する。

7　前条第三項の規定は、第二項から第四項までの場合（第四項の場合にあつては、その死亡した者が第二項又は第三項の規定に該当する者であつた場合に限る。）について準用する。

〔施令〕　八、九

（最終確定申告書）

最終確定申告書

第二十九条　相続、遺贈又は贈与に因り財産を取得した者が年の中途で死亡した場合において、その者が当該財産を取得した年の一月一日からその死亡した日までの間にこれらの事由に因り取得した財産の価額を基礎としてその年分の課税価格を計算した場合において相続税の納税義務がある者であつたときは、その者の相続人又は包括受遺者は、その相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、政令の定めるところにより、その死亡した者に係る相続税について、課税価格、相続税額その他必要な事項を記載した申告書をその死亡した者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。（この申告書を「最終確定申告書」という。）

2　第二十七条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

〔施令〕　十

（期限後申告書）

期限後申告書

第三十条　概算申告書、確定申告書又は最終確定申告書（これらの申告書を「期限内申告書」と総称する。）を提出すべき者は、これらの申告書の提出期限後においても、第三十六条の規定による決定の通知があるまでは、前三条の規定により政令で定める事項を記載した申告書を納税地（第二十八条第四項又は前条第一項に規定する相続人又は包括受遺者が当該申告書を提出する場合には、被相続人又は遺贈者の納税地）の所轄税務署長に提出することができる。（この申告書を「期限後申告書」という。）

2　第二十七条第三項の規定は、概算申告書及び第二十八条第二項又は第三項の規定による確定申告書（同条第二項又は第三項の規定に該当した者について同条第四項の規定により提出する確定申告書を含む。）に係る期限後申告書を提出する場合について準用する。

（修正申告書）

相続税　相続税法　第四章　申告及び納付

修正申告書

第三十一条　期限内申告書又は期限後申告書を提出した者は、当該申告に係る課税価格又は相続税額に不足額があるときは、第三十六条の規定による更正の通知があるまでは、当該申告に係る課税価格又は相続税額について修正すべき事項その他政令で定める事項を記載した申告書を先に申告書を提出した税務署長に提出することができる。

2　第三十五条の規定による更正又は決定を受けた者は、当該更正又は決定に係る課税価格又は相続税額に不足額があるときは、当該更正又は決定に係る課税価格又は相続税額について修正すべき事項その他政令で定める事項を記載した申告書を当該更正又は決定をした税務署長に提出することができる。

3　前二項の規定による申告書（この申告書を「修正申告書」という。）を提出できる者が死亡した場合においては、その者の相続人又は包括受遺者は、その被相続人又は遺贈者に係る相続税について、修正申告書を提出することができる。

〔施令〕十一

（更正の請求）

更正の請求

第三十二条　期限内申告書又は当該申告書に係る修正申告書を提出した者は、当該申告に係る課税価格若しくは相続税額又は当該修正申告に因り増加した課税価格若しくは相続税額が過大であることを知つたときは、当該申告書の提出期限又は当該修正申告書を提出した日から一月以内に限り、当該申告書又は修正申告書を提出した税務署長に対し、その課税価格又は相続税額につき第三十五条第一項の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

2　申告書を提出した者又は第三十五条第二項の規定による決定を受けた者は、左の各号の一に該当する事由に因り当該申告又は決定に係る課税価格及び相続税額（当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後修正申告書の提出又は第三十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格及び相続税額）が過大となつたときは、当該各号に規定する事由が生じたことを知つた日の翌日から四月以内に限り、当該申告書を提出した税務署長又は当該決定をした税務署長に対し、その課税価格及び相続税額につき第三十五条第一項又は第三項の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

一　第五十五条の規定により分割されていない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたこと。

二　民法第七百八十七条若しくは第八百九十二条から第八百九十四条までの規定による認知、相続人の廃除若しくはその取消に関する裁判の確定、同法第八百八十四条に規定する相続の回復又は同法第九百十九条第二項の規定による相続の放棄の取消に因り相続人に異動を生じたこと。

三　遺留分による減殺の請求があつたこと。

3　前二項の規定による更正の請求をしようとする者は、当該更正の目的となる課税価格又は相続税額、その請求をしようとする更正後の課税価格又は相続税額、当該更正の請求をする理由その他政令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

4　税務署長は、第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においては、その請求に係る課税価格又は相続税額の更正をすべきか否かを調査し、その調査に基き、これを更正し、又はその請求の理由がない旨を当該請求をした者に通知する。

5　この法律の施行地に住所及び居所を有しない者が第六十三条に規定する納税管理人の申告をしていないときは、前項の通知に代え、官報に掲載して公告をすることができる。この場合においては、公告の初日から七日

を経過した日において同項の通知があつたものとみなす。

6　第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においても、税務署長は、税金の徴収を猶予しない。但し、税務署長において相当の事由があると認めたときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

7　第二十七条第二項及び第二十八条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による更正の請求について準用する。

〔施令〕十二

（納付）

第三十三条　期限内申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した相続税額に相当する相続税を国に納付しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、その納付すべき相続税は、当該申告書に記載した相続税額から当該各号に掲げる税額を控除した税額による。

一　概算申告書又は当該申告書に係る期限後申告書の提出があつた場合においては、当該申告書に係る相続税額（当該申告書を提出した後修正申告書の提出又は第三十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る相続税額）

二　概算申告書を提出すべき者が概算申告書又は当該申告書に係る期限後申告書を提出しなかつた場合においては、当該申告書に係る期限後申告書を提出した後修正申告書の提出又は第三十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る相続税額）

2　期限後申告書を提出した者は、当該申告書を提出した日に、当該申告書に記載した相続税額に相当する相続税を国に納付しなければならない。但し、前項各号の一に該当する場合においては、その納付すべき相続税額は、当該申告書に記載した相続税額から当該各号に掲げる税額を控除した税額による。

3　修正申告書を提出した者は、当該修正申告書を提出した日に、当該修正申告に因り増加した相続税額に相当する相続税を国に納付しなければならない。

4　第二十八条第四項又は第二十九条第一項の規定に該当する場合において、相続人又は包括受遺者が二人以上あるときは、これらの者が当該各項の規定による確定申告書若しくは最終確定申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書に記載し、第一項又は第二項の規定により納付すべき相続税額をこれらの者が相続又は遺贈に因り受けた利益の価額に按分して計算した額による。

5　第一項から第三項までの規定により相続税を納付すべき者が第一項に規定する納期限までに、又は第二項若しくは第三項に規定する納付の期日に相続税を完納しなかつたときは、税務署長は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第九条の規定により、これを督促する。

6　第一項から第三項までの規定による相続税の納付の手続については、政令で定める。

〔施令〕十三〔施規〕三

（連帯納付の義務）

第三十四条　相続人又は受遺者が二人以上ある場合においては、これらの者は、その相続又は遺贈に因り財産を取得した年分の相続税額に当該財産の価額が当該相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税についてそれぞれ当該相続又は遺贈に因り受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互に連帯納付の責に任ずる。

2　相続人又は包括受遺者が二人以上ある場合においては、これらの者は、被相続人又は遺贈者に係る相続税に

ついて、その相続又は遺贈に因り受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互に連帯納付の責に任ずる。

3　相続税の課税価格計算の基礎となつた財産につき贈与、遺贈（包括遺贈を除く。）又は寄附行為に因る移転があつた場合においては、当該贈与、遺贈又は寄附行為をした者の当該財産を課税価格計算の基礎に算入した年分の相続税額に当該財産の価額が当該相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税について、その受けた利益の価額に相当する金額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

4　財産を贈与した者は、当該贈与に因り財産を取得した者の当該財産の価額が当該相続税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する相続税について、当該財産の価額に相当する金額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

第五章　更正及び決定

（更正及び決定）

第三十五条　税務署長は、期限内申告書、期限後申告書又は修正申告に係る課税価格又は相続税額がその調査したところと異なるときは、その調査によりその課税価格又は相続税額を更正する。

2　税務署長は、期限内申告書を提出する義務があると認められる者が申告書を提出していない場合においては、その調査により、その課税価格及び相続税額（第三十三条第一項各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税額を控除した税額）を決定する。

3　税務署長は、課税価格又は相続税額の更正又は決定後その更正又は決定に係る課税価格又は相続税額について過不足額があることを知つたときは、その調査により、その課税価格又は相続税額を更正することができる。

4　前三項の場合において、国税庁又は国税局の当該職員の調査があつたときは、税務署長は、当該調査に基き、前三項の規定による課税価格又は相続税額の更正又は決定をすることができる。

5　税務署長は、左の各号の一に該当する場合においては、申告書の提出期限前においても、第二項の規定による決定をすることができる。

一　第二十七条第一項に規定する事由に該当する場合において、被相続人又は遺贈者が死亡した日の翌日から四月を経過したとき。

二　第二十八条第二項から第四項までに規定する事由に該当する場合において、同条第一項に規定する確定申告書の提出期限（同条第六項において準用する第二十七条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により延長された期限）を経過したとき。

三　第二十九条第一項に規定する事由に該当する場合において、被相続人又は遺贈者が死亡した日の翌日から四月を経過したとき。

（更正の期間）

第三十五条の二　確定申告書、最終確定申告書若しくは第五十七条第一項の規定による明細書（当該明細書の提出期限後に提出された明細書を含む。）を提出した者のこれらの申告書又は明細書に係る年分の課税価格又は相続税額については、前条の規定による更正（課税価格又は相続税額を減額する更正を除く。）又は決定は、確定申告書又は第五十七条第一項の規定による明細書の提出期限から三年を経過した日（その日前に申告書又は明細書の提出があつた場合には、その日と申告書又は明細書を提出した日から二年を経過した日とのいずれか遅い日）以後においては、することができない。但し、

詐偽その他不正の行為により相続税を免れた者の当該相続税については、この限りでない。

2　前項の規定は、時効に関する他の法律の規定の適用を妨げるものと解してはならない。（昭和二十六年法律第四十号追加）

（通知）

通知　**第三十六条**　税務署長は、第三十五条の規定により課税価格又は相続税額を更正し、又は決定した場合においては、その理由、第五十一条第三項の規定により徴収すべき利子税額及び第三十五条第四項の規定に該当する場合にはその旨を附記した書面により、これを納税義務者に通知する。（昭和二十六年法律第四十号改正）

2　第三十二条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

（追徴税額の徴収）

追徴税額の徴収　**第三十七条**　税務署長は、第三十五条の規定により課税価格又は相続税額を更正し、又は決定した場合においては、前条の通知をした日から一月後を納期限として、その追徴税額（その不足税額又はその決定に係る税額をいう。以下同じ。）を徴収する。

第六章　延納及び物納

（延納）

延納の要件　**第三十八条**　税務署長は、第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき相続税額又は前条の規定により徴収すべき追徴税額が三万円以上で、且つ、納税義務者について金銭で一時に納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、担保を提供させ、五年以内の延納を許可することができる。

2　前項の規定により延納を許可することができる相続税額又は追徴税額は、左の各号の一に該当する者が納付する相続税額又はその者から徴収する追徴税額に限る。但し、第一号又は第二号の規定に該当する者が概算申告書の提出を要する場合において、当該申告書（税務署長において当該申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認める者の提出した期限後申告書を含む。）を提出しなかつたときは、その者について延納を許可することができる税額は、その者が納付する相続税額又はその者から徴収する追徴税額から当該申告書の提出に因り納付すべきであつた相続税額を控除した税額に限るものとする。

一　期限内申告書を提出した者

二　期限後申告書を提出した者で税務署長において期限内申告書の提出期限までに決定を受けたことについて正当な事由があつたと認めるもの

三　第三十五条第五項の規定により申告書の提出期限前に決定を受けた者

延納の手続、許可及び変更　**第三十九条**　前条第一項の規定による延納の許可を申請しようとする者は、その延納を求めようとする相続税の納期限までに、又は納付の期日に、政令の定めるところにより、金銭で一時に納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、延納を求めようとする税額及び期間、分納税額及びその納期限その他必要な事項を記載した申請書に担保の提供に関する書類を添え、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項について前条の規定に該当するか否かを調査し、その調査に基き、当該申請に係る税額の全部又は一部について当該申請に係る条件若しくはこれを変更した条件により延納を許可し、又は当該申請を却下する。

3　税務署長は、前項の規定により許可をし、又は却下をした場合においては、当該許可に係る延納税額及び延納の条件又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

4　延納の許可を受けた者は、その後の資力の状況の変化等に因り延納の条件について変更を求めようとする場

合においては、その変更を求めようとする条件その他政令で定める事項を記載した申請書を当該延納を許可した税務署長に提出することができる。前二項の規定は、当該申請書の提出があつた場合について準用する。

5　税務署長は、延納の許可を受けた者のその後の資力の状況の変化等に因り当該許可に係る条件により延納を認めることが適当でないと認める場合においては、その者の弁明を聞いた上、その許可を取り消し、又は延納期間の短縮その他延納の条件の変更をすることができる。

6　税務署長は、担保物の価額が減少し、又は保証人の資力が延納税額の納付にたえないこととなつたと認める場合においては、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更を求めることができる。

7　税務署長は、第五項の規定により延納の許可を取り消し、若しくは延納の条件を変更した場合又は前項の規定により増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めようとする場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを納税義務者に通知する。

8　延納の許可があつた場合に提供する担保の種類及びその提供の手続について必要な事項は、政令で定める。

〔施令〕十四、十五、十六、十七

延納の取消

第四十条　税務署長は、前条第一項の規定による申請書の提出があつた場合において相当の事由があると認めるときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

2　税務署長は、延納の許可を受けた者が延納税額（当該税額に係る利子税額を含む。）の滞納その他延納の条件に違反したとき又は前条第六項の規定による求めに応じなかつたときは、その者の弁明を聞いた上、その許可を取り消し、その未納に係る延納税額を一時に徴収することができる。

3　税務署長は、前項の規定により延納の許可を取り消した場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、これを納税義務者に通知する。

4　税務署長は、延納の許可を受けた者が延納税額をその納期限までに完納しなかつた場合においては、国税徴収法第九条の規定による督促をする。

5　税務署長は、延納税額（当該税額に係る利子税額を含む。）を滞納し、国税徴収法第九条の規定による督促を受けた者が、期限までに当該税額を完納しなかつた場合においては、担保物を公売して延納税額（利子税額、延滞加算税額及び公売の費用を含む。以下本項において同じ。）に充て、又は保証人に通知して延納税額を納めさせる。この場合において、担保物の公売代金を延納税額に充て過不足額があるときは、その差額を還付し、又は追徴し、保証人が延納税額を完納しないときは、まず納税義務者（連帯納付の責に任ずる者を含む。）に対し滞納処分を行い、不足額があるときに当該保証人に対し滞納処分を行うものとする。

物納の要件

（物納）

第四十一条　税務署長は、納税義務者について第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき相続税額又は第三十七条の規定により徴収すべき追徴税額を金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、物納を許可することができる。

2　第三十八条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3　第一項の規定による物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となつた財産（当該財産により取得した財産を含む。）でこの法律の施行地にあるもののうち左に掲げるものとする。

一　国債及び地方債
二　不動産及び船舶
三　社債及び株式（特別の法律により設立された法人の発行する債券及び出資証券を含む。）及び投資信託の受益証券

四　動産

4　前項第三号又は第四号に掲げる財産を物納に充てることができる場合は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除く外、同項第三号に掲げる財産については同項第一号及び第二号に掲げる財産、同項第四号に掲げる財産については同項第一号から第三号までに掲げる財産で納税義務者が物納申請の際現に有するもののうちに適当な価額のものがない場合に限る。

物納の手続及び許可

第四十二条　前条第一項の規定による物納の許可を申請しようとする者は、その物納を求めようとする相続税の納期限までに、又は納付の期日に、政令の定めるところにより、金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、物納を求めようとする税額、物納に充てようとする財産の種類及び価額その他必要な事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合においては、当該申請に係る税額の全部又は一部について前条の規定に該当するか否かを調査し、その調査に基き、当該申請に係る物納財産が管理又は処分をするのに不適当であると認める場合においては、その変更を求め、当該申請者が第四項の規定による申請書を提出するのをまつて当該申請の許可又は却下をすることができる。

3　税務署長は、前項の規定により許可をし、若しくは却下をした場合又は同項但書の規定により物納財産の変更を求めようとする場合においては、当該許可に係る税額及び物納財産若しくは当該却下をした旨及びその理由又は当該変更を求めようとする旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

4　第二項但書の規定により物納財産の変更を求められた者は、他の財産をもつて物納に充てようとするときは、その旨の通知を受けた日から二十日以内に、その物納に充てようとする財産の種類及び価額その他政令で

定める事項を記載した申請書を当該通知をした税務署長に提出しなければならない。当該期間内に申請書の提出がなかつた場合においては、その者は、物納の申請を取り下げたものとみなす。

5　第四十条第一項の規定は、第一項の規定による申請書の提出があつた場合について準用する。

〔施令〕十八

物納財産の収納

第四十三条　物納財産の収納価額は、課税価格計算の基礎となつた当該財産の価額による。但し、税務署長は、収納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたときは、収納の時の現況により当該財産の収納価額を定めることができる。

2　物納の許可を受けた税額に相当する相続税は、物納財産の引渡、所有権移転の登記その他法令により第三者に対抗することができる要件を充足した時において、納付があつたものとする。

3　物納の許可を受けて相続税を納付した場合において、その相続税について過誤納額があつたときは、その物納に充てた財産は、政令の定めるところにより、納税義務者の申請により、これを過誤納額の還付に充てることができる。但し、当該財産が換価されていたとき、公用若しくは公共の用に供せられているとき又は過誤納額が当該財産の収納価額の二分の一に満たないときは、この限りでない。

4　前項の規定により過誤納額の還付に充てる場合における当該財産の価額は、収納価額（国がその財産につき有益費を支出したときは、その費用の額に相当する金額を加算した金額）による。

5　物納及び物納財産の収納に関する手続に関し必要な事項は、政令で定める。

〔施令〕十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五

第七章　再調査、審査及び訴訟

〔再調査〕

再調査

第四十四条　第三十二条第四項、第三十六条又は第五十三条第五項（第五十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた者は、その通知を受けた第三十二条第四項に規定する事項又は課税価格、相続税額若しくは利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に対して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をした税務署長に対し、再調査の請求をすることができる。但し、当該通知に係る事項に関する調査が国税庁又は国税局の当該職員によつてなされた旨の記載がある書面により当該通知を受けた者については、この限りでない。

2　第三十二条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

3　第一項の規定は、第三十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十条第三項、第四十二条第三項又は第六十二条第二項の規定による通知を受けた者が当該通知に係る事項に対して異議がある場合について準用する。

4　前項の請求があつた場合においても、当該請求は、その請求の目的となつた処分の効力に影響を及ぼさない。

5　第二十七条第二項の規定は、第一項（第三項において準用する場合を含む。）の場合について準用する。

6　税務署長は、第一項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による再調査の請求（以下「再調査の請求」という。）があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

7　税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者に通知しなければならない。

一　再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二　再調査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三　再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決定

8　第三十二条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

（施令）二十六

審査

第四十五条　前条第一項但書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者又は同条第七項の規定による通知を受けた者は、同条第一項若しくは第三項に規定する通知に係る事項又は同条第七項の規定による決定（以下「再調査の決定」という。）に対して異議があるときは、同条第一項若しくは第三項に規定する通知又は同条第七項の規定による通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をした税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をすることができる。この場合において、当該審査の請求が再調査の決定に対するものであるときは、当該再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてなされたものとみなす。

2　第二十七条第二項、第三十二条第六項及び前条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

3　再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、各〻当該各号に規定する日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による審査の請求（以下「審査の請求」という。）がなされたものとみなす。

一　税務署長において再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、且つ、再調査の請求をした

た者がこれに同意したときは、当該同意のあつた日

二　再調査の請求があつた日から三月以内に前条第七項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をした者が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日

4　前条第六項の規定は、審査の請求があつた場合について準用する。

5　国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者（第三項の再調査の請求をした者を含む。）に通知しなければならない。この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてなされたものとみなされる場合には、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてしなければならない。

一　審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項において準用する前条第六項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二　審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三　審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する決定

6　国税局長が、前条第七項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号の規定による決定をしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第一項後段の規定によりあわせてなされたものとのみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

7　国税庁長官又は国税局長は、前条第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をする場合においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならない。

8　第三十二条第五項の規定は、第五項の場合について準用する。

9　第七項に規定する協議団に関し必要な事項は、政令で定める。（昭和二十六年法律第四十号改正）

〔施令〕二十七

〔訴願法の不適用〕

訴願法の不適用

第四十六条　再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分については、訴願法（明治二十三年法律第百五号）の規定は、適用しない。

〔訴訟〕

訴　訟

第四十七条　再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第四十五条第五項の規定による決定（以下「審査の決定」という。）を経た後でなければ、提起することができない。但し、再調査の請求があつた日から六月を経過して、なお再調査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで、訴を提起することができる。

2　再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、前項但書の規定に該当する場合を除く外、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第五条第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定の通知を受けた日から三月以内に、提起しなければならない。

3　第一項但書の規定により再調査の請求があつた日から六月を経過した後に当該再調査の目的となつた処分の取消又は変更を求める訴を提起する場合においては、当該再調査の請求があつた日から九月以内に、当該訴を提起しなければならない。

4　前二項の期間は、不変期間とする。

5　前二項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第五条第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長又は国税局長の所部の職員とみなす。

6　第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がなされている場合には、これらの請求に対して決定をすることを妨げない。

（証拠申出の順序）

証拠申出の順序　**第四十八条**　前条等二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的と認めたときは、当該訴を提起した者がまず証拠の申出をし、その後に相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2　相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることができる。

第八章　雑則

（申告書の公示）

申告書の公示　**第四十九条**　税務署長は、申告書の提出があつたときは、当該申告書の記載に従い、課税価格が百万円をこえる者について、その者の氏名、納税地及び課税価格を少くとも一月間公示しなければならない。

（第三者通報）

第三者通報　**第五十条**　納税義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は課税価格若しくは相続税額に不足額があると認められる事実を、政令の定めるところにより、国税庁長官又は国税局長に報告した者がある場合において、税務署長がその報告に因つて課税価格又は相続税額を決定し、又は更正したときは、国税局長は、その報告者に対し、その報告が当該決定又は更正に寄与した程度等に応じ、当該決定又は更正に因り徴収することができた相続税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する相続税額を除く。）の百分の十以下に相当する金額を報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は、五十万円をこえることができない。

2　前項の規定は、その報告が不法の行為に因り知り得た事実又は国若しくは地方公共団体の職務の遂行に伴い知り得た事実に基くものであるときは、適用しない。

〔施令〕二十八

（利子税額）

利子税額　**第五十一条**　左の各号の一に該当する場合においては、第五十二条第一項の規定に該当する場合を除く外、当該各号に規定する申告書又は修正申告書を提出した者は、当該各号に掲げる相続税額については、当該各号に掲げる日数に応じ、当該税額百円につき一日四銭の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。

一　第二十八条第四項に規定する相続人又は包括受遺者が同項の規定による確定申告書を提出した場合において、その被相続人又は遺贈者が同条第一項から第三項までに規定する申告書の提出期限後に死亡していたときは、第三十三条第一項の規定により納付すべき相続税額について、第二十八条第一項から第三項までに規定する申告書の提出期限の翌日から当該被相続人又は遺贈者の死亡の日までの日数

二　期限内申告書を提出した者が第三十三条第一項の規定による納期限までに相続税を完納しなかつた場合においては、その未納に係る相続税額について、当該納期限の翌日からその納付の日までの日数

三　期限後申告書又は修正申告書を提出した場合においては、第三十三条第二項又は第三項の規定により納付

すべき相続税額について、同条第一項に規定する納期限の翌日からその納付の日までの日数

2　左の各号の一に該当する場合においては、利子税額計算の基礎となるべき日数は、前項第三号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる日数による。

一　第二十八条第四項に規定する相続人又は包括受遺者が同項の規定による確定申告書に係る期限後申告書を提出した場合（当該相続人又は包括受遺者が当該申告書を提出した後修正申告書を提出した場合を含むものにおいて、その被相続人又は遺贈者が同条第一項から第三項までに規定する申告書の提出期限後に死亡していたときは、前項第三号に掲げる日数と同条第一項から第三項までに規定する申告書の提出期限の翌日から当該被相続人又は遺贈者の死亡の日までの日数との合計日数

二　期限内申告書を提出した者が当該申告書に係る年において相続の開始又は遺贈に因り取得した財産の価額をその年分の課税価格計算の基礎があつたことを知り、且つ、当該相続又は遺贈に因り納付すべき相続税額に不足額が生じたため修正に算入することに因り当該年分の相続税として納付した又は納付すべき相続税額に不足額が生じたときは、前項第三号に掲げる日数は、当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日から当該修正申告書を提出した場合においては、当該申告書の提出に因り第三十三条第三項の規定により納付すべき相続税額の納付の日までの日数

3　税務署長は、第三十七条の規定による追徴税額を徴収する場合を除く外、当該追徴税額については、第三十三条第一項に規定する納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ、当該税額百円につき一日四銭の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税額をあわせて徴収する。但し、左の各号の一に該当する場合においては、利子税額計算の基礎となるべき日数は、当該各号に掲げる日数による。

一　第二十八条第四項に規定する相続人又は包括受遺者の被相続人又は遺贈者が同条第一項から第三項

規定する申告書の提出期限後に死亡していた場合において、当該被相続人又は遺贈者に係る相続税について、第三十五条の規定による更正又は決定があつたときは、本文に規定する日数と第二十八条第一項から第三項までに規定する申告書の提出期限の翌日から当該被相続人又は遺贈者の死亡の日までの日数との合計日数

二　期限内申告書の提出があつた場合において、前項第二号に規定する事由に因る相続税額の不足額について、第三十五条第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、当該申告書を提出した者が前項第二号に規定する相続の開始又は遺贈があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日から当該更正に係る第三十七条の規定による追徴税額の納付の日までの日数

4　第一項及び前項の場合において、納税義務者が第一項各号に掲げる相続税額又は前項に規定する追徴税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる税額は、第一項各号に掲げる相続税額又は前項に規定する追徴税額からその一部納付に係る税額を控除した税額による。

5　第一項及び第三項の規定は、利子税額計算の基礎となる相続税額又は追徴税額が千円未満であるときは、適用しない。当該税額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

6　前五項の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを納付することを要しない。

7　第一項第二号の規定に該当する場合及び同項第三号の規定に該当する場合で同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した者が第三十三条第二項又は第三項に規定する納付の期日に利子税額を完納しなかつた場合においては、税務署長は、国税徴収法第九条の規定により、その納付すべき利子税額の納付を督促する。

8　納税義務者が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は第三項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合において、当該納税義務者が納付した税額が第三十三条第一項から第三項までの規定により納付すべき相続税額又は第三十七条の規定により徴収される追徴税額とこれらの税額にあわせて納付すべ

き利子税額又は徴収される利子税額との合計額に達しないときは、その納付した税額は、当該相続税額又は追徴税額に達するまでは、当該相続税額又は追徴税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八条の規定の適用を妨げない。

（延納税額に対する利子税額）

延納税額に対する利子税額

第五十二条　延納の許可を受けた者は、左の各号の一に該当する場合においては、分納税額を納付する場合に当該各号に掲げる利子税額をあわせて納付しなければならない。前条第六項の規定は、この場合について準用する。

一　第一回に納付すべき分納税額を納付する場合においては、左に掲げる利子税額の合計額に相当する利子税額

イ　当該分納税額を基礎とし、第三十三条第一項に規定する納期限（前条第二項第二号又は第三項第二号の規定に該当する場合には、当該各号に規定する日数計算の起算日。以下本号において同じ。）の翌日から当該分納税額の納付の日までの日数（前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項第一号の規定に該当する場合には、当該日数と同条第一項第一号に掲げる日数との合計日数。以下本号において同じ。）に応じ前条の規定に準じて計算した利子税額

ロ　延納税額の総額から当該分納税額を控除した税額を基礎とし、第三十三条第一項に規定する納期限の翌日から当該分納税額の納期限までの日数に応じ前条の規定に準じて計算した利子税額

二　第二回以後に納付すべき分納税額を納付する場合においては、左に掲げる利子税額の合計額に相当する利子税額

イ　その回の分納税額を基礎とし、前回の分納税額の納期限の翌日からその回の分納税額の納付の日までの日数に応じ前条の規定に準じて計算した利子税額

ロ　延納税額の総額からその回までの分納税額の合計額を控除した税額を基礎とし、前回の分納税額の納期限の翌日からその回の分納税額の納期限までの日数に応じ前条の規定に準じて計算した利子税額

2　延納の許可を受けた者が分納税額の納期限までに前項の規定による利子税額を完納しなかつた場合においては、税務署長は、国税徴収法第九条の規定により、同項の規定による利子税額の納付を督促する。

3　延納の許可を受けた者が納付した税額が各納期限までに納付すべき分納税額とこれにあわせて納付すべき利子税額との合計額に達しない場合においては、その納付した税額は、当該分納税額に達するまでは、当該分納税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八条の規定の適用を妨げない。

4　延納の許可を受けた者が第三十九条第五項又は第四十条第二項の規定により延納の許可を取り消された場合においては、その者については、その取消があつた時以後に納付すべきであつた分納税額をその取消があつた時に納期限が到来した分納税額とみなして、前三項の規定を適用する。

（過少申告加算税額及び無申告加算税額）

過少申告加算税額及び無申告加算税額

第五十三条　期限内申告書（第三十八条第二項第二号に掲げる者の提出した期限後申告書を含む。）の提出があつた場合において、第三十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき又は修正申告書の提出があつたときは、税務署長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る課税価格又は相続税額に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該更正に係る第三十七条の規定による追徴税額又は当該修正申告書の提出に因り第三十三条第三項の規定により納付すべき相続税額に百分の五の割合を乗じて算出した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。

2　左の各号の一に該当する場合においては、税務署長は、第一号及び第二号の場合にあつては期限内申告書の

提出がなかつたことについて、又、第三号及び第四号の場合にあつては申告書の提出がなかつたことについて、且つ、第二号及び第四号の場合にあつては更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る課税価格又は相続税額に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一月以内のときは百分の十の割合、一月をこえ二月以内のときは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて算出した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

一　期限後申告書の提出があつた場合においては、当該申告書の提出に因り第三十三条第二項の規定により納付すべき相続税額について、期限内申告書の提出期限の翌日から当該申告書の提出の日までの期間

二　前号の規定に該当する場合において、等三十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に係る第三十七条の規定による追徴税額又は当該修正申告書の提出に因り第三十三条第三項の規定により納付すべき相続税額について、期限内申告書の提出期限の翌日から当該更正又は修正申告書の提出の日までの期間

三　第三十五条第二項の規定による決定があつた場合においては、当該決定に係る第三十七条の規定による追徴税額について、期限内申告書の提出期限の翌日から当該決定に係る第三十六条の規定による通知の日までの期間

四　前号の規定に該当する場合において、第三十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に係る第三十七条の規定による追徴税額又は当該修正申告書の提出に因り第三十三条第三項の規定により納付すべき相続税額について、期限内申告書の提出期限の翌日から当該更正又は修正申告書の提出の日までの期間

3　期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、当該申告書又は修正申告書を提出した納税義務者に係る当該職員の調査に因り第三十五条の規定による決定又は更正があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、税務署長は、当該修正申告書の提出に因り第三十三条第三項の規定により納付すべき相続税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出に因り第三十三条第二項若しくは第三項の規定により納付すべき相続税額に百分の五の割合を乗じて算出した金額に相当する無申告加算税額を徴収しない。

4　第五十一条第五項及び第六項の規定は、過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収する場合について準用する。

5　税務署長は、過少申告加算税額又は無申告加算税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

6　第三十二条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

（重加算税額）

第五十四条　前条第一項の規定に該当する場合において、納税義務者が課税価格計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて期限内申告書又は修正申告書を提出していたときは、税務署長は、同項の過少申告加算税額又は無申告加算税額に代え、過少申告加算税額計算の基礎となるべき追徴税額又は相続税額に百分の五十の割合を乗じて算出した金額に相当する重加算税額を徴収する。

2　前条第二項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、税務署長は、無申告加算税額の外、同項各号に掲げる相続税額又は追徴税額に百分の五十の割合を乗じて算出した金額に相当する重加算税額を徴収する。

一　前条第二項第一号の規定に該当する場合において、納税義務者が課税価格計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて期限内申告書を提出しなかつたこと。

二　前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、納税義務者が課税価格計算の基礎となるべき事実を

隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて期限後申告書又は修正申告書を提出していたこと。

三　前条第二項第三号の規定に該当する場合においては、納税義務者が課税価格計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて申告書を提出しなかつたこと。

四　前条第二項第四号の規定に該当する場合においては、納税義務者が課税価格計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて申告書を提出せず、又は修正申告書を提出していたこと。

3　前二項の規定に該当する場合において、期限後申告書又は修正申告書の提出について、前条第三項に規定する事由があるときは、税務署長は、当該申告書又は修正申告書の提出に因り第三十三条第二項又は第三項の規定により納付すべき相続税額に係る重加算税額を徴収しない。

4　前条第四項から第六項までの規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。

（未分割遺産に対する課税）

第五十五条　相続若しくは包括遺贈に因り取得した財産に係る相続税について申告書を提出する場合、当該財産について第五十七条第一項の規定による明細書を提出する場合又は当該財産に係る相続税について第三十五条の規定による更正若しくは決定をする場合において、当該相続又は包括遺贈に因り取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて当該財産を取得したものとみなす。但し、その後において当該財産の分割があり、その分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつた場合においては、当該分割に因り取得した財産を基礎として、納税義務者において申告書を提出し、若しくは第三十二条第二項の規定による更正若しくは決定をすることを妨げない。

（贈与財産に関する明細書の提出）

第五十六条　財産を贈与した者は、当該贈与をした年の翌年一月一日から同月三十一日までに、その年中に贈与した財産（課税価格計算の基礎となるべき財産に限る。）の種類及び価額、受贈者の氏名及び住所その他政令で定める事項を記載した明細書を住所地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、その年中に同一人に対して贈与した財産の価額の合計額が三万円以下である場合においては、その者に対して贈与した財産に関する事項は、当該明細書に記載することを要しない。（昭和二十六年法律第四十号改正）

2　第二十七条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3　第一項の規定は、同項の明細書を提出すべき期間内にこの法律の施行地に住所を有しない者については、適用しない。

（取得財産に関する明細書の提出）

第五十七条　第一条の規定に該当する者は、その年中に同一人から相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産（課税価格計算の基礎となるべき財産に限る。）の価額の合計額が三万円をこえる場合においては、当該財産を取得した年の翌年二月一日から同月末日まで（その年十一月一日以後当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合には、その知つた日の翌日から四月以内）に、被相続人、遺贈者又は贈与者の異なるごとにその取得した財産の種類及び価額、当該財産取得の事由、当該財産について債務控除、配偶者控除又は未成年者控除を受ける場合にはこれらの控除に関する明細その他政令で定める事項を記載した明細書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　第二十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3　第一項の規定は、同項に規定する財産を取得した年分について相続税の納税義務がある者については、適用しない。

（市町村長等の通知）

市町村長等の通知

第五十八条　市町村長その他戸籍に関する事務を管掌する者は、死亡又は失そうに関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を当該届書を提出した者の住所地の所轄税務署長に通知しなければならない。

（調書の提出）

調書の提出

第五十九条　左の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有するものは、その月中に支払つた生命保険金若しくは支給した退職手当金等の給与又は引き受けた信託について、翌月十五日までに、大蔵省令で定める様式に従つて作製した当該各号に掲げる調書を当該調書を作製した営業所、事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、当該各号に掲げる受取人別、受給者別又は受益者別若しくは委託者別の保険金額、退職手当金等の金額又は信託の利益を受ける権利若しくは信託財産の価額が大蔵省令で定める額に達しないものについては、当該調書に記載することを要しない。

一　生命保険会社　支払つた保険金に関する保険金受取人別の調書

二　第三条第一項第二号に規定する退職手当金等の給与を支給した者　支給した退職手当金等の給与に関する受給者別の調書

三　信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）　引き受けた信託（証券投資信託法（昭和二十六年百九十八号）第二条第一項に規定する証券投資信託以外の信託で受益者と委託者とが同一人でない信託に限る。）に関する受益者別（第四条第二項第二号から第四号までに掲げる信託にあつては、委託者別）の調書

2　この法律の施行地に営業所又は事務所を有する法人は、相続税の納税義務者又は納税義務があると認められる者について税務署長の請求があつた場合においては、これらの者の財産又は債務について当該請求に係る調書を作製して提出しなければならない。（昭和二十六年法律第百九十八号改正）

（当該職員の質問検査権）

当該職員の質問検査権

第六十条　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税に関する調査又は相続税の徴収について必要があるときは、左の各号に掲げる者に質問し、又は第一号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類を検査することができる。

一　納税義務者又は納税義務があると認められる者

二　第五十六条第一項、第五十七条第一項若しくは前条の規定による明細書若しくは調書を提出した者又はその明細書若しくは調書を提出する義務があると認められる者

三　納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者

四　納税義務者又は納税義務があると認められる者が株主若しくは出資者であつたと認められる法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人

五　納税義務者は納税義務があると認められる者に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者

六　納税義務者又は納税義務があると認められる者から、財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者

七　納税義務者又は納税義務があると認められる者の財産を保管したと認められる者又はその財産を保管する

と認められる者

2　当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（相続財産等の調査）

相続財産等の調査

第六十一条　相続の開始があつた場合においては、当該相続の開始地の所轄税務署長は、当該相続開始の時における被相続人の財産の価額及び債務の金額並びに当該財産及び債務の帰属の状況等を調査し、これを相続人又は受遺者の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

（納税地）

納税地

第六十二条　相続税は、第一条第一号の規定に該当する者については、この法律の施行地にある住所地（この法律の施行地に住所を有しないこととなつた場合には、居所地）をもつて、その納税地とする。

2　第一条第二号の規定に該当する者及び同条第一号の規定に該当する者でこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるものは、納税地を定めて、納税地の所轄税務署長に申告しなければならない。その申告がないときは、国税庁長官がその納税地を指定し、これを通知する。

（納税管理人）

納税管理人

第六十三条　第一条第二号の規定に該当する者は、申告書の提出その他相続税に関する一切の事項を処理させるため、この法律の施行地に住所を有する者のうちから納税地の所轄税務署長にその氏名及び住所を申告しなければならない。第一条第一号の規定に該当する者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときも、また同様とする。

（同族会社の行為又は計算の否認）

同族会社の行為又は計算の否認

第六十四条　同族会社の行為又は計算で、これを容認した場合においてはその株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合においては、税務署長は、第三十五条の規定による更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。

2　前項の「同族会社」とは、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七条の二に規定する同族会社をいう。

（特別の法人から受ける利益に対する課税）

特別の法人から受ける利益に対する課税

第六十五条　法人税法第五条第一項第一号又は第三号に掲げる法人で、その施設の利用、余裕金の運用、解散した場合における財産の帰属等について設立者、社員、理事若しくは監事、当該法人に対し贈与若しくは遺贈をした者又はこれらの者の親族その他これらの者と前条第一項に規定する特別の関係がある者に対し特別の利益を与えるものに対して財産の贈与又は遺贈があつた時において、当該財産の贈与又は遺贈があつた場合においては、当該財産（第十二条第一項第五号に掲げる財産を除く。）の贈与又は遺贈に因り受ける利益の価額に相当する金額を当該財産を贈与又は遺贈した者から贈与又は遺贈に因り取得したものとみなす。

2　第十二条第三項の規定は、前項に規定する法人が取得した同条第一項第五号に掲げる財産について同条第三項に規定する事由がある場合について準用する。

3　前二項の規定は、第一項に規定する法人の設立があつた場合において、当該法人から特別の利益を受ける者が当該法人の設立に因り受ける利益について準用する。

（人格のない社団又は財団に対する課税）

人格のない社団又は財団に対する課税

第六十六条　代表者又は管理者の定のある人格のない社団又は財団に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合においては、当該社団又は財団を個人とみなして、これに相続税を課する。この場合においては、贈与又は遺贈により取得した財産について、当該贈与者又は遺贈者の各一人のみから財産を取得したものとみなして算出した場合の相続税額の合計額をもつて当該社団又は財団の納付すべき相続税額とする。

2　前項の規定は、同項に規定する社団又は財団を設立するために財産の提供があつた場合について準用する。

3　前二項の場合において、第一条の規定の適用については、第一項に規定する社団又は財団の住所は、その主たる営業所又は事務所の所在地にあるものとみなす。

（附加税の禁止）

附加税の禁止

第六十七条　地方公共団体は、相続税の附加税を課することができない。

第九章　罰則

脱税犯

第六十八条　詐偽その他不正の行為により相続税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の免れた相続税額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえその免れた相続税額に相当する金額以下とすることができる。

3　第一項の場合においては、税務署長は、直ちに、その免れた相続税を徴収する。

無申告犯

第六十九条　正当の事由がなくて期限内申告書又は第五十七条第一項の規定による明細書をその提出期限内に提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

秩序犯

第七十条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第五十六条第一項の規定による明細書を提出せず、又はその明細書に虚偽の記載をして提出した者

二　第五十七条第一項の規定による明細書に虚偽の記載をして提出した者

三　第五十九条の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載をして提出した者

四　第六十条の規定による財産又はその財産に関する帳簿書類の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

五　前号の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

六　第六十条の規定による質問に対し答弁をしない者

七　前号の質問に対し虚偽の答弁をした者

法人又は事業主等の処罰

第七十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第六十八条第一項、第六十九条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

秘密漏洩の罰

第七十二条　相続税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

虚偽報告の罰

第七十三条　他人の相続税について、国税庁長官、国税局長又は税務署長に対し、第五十条第一項に規定する事実に関する虚偽の報告をした者は、三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

租税犯と一般刑法との関係

第七十四条　第六十八条第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附則

相続税　相続税法　附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第四十五条第七項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島（政令で定める地域を除く。）に、施行する。

3 相続又は遺贈に因り財産を取得した者の被相続人又は遺贈者の死亡の時における住所がこの法律の施行地にある場合においては、当該財産を取得した者については、当分の間、第二十七条第一項中「十月末日」とあるのは、「十二月末日」と読み替えるものとし、同項の規定により申告すべき相続税に係る納税地は、第六十二条の規定にかかわらず、被相続人又は遺贈者の死亡の時における住所地とする。但し、当該納税地の所轄税務署長がした第四十四条第一項又は第三項に規定する通知及びその通知に係る処分は、その者の住所地の所轄税務署長がしたものとみなして当該住所地の所轄税務署長に対し再調査の請求をし、又はこれを被告として訴を提起することを妨げない。

4 この法律は、特別の定のあるものを除く外、昭昭二十五年一月一日以後に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税から適用する。

5 昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続に係る相続税又は同日以前にされた贈与に係る贈与税については、特別の定のあるものを除く外、なお従前の例による。

6 第四條第二項第二号から第四号までに掲げる信託でその信託行為が昭和二十四年十二月三十一日以前になされたものについては、同項及び同条第三項の規定を適用しない。

7 第三条第二項但書、第五条第三項但書又は第六条第四項但書の規定の適用については、昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続について改正前の相続税法（以下「旧法」という。）第四条第一項第二号又は第五号の規定により相続財産とみなされた生命保険契約又は定期金給付契約に関する権利は、第三条第一項第三号又は第四号の規定によりこれを相続又は遺贈に因り取得したものとみなされたものとみなす。

8 第十九条の規定の適用については、昭和二十四年十二月三十一日以前に第一次相続が開始している場合においては、同条第一項第一号に掲げる割合は百分の百とみなし、当該第一次相続に係る旧法（旧法による改正前の相続税法（明治三十八年法律第十号）を含む。）の規定による相続税額（第二次相続に係る被相続人が納付した又は納付すべき相続税額に限る。）は第二次相続に係る被相続人が第一次相続に因り財産を取得した日の属する年分のこの法律の規定による相続税額とみなす。

9 第七章の規定の適用については、この法律施行後において従前の例により通知された相続税若しくは贈与税の課税価格又は旧法第五十九条第一項に規定する税額は、第三十六条の規定により通知された課税価格又は第五十三条第五項（第五十四条第四項において準用する場合を含む。）又は第五十九条第一項に規定する税額とみなす。

10 第十九条第一項及び第五十条第一項の規定の適用については、附則第五項に規定する相続税又は贈与税に係る旧法第五十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十九条第一項に規定する税額は、第五十一条若しくは第五十二条の規定による利子税額又は第五十三条若しくは第五十四条の規定による過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額とみなす。

11 第五十条の規定は、この法律施行後報告のあつた分から適用し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 第九章の規定は、この法律施行後にした行為について適用し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 附則第五項に規定する相続税について、この法律施行後旧法第五十一条第一項又は旧法による改正前の相続

税法第十七条第一項但書若しくは旧法附則第三条第一項第三号の規定の例により延納を許可する場合においては、その許可すべき延納税額には、附則第十五項又は第十六項の規定による当該相続税に係る利子税額を含まないものとする。

14　附則第五項に規定する相続税又は贈与税について旧法第五十八条又は附則第三条第一項第五号の規定の例により納付し、又は徴収すべき税額でこの法律施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

15　附則第五項に規定する相続税又は贈与税について旧法第四十一条若しくは第四十七条又は旧法による改正前の相続税法の規定の例により納付し、又は徴収すべき税額でこの法律施行の際において未納であるもの及びこの法律施行後においてこれらの規定の例により納付し、又は徴収すべきものについては、附則第十六項の規定に該当する場合を除く外、この法律施行後（当該税額に係る納期限がこの法律施行後である場合には、当該納期限後）当該税額を納付し、又は徴収する日までの期間に応じて第五十一条の規定を適用する。この場合において、同条の規定により納付し、又は徴収すべき利子税額の計算の基礎となる税額については、当該利子税額についてもなされたものとみなす。

16　附則第五項に規定する相続税について旧法第五十一条第一項又は旧法による改正前の相続税法第十七条第一項但書若しくは旧法附則第三条第一項第三号の規定の例により延納を許可された税額でこの法律施行の際において延納中のもの（滞納中のものを含む。）及びこの法律施行後においてこれらの規定の例により延納を許可される税額については、この法律施行の日（当該税額に係る旧法第四十一条第一項に規定する納期限又は旧法による改正前の相続税法の規定の例による納期限がこの法律施行後である場合には、当該納期限の翌日）を第五十二条第一項各号に規定する日数の起算日とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同項の規定により納付すべき利子税額の計算の基礎となる税額について、この法律施行前に当該督促がなされているときは、当該利子税額についてもなされたものとみなす。（昭和二十五年法律第七十八号改正）

17　附則第五項に規定する相続税及び贈与税に係る旧法第五十六条に規定する事項については、同条の規定の例によらない。

18　昭和二十五年一月一日以後この法律施行前に相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該期間内に当該相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合において、その者が概算申告書を提出すべき者であるときは、その者は、第二十七条第一項又は第二項の規定にかかわらず、この法律施行後四月以内に当該概算申告書を提出しなければならない。

19　前項に規定する期間内に相続、遺贈又は贈与に因り財産を取得した者が当該期間内に死亡し、且つ、その者の相続人又は包括受遺者が当該期間内に相続の開始又は遺贈があつたことを知つた場合において、当該相続人又は包括受遺者がその死亡した者に係る最終確定申告書を提出すべき者であるときは、これらの者は、第二十九条の規定にかかわらず、この法律施行後四月以内に当該最終確定申告書を提出しなければならない。

20　第二十七条第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

21　附則第十八項に規定する期間内に開始した相続について旧法の規定により納付した相続税は、国税徴収法第三章ノ三の規定の適用については、当該相続税を納付した日において過誤納に係る国税となつたものとみなす。

22　附則第十八項又は第十九項の規定による概算申告書若しくは最終確定申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書の提出があつた場合において、当該概算申告書若しくは当該申告書に係る期限後申告書を提出した者又は附則第十九項に規定する死亡した者が、前項の規定により過誤納に係る国税となつたものとみなされた相

続税を納付し、且つ、これらの申告書を提出した日までに当該税額の全部又は一部の還付を受けていないときは、その還付を受けていない金額は、第三十三条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項第一号に掲げる税額とみなす。

23　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

（省略）

附　則

この法律は、昭和二十五年三月三十一日法律第七十八号国税の延滞金等の特例に関する法律）

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附　則

（昭和二十五年五月一日法律第百九十一号相続税法の一部を改正する法律）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月一日から適用する。

2　改正後の相続税法第十二条第一項第六号の規定の適用については、公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理に関する法律（昭和二十五年法律第百一号）第二十二条に規定する選挙に関しては、なお従前の規定による。

附　則

（昭和二十五年十二月二十日法律第二百九十号鉱業法施行法）

この法律は、新法（昭和二十五年法律第二百八十九号鉱業法）の施行の日から施行する。（鉱業法の施行期日は、公布の日（昭和二十五年十二月二十日）から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。）

（昭和二十六年一月三十日政令第二十号をもつて昭和二十六年一月三十一日から施行）

附　則

（昭和二十六年法律第四十号相続税法の一部を改正する法律）

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第十二条第一項第七号及び第三十五条の二の改正規定は、昭和二十六年一月一日以後に相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税から適用する。

2　この法律施行の際、昭和二十六年一月一日以後に相続又は遺贈に因り相続税法第三条第一項第一号に掲げる財産を取得した者が当該財産の価額を課税価格に算入した概算申告書を提出している場合において、当該申告に係る課税価格又は相続税額が同法第十二条第一項第七号の改正規定の施行に因り過大となることゝなつたときは、その者は、この法律施行後四月以内に、当該概算申告書に係る同法第三十二条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

3　昭和二十五年十二月三十一日までに相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産について確定申告書、最終確定申告書若しくはこれらの申告書に係る期限後申告書又は相続税法第五十七条第一項の規定による明細書（当該明細書の提出期限後に提出された明細書を含む。）を提出した者のこれらの申告書又は明細書に係る年分の課税価格又は相続税額については、詐偽その他不正の行為により当該相続税額を除く外、昭和三十年四月一日以後は、時効期間満了前でも、同法第三十五条の規定による課税価格又は相続税額の更正を減額する更正を除く。）又は決定をすることができない。

附　則

（昭和二十六年法律第百九十八号証券投資信託法）

1　この法律は、公布の日から施行する。

○相続税法施行令

（昭和二十五年三月三十一日政令第七十一号）

改正（昭和二十六年政令第九十八号）

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　課税価格及び控除（第二条―第四条）
第三章　申告及び納付（第五条―第十三条）
第四章　延納及び物納（第十四条―第二十五条）
第五章　再調査及び審査（第二十六条・第二十七条）
第六章　雑則（第二十八条―第三十一条）
附則

第一章　総則

（預金、貯金及び寄託金）

第一条　相続税法（以下「法」という。）第十条第一項第四号に規定する金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金は、左に掲げるものとする。

一　銀行又は無尽会社に対する預金、貯金又は積金

二　農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫又は商工組合中央金庫に対する預金、貯金又は積金

三　国民金融公庫に対する預金又は寄託金

第二章　課税価格及び控除

（公益事業を行う者の範囲）

第二条　法第十二条第一項第五号に規定する宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者は、左の各号に掲げる者とする。但し、その者が贈与又は遺贈に因り財産を取得した者であるときは、当該財産の贈与者又は当該財産の贈与者若しくは遺贈者の親族に対し当該各号に規定する事業に関する施設の利用等について特別の利益を与えない場合に限る。

一　宗教の普及、慈善又は学術の研究若しくはその普及の事業を行う者

二　学校教育又は学校教育に類する教育の事業を行う者

三　育英事業を行う者

四　前三号に掲げる者の外、もつぱら公益の事業を行う者

（債務控除をする公租公課の金額）

第三条　法第十四条第二項に規定する公租公課の金額に含まれる税額は、被相続人又は包括遺贈者の死亡の際納税義務が確定しているものの外、被相続人又は包括遺贈者の死亡後相続税の納税義務者が納付し、又は徴収されることとなつた左に掲げる税額とする。但し、相続人又は包括受遺者の責に帰すべき事由に因り納付し、又は徴収されることとなつた利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額を含まないものとする。

一　被相続人又は包括遺贈者の所得に対する所得税額

二　被相続人又は包括遺贈者が富裕税法（昭和二十五年法律第百七十四号）第一条第一号に規定する課税時期において有していた財産に対する富裕税額

三　被相続人又は包括遺贈者が相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に対する相続税額

四　被相続人又は包括遺贈者が資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第三条に規定する基準日において有していた資産につき同法第八条第一項（同法第十条第一項において準用する場合を含む。）第十三条の三、第十六条第一項から第三項まで若しくは第十六条の二第一項の規定により再評価を行い、又は同法第八条第二項（同法第十条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第九条第一項の規定により再評価が行われたものとみなされた場合における当該再評価に係る再評価税額（昭和二十六年政令第九十八号改正）

五　被相続人又は包括遺贈者が引き取つた砂糖、糖みつ、糖水若しくは揮発油に係る砂糖消費税若しくは揮発油税又はこれらの者が移出し、引き取り、若しくは販売した酒類若しくは物品税法（昭和十五年法律第四十号）第一条第一項に掲げる物品に係る酒税若しくは物品税につき納税の告知を受けた税額

（扶養義務者の未成年者控除）

扶養義務者の未成年者控除

第四条　法第十六条第二項の規定により未成年者控除を受けることができる扶養義務者が二人以上ある場合においては、各扶養義務者が未成年者控除を受けることができる金額は、当該扶養義務者が同条第五項において準用する法第十五条第三項第一号、第二号又は第四号の規定に該当する者であるときは、その者が提出した当該各号に規定する申告書又は明細書に記載したところにより、同項第三号の規定に該当する者であるときは当該扶養義務者の全員が未成年者控除を受けることができる金額の合計額（当該扶養義務者のうちに法第十五条第三項第一号、第二号又は第四号の規定に該当する者がある場合には、当該金額の合計額からその者が提出した当該各号に規定する申告書又は明細書に記載した未成年者控除を受ける金額の合計額を控除した金額）を各扶養義務者が相続又は遺贈に因り取得した財産の価額（当該財産について債務控除又は配偶者控除を受ける場合には、これらの控除後の価額）に按分して税務署長が決定した額による。

第三章　申告及び納付

（概算申告書の記載事項）

概算申告書の記載事項

第五条　法第二十七条第一項の規定による概算申告書に記載すべき事項は、左に掲げる事項とする。

一　法第二十七条第一項に規定する課税価格

二　相続税額

三　納税義務者の氏名及び住所又は居所（当該納税義務者が法第六十六条第一項に規定する社団又は財団である場合には、当該社団又は財団の名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該社団又は財団の代表者又は管理者の氏名及び住所又は居所）

四　法第六十三条に規定する納税管理人が当該申告書を提出する場合には、当該納税管理人の氏名及び住所並びに納税地

五　課税価格の計算の基礎となる財産の権利者であつた被相続人、遺贈者又は贈与者の氏名及び住所又は居所

六　前号の被相続人、遺贈者又は贈与者の異なるごとに、その取得した財産の種類、数量、価額及び所在場所の明細、当該財産の取得の事由並びにその取得の年月日

七　法第十二条第一項の規定により課税価格に算入しない財産に関する事項

八　法第十三条から第十七条まで及び法第十九条から第二十一条までの規定による控除に関する事項

九　その他参考となるべき事項

2　概算申告書を提出する者が当該申告書を提出する時において法第三十三条第一項各号の一に該当する場合には、その者の提出する概算申告書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一　法第三十三条第一項第一号の規定に該当する場合には、同号に規定する申告書に記載した課税価格及び相

続税額（当該申告書を提出した後修正申告書の提出又は法第三十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格又は相続税額）

二　法第三十三条第一項第二号の規定に該当する場合には、法第三十五条第二項の規定による決定に係る課税価格及び法第三十七条の規定による追徴税額（当該決定があつた後修正申告書の提出又は法第三十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格又は相続税額）

三　法第三十三条第一項但書の規定により納付すべき相続税額

（申告期限の延長）

申告期限の延長

第六条　国税庁長官は、通信、交通その他の状況に因り都道府県の全部又は一部にわたりやむを得ない事由があると認めるときは、地域及び期日を指定し、概算申告書の提出期限を延長することができる。

2　税務署長は、通信、交通その他の状況に因りやむを得ない事由があると認めるときは、納税義務者の申請により、期日を指定し、概算申告書の提出期限を延長することができる。

3　前項の規定の適用を受けようとする者は、その事由を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（概算申告書に添附する明細書の記載事項）

概算申告書に添附する明細書の記載事項

第七条　法第二十七条第三項の規定による明細書に記載すべき事項は、左に掲げる事項とする。

一　被相続人又は遺贈者の氏名及びその死亡の時における住所又は居所

二　被相続人又は遺贈者の死亡の時における財産の種類、数量、価額及び所在場所の明細

三　被相続人又は遺贈者の死亡の時における債務の債権者別の種類及び金額の明細並びに債権者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

四　被相続人又は遺贈者から相続又は遺贈に因り取得した財産又は承継した債務の各相続人又は受遺者ごとの明細

五　その他参考となるべき事項

（確定申告書の記載事項）

確定申告書の記載事項

第八条　法第二十八条第一項から第三項までの規定による確定申告書に記載すべき事項は、左に掲げる事項とする。

一　課税価格

二　相続税額

三　第五条第一項第三号から第九号までに掲げる事項

2　確定申告書を提出する者が当該申告書を提出する時において法第三十三条第一項各号の一に該当する場合には、その者の提出する確定申告書には、前項各号に掲げる事項の外、第五条第二項各号に掲げる事項を記載するものとする。

3　確定申告書を提出する者が当該申告書に係る年分の相続税について概算申告書又は当該申告書に係る期限後申告書を提出した者である場合において、当該確定申告書に記載すべき課税価格及び相続税額が当該概算申告書又は当該申告書に係る期限後申告書に記載した課税価格及び相続税額（これらの申告書を提出した後これらの申告書に係る修正申告書を提出した場合には、当該修正申告に係る課税価格又は相続税額）と同一であるときは、その者の提出する確定申告書には、前項の規定にかかわらず、第一項第一号及び第二号に掲げる事項、第五条第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに本項の規定に該当する旨を記載すれば足りる。

（死亡した者に係る確定申告書の記載事項等）

死亡した者に係る確定申告書の記載事項等

第九条　法第二十八条第四項の規定による確定申告書に記載すべき事項は、前条に規定する事項の外、左に掲げる事項とする。但し、同条第一項第一号に掲げる事項については自己の納付すべき相続税額を記載するものとする。

一　死亡した者の氏名及びその死亡の時における住所又は居所並びにその死亡の年月日

二　相続人又は包括受遺者が二人以上ある場合には、当該申告書を提出する者が相続又は遺贈に因り受けた利益の価額及び当該利益の価額の相続人及び包括受遺者の全員が相続又は遺贈に因り受けた利益の価額の合計額に対する割合

2　前項の申告書は、相続人又は包括受遺者が二人以上ある場合には、連署で提出しなければならない。但し、他の相続人又は包括受遺者の氏名を附記して各別に提出することを妨げない。

（最終確定申告書の記載事項等）

最終確定申告書の記載事項等

第十条　法第二十九条第一項の規定による最終確定申告書に記載すべき事項は、左に掲げる事項とする。

一　法第二十九条第一項に規定する課税価格

二　相続税額

三　死亡した者の氏名及びその死亡の時における住所又は居所並びにその死亡の年月日

四　第五条第一項第三号から第九号までに掲げる事項

五　相続人又は包括受遺者が二人以上ある場合には、前条第一項第二号に掲げる事項

2　最終確定申告書を提出する時において、その死亡した者に係る相続税について法第三十三条第一項各号の一に該当する場合には、その者の提出する最終確定申告書には、前項各号に掲げる事項の外、第五条第二項各号に掲げる事項を記載するものとする。

3　前条第二項の規定は、最終確定申告書を提出すべき相続人又は包括受遺者が二人以上ある場合について準用する。

（修正申告書の記載事項）

修正申告書の記載事項

第十一条　法第三十一条第一項の規定による修正申告書に記載すべき事項は、左に掲げる事項とする。

一　先に提出した申告書に記載した課税価格及び相続税額

二　当該修正申告に係る課税価格又は相続税額

三　第五条第一項第三号、第四号、第八号及び第九号に掲げる事項

四　当該修正が先に提出した申告書に記載がなかつた財産に関するものである場合には、当該財産の種類及び当該財産に関する第五条第一項第五号及び第六号に掲げる事項

五　当該修正が先に提出した申告書に記載された財産に関するものである場合には、当該財産の種類及び当該修正に因り増加する当該財産の価額

六　当該修正が先に提出した申告書に記載された第五条第一項第八号に掲げる事項に関するものである場合には、当該事項の修正に関する事項

2　法第三十一条第二項の規定による修正申告書に記載すべき事項は、法第三十五条の規定による更正又は決定に係る課税価格又は相続税額の外、前項第二号及び第三号に掲げる事項並びに同項第四号から第六号までに掲げる事項に準じて記載する事項とする。

（更正の請求に関する書類の記載事項）

更正の請求

第十二条　法第三十二条第三項に規定する書類に記載すべき事項は、左に掲げる事項とする。

求に関する書類の記載事項

一　当該更正の目的となる課税価格又は相続税額
二　当該更正後の課税価格又は相続税額
三　第五条第一項第三号、第四号、第八号及び第九号に掲げる事項
四　当該更正の請求をする理由
五　当該更正の請求が先に提出した申告書に記載された財産（法第三十二条第二項の規定に該当する場合には、当該財産の種類及びその過大と認められる価額
六　当該更正の請求が先に提出した申告書に記載された第五条第一項第八号に掲げる事項（法第三十二条第二項の規定に該当する場合には、法第三十五条の規定による更正又は決定の基礎となつた同号に掲げる事項を含む。）に関するものである場合には、当該事項の訂正に関する事項

（納付の手続）

第十三条　法第三十三条第一項から第三項までの規定により相続税を納付する場合には、大蔵省令で定める書式による納付書を添え、日本銀行の本店、支店又は代理店において納付し、又は郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び払渡の事務に関する政令（昭和二十四年政令第百七十四号）の規定に従い、郵便局において納付するものとする。

第四章　延納及び物納

（延納申請書の記載事項等）

第十四条　法第三十九条第一項の規定による申請書に記載すべき事項は、左に掲げる事項とする。

一　第五条第一項第三号、第四号及び第九号に掲げる事項
二　納付すべき相続税額
三　前号の相続税額のうち金銭で一時に納付することを困難とする金額及びその困難とする事由
四　延納を求めようとする相続税額
五　延納を求めようとする期間並びに分納税額及びその納期限
六　担保の種類、数量、価額及びその所在場所の明細（その担保が保証人の保証である場合には、その保証人の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地並びにその資産状態の明細）

2　前項の申請書は、期限内申告書、期限後申告書又は修正申告書の提出に因り法第三十三条第一項から第三項までの規定により納付する相続税額について延納を申請しようとする場合には、これらの申告書と同時に提出しなければならない。

（延納条件変更の申請書の記載事項）

第十五条　法第三十九条第四項の規定による申請書に記載すべき事項は、左に掲げる事項とする。

一　第五条第一項第三号、第四号及び第九号に掲げる事項
二　許可に係る延納期間並びに分納税額及びその納期限
三　変更を求めようとする延納期間又は分納税額及びその納期限並びにその変更を求めようとする理由

（延納の担保の種類）

第十六条　法第三十九条第八項に規定する担保の種類は、左に掲げるものとする。

一　国債及び地方債並びに税務署長において確実と認める社債その他の有価証券
二　土地
三　保険に附した家屋

四　保険に附した立木
五　保険に附した船舶
六　工場財団、鉱業財団及び漁業財団
七　税務署長において確実と認める保証人の保証

（延納の担保の提供の手続）

延納の担保の提供の手続

第十七条　延納の担保として前条第一号に掲げる財産を提供しようとする者は、これを供託し、その供託受領証を当該延納を許可した税務署長に提出しなければならない。但し、登録国債及び社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録した社債等については、その登録を受け、登録済通知書又は登録済証を提出し、なお乙種国債登録簿に登録したものについては、記名国債証券を供託し、その供託受領証を提出しなければならない。

2　延納の担保として前条第二号から第六号までに掲げる財産を提供した者がある場合には、税務署長は、抵当権の登記又は登録を登記所又は登録機関に嘱託しなければならない。

3　前条第七号に掲げる保証人の保証をもつて延納の担保に充てようとする者は、当該保証人の保証を証する書面を当該延納を許可した税務署長に提出しなければならない。

（物納申請書の記載事項等）

物納申請書の記載事項等

第十八条　法第四十二条第一項の規定による申請書に記載すべき事項は、左に掲げる事項とする。

一　第五条第一項第三号、第四号及び第九号に掲げる事項
二　納付すべき相続税額
三　前号の相続税額のうち金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由
四　物納を求めようとする相続税額
五　物納に充てようとする財産の種類、数量、価額及び所在場所の明細
六　法第四十一条第三項第三号又は第四号に掲げる財産を物納に充てようとする場合には、同条第四項に規定する事由その他当該財産を物納に充てようとする特別の事由
七　物納に充てようとする財産が当該財産の取得の時から申請書の提出の時までにその状況に著しい変化を生じたものである場合には、その変化の状況の詳細

2　第十四条第二項の規定は、前項の申請書を提出する場合について準用する。

3　法第四十二条第四項の規定による申請書に記載すべき事項は、第一項第一号に掲げる事項及びその物納に充てようとする財産に係る同項第五号から第七号までに掲げる事項とする。

（物納財産による過誤納額の還付）

物納財産による過誤納額の還付

第十九条　法第四十三条第三項の規定により物納に充てた財産で過誤納額の還付を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を当該物納の許可をした税務署長に提出しなければならない。

一　第五条第一項第三号、第四号及び第九号に掲げる事項
二　過誤納額
三　還付を受けようとする財産の種類、数量、収納価額及び当該財産の物納を申請した時における所在場所

2　法第四十三条第三項の規定により物納に充てた財産で過誤納額の還付を受ける場合において、過誤納額が当該財産の収納価額に満たないときは、納税義務者は、その収納価額と過誤納額との差額に相当する金額の相続税を納付しなければならない。

（物納財産の収納手続）

相続税　相続税法施行令

物納財産の収納手続

第二十条　法第四十一条第三項第一号又は第三号に掲げる財産により物納を許可された者は、当該財産に係る証券を当該財産の物納を許可した税務署長に提出しなければならない。但し、記名式の証券（記名国債証券を除く。）については、その提出前に大蔵大臣名義に変更し、登録国債及び社債等登錄法の規定により登錄した社債等については、大蔵大臣名義に変更の登錄を受け、登錄済通知書又は登錄済証を提出し、なお乙種国債登錄簿に登錄したものについては、記名国債証券を提出しなければならない。

第二十一条　税務署長は、物納財産が国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項各号に掲げる財産であるときは、物納財産明細書を当該税務署長の管轄区域（物納財産が不動産又は船舶である場合には、その所在地）を所轄する財務局長に送付し、財務局長は、これを大蔵大臣に送付しなければならない。（昭和二十六年政令第九十八号改正）

3　国有財産法第二条第一項各号に掲げる財産以外の物納財産の収納後の取扱手続は、大蔵大臣が定める。

第二十二条　税務署長は、毎月前月中の相続税の物納の額について物納報告書を作製し、参照書類を添え、その月十日までにこれを所轄国税局長に送付し、国税局長は、毎月税務署長の物納報告書に基き物納報告書を作製し、参照書類を添え、その月二十日までにこれを国税庁長官に送付し、国税庁長官は、毎月国税局長の物納報告書に基き物納総報告書を作製し、その月二十五日までにこれを大蔵大臣に送付しなければならない。

2　大蔵大臣は、毎月国税庁長官の物納報告書に基き物納総報告書を作製しなければならない。

第二十三条　税務署長は、会計検査院に対する証明のため、相続税の物納の額について物納額計算書を作製し、証拠書類を添え、これを所轄国税局長に送付し、国税局長は、これを会計検査院に送付しなければならない。

2　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十一条の規定は、前項の計算書について準用する。

第二十四条　税務署長は、物納簿を備え、これに相続税の物納の額その他必要な事項を記入しなければならない。

2　国税局長及び国税庁長官は、物納総括簿を備え、それぞれ第二十二条第一項の規定による報告に基き、これに相続税の物納の額その他必要な事項を記入しなければならない。

第二十五条　第二十一条及び第二十二条に規定する書類は、大蔵大臣が定める。

第五章　再調査及び審査

（再調査請求書の提出）

再調査請求書の提出

第二十六条　法第四十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による再調査の請求をしようとする者は、当該各項に規定する通知に係る事項、その不服の事由並びに請求者の氏名及び住所又は居所を記載した再調査請求書に証拠書類を添え、これを同条第一項に規定する税務署長に提出しなければならない。

（審査請求書の提出）

審査請求書の提出

第二十七条　法第四十五条第一項の規定による審査の請求をしようとする者は、同項に規定する通知に係る事項又は再調査の決定に係る事項、その不服の事由並びに請求者の氏名及び住所又は居所を記載した審査請求書に証拠書類を添え、同項に規定する税務署長を経由し、左の区分に従い、これを国税庁長官又は第二号若しくは第三号に掲げる国税局長に提出しなければならない。

相続税　相続税法施行令

一　当該通知に係る事項に関する調査が国税庁の職員によつてなされたものである場合には、国税庁長官
二　当該通知に係る事項に関する調査が国税局の職員によつてなされたものである場合には、当該国税局長
三　再調査の決定に対し審査の請求をしようとする場合には、当該再調査の決定をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長

2　前項の場合において、税務署長が審査請求書を受け取つたときは、当該審査請求書は、同項に規定する国税庁長官又は国税局長に対し提出されたものとみなす。

第六章　雑則

（第三者通報の報告事項）

第二十八条　法第五十条第一項の規定による報告をしようとする者は、左に掲げる事項を記載した書類を国税庁長官又は国税局長に提出しなければならない。

一　報告者の氏名及び住所又は居所
二　納税義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は納税義務者の課税価格若しくは相続税額に不足額があると認められる事実の詳細
三　前号の納税義務があると認められる者又は納税義務者の氏名及び住所又は居所（これらの者が法第六十六条第一項に規定する社団又は財団である場合には、当該社団又は財団の名称及び主たる営業所又は事務所の所在地）

（贈与財産に関する明細書の記載事項）

第二十九条　法第五十六条第一項の規定による明細書に記載すべき事項は、左に掲げる事項とする。

一　当該明細書を提出する者の氏名及び住所又は居所

二　受贈者の氏名及び住所又は居所（当該受贈者が法第六十六条第一項に規定する社団又は財団である場合には、当該社団又は財団の名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該社団又は財団の代表者又は管理者の氏名及び住所又は居所）
三　受贈者の異なるごとに、その贈与した財産の種類、数量、価額及び所在場所の明細並びにその贈与の年月日
四　その他参考となるべき事項

（取得財産に関する明細書の記載事項）

第三十条　法第五十七条第一項の規定による明細書に記載すべき事項は、左に掲げる事項とする。

一　当該明細書を提出する者の氏名及び住所又は居所（その者が法第六十六条第一項に規定する社団又は財団である場合には、当該社団又は財団の名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該社団又は財団の代表者又は管理者の氏名及び住所又は居所）
二　課税価格の計算の基礎となる財産の権利者であつた被相続人、遺贈者又は贈与者の異なるごとに、その取得した財産の種類、数量、価額及び所在場所の明細、当該財産の取得の事由並びにその取得の年月日
三　前号の被相続人、遺贈者又は贈与者の異なるごとに、その取得した財産の種類、数量、価額及び所在場所
四　法第十三条から第十七条までの規定による控除に関する事項
五　その他参考となるべき事項

（同族関係者の範囲）

第三十一条　法第六十四条第一項に規定する同族会社の株主又は社員と特別の関係がある者は、左に掲げる者とする。

一　株主又は社員とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の親族でその者と生計を一にしているもの

二　株主又は社員たる個人の使用人及び使用人以外の者で当該個人から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの並びにこれらの者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

附　則

1　この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　法附則第二項に規定する法の施行地域から除かれる地域は、左に掲げる地域とする。

一　千島列島（琉球諸島を含む。）

二　小笠原諸島、硫黄列島、大東島諸島、沖鳥島、南鳥島及び中鳥島

三　竹島

四　北緯三十度以南の南西諸島（口の島を含む。）

3　法附則第三項の規定の適用がある間は、第八条第三項の規定は、適用しない。但し、確定申告書を提出すべき税務署長が当該申告書に係る年分の相続税について先に概算申告書を提出した税務署長である場合には、この限りでない。

4　この政令は、第二十六条から第二十八条までの規定を除く外、昭和二十五年一月一日以後に、相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税から適用する。

附　則（昭和二十六年政令第九十八号）

この政令は、公布の日から施行する。

○相続税法施行規則

（昭和二十五年三月三十一日大蔵省令第十七号）

（調書提出の限度）

調書提出の限度

第一条　相続税法（以下「法」という。）第五十九条第一項但書の規定により同項に規定する調書に記載することを要しない場合は、左の各号に掲げる保険金額、退職手当金等の金額又は信託の利益を受ける権利若しくは信託財産の受取人別、受給者別又は受益者別若しくは受託者別の額が当該各号に規定する額に達しない場合とする。

一　法第五十九条第一項第一号に規定する支払つた保険金については、保険金額三万円

二　法第五十九条第一項第二号に規定する退職手当金等については、退職手当金等の金額三万円

三　法第五十九条第一項第三号に規定する引き受けた信託については、その引き受けた信託財産につき法第三章の規定により評価した価額三万円

（調書の書式）

調書の書式

第二条　法第五十九条第一項第一号の調書は第一号書式により、同項第二号の調書は第二号書式により、同項第三号の調書は第三号書式による。

（納付書の書式）

納付書の書式

第三条　相続税法施行令第十三条に規定する納付書は、第四号書式による。

附　則

この省令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

相続税　相続税法施行規則

第一号書式（用紙日本標準規格B6）

生命保険金受取人別支払調書

		被保険者		保険契約者（又は保険料払込人）		保険金受取人	
		住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名
保険事故							
保険事故発生年月日	年月日						
保険の種類							
保険金支払年月日	年月日						
保険金額	円						
増加又は割増保険金額	円						
未払利益配当金	円						
貸付金額未収利息	円						
未払込保険料	円						
前納保険料払戻金	円						
差引支払保険金額	円						
摘要							

昭和　年　月　日提出

保険会社の名称及び所在地

備考　一　保険事故欄には、死亡、満期、解約等保険金の支払事由を記載すること。

二　解約の場合には、解約返戻金相当額を保険金額欄に記載すること。

三　契約者以外の者が保険料の払込をしていることの明かなものについては、契約者欄に保険料払込を記載すること。

第二号書式（用紙日本標準規格B6）

退職手当金等受給者別支払調書

		死亡に因る退職者		受給者	
		住所	氏名	住所	氏名
退職手当金等の種類					
退職手当金等の給与金額	円				
死亡年月日	年月日				
死亡時の地位職務					
受給者と死亡に因る退職者との続柄					
支払年月日	年月日				
摘要					

昭和　年　月　日提出

営業所又は事務所等の名称（又は氏名）及び所在地

備考　退職手当金等の種類欄には、退職手当金、功労金、一時扶助料、その他これらに準ずる給与の別を記載すること。

第三号書式（用紙日本標準規格B6）

書調（別者託委）別者益受する関に託信

受益者	氏名	
	住所	
委託者	氏名	
	住所	
信託財産の種類		
信託財産の所在場所		
構造数量		
信託財産の価額		円
受益権の内容		
信託契約年月日		
記号番号		
摘要		

昭和　年　月　日提出

信託会社の名称及び所在地

備考　次の信託については、その旨を摘要欄に記載すること。

一　信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないため受益者が確定していない信託

二　受益者が存在していない信託

三　停止条件附で信託の利益を受ける権利を有せしめた信託

第四号書式（用紙規格A6横長縦寸法百三十粍×百本日輪転）

領収済通知書

第号	（納人）	
年度	住所	
一般会計	氏名	
大蔵省主管	税務署	
租税	相続税	
税額	金	万千百十円
利子税額	金	
納付の目的	年月日申告（修正申告）に係る分	
納付の場所	日本銀行何店（日本銀行本店、支店又は代理店）	印

領収証書

第号	（納人）	
年度	住所	
一般会計	氏名	
大蔵省主管	税務署	
租税	相続税	
税額	金	万千百十円
利子税額	金	
納付の目的	年月日申告（修正申告）に係る分	
	何年何月何日領収	
	日本銀行何店	印

領収済通知書

第号	（納人）	
年度	住所	
一般会計	氏名	
大蔵省主管	税務署	
租税	相続税	
税額	金	万千百十円
利子税額	金	
納付の目的	年月日申告（修正申告）に係る分	
	何年何月何日領収	
	日本銀行何店	印

備考　一　納付書、領収済通知書及び領収証書の年度、納人の住所氏名、税務署名、金額（税額欄に法第三十三条第一項から第三項までの規定により納付する金額、利子税額欄には、法第五十一条又は第五十二条の規定による利子税額、納付の目的及び納付の場所は、すべて納人において記載すること。

二　年度は納付の日より区分して記載すること。

三　納付の目的は申告書に記載された税額を納付する場合には、その申告書を提出した年月日を記入し、修正申告書の提出に因り増加する税額を納付する場合には、その修正申告書を提出した年月日を記入し、且つ、不要の文字「（申告）」を抹消し、且つ、不要の文字「（修正申告）」を抹消すること。

四　金額は「アラビヤ」数字をもつて明瞭に記載すること。

相続税額速算表

課税価格	税率	控除額
200千円以下	25	0千円
200千円超	20	10
500 〃	35	35
1,000 〃	40	85
1,500 〃	45	160
2,000 〃	50	260
3,000 〃	55	410
4,000 〃	60	610
5,000 〃	65	860
7,000 〃	70	1,210
10,000 〃	75	1.710
15,000 〃	80	2,460
25,000 〃	85	3,710
50,000 〃	90	6.210

計算例

課税価格　　税額

2,500,千円×50%＝1,250,千円

控除額　　算出税額

1250千円－260千円＝99千円

富裕税

○富裕税法

（昭和二十五年五月十一日法律第百七十四号）

改正　昭和二十五年法律第二百十四号（文化財保護法）、昭和二十五年法律第二百九十号（鉱業法施行法）、昭和二十六年法律第百九十八号（証券投資信託法）

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　課税価格及び税率（第七条―第十一条）
第三章　財産の評価（第十二条―第十七条）
第四章　申告及び納付（第十八条―第二十二条）
第五章　更正及び決定（第二十三条―第二十五条）
第六章　再調査、審査及び訴訟（第二十六条―第三十条）
第七章　雑則（第三十一条―第四十一条）
第八章　罰則（第四十二条―第四十八条）
附則

第一章　総則

（納税義務者）

納税義務者

第一条　左に掲げる者は、この法律により、富裕税を納める義務がある。

一　課税時期（毎年十二月三十一日午後十二時をいう。以下同じ。）においてこの法律の施行地に住所を有し、又は一年以上居所を有する個人

二　前号の規定に該当しない個人で課税時期においてこの法律の施行地にある財産を有するもの

（課税財産の範囲）

課税財産の範囲

第二条　前条第一号の規定に該当する者については、その者の有する財産の全部に対し、富裕税を課する。

2　前条第二号の規定に該当する者については、その者の有するこの法律の施行地にある財産に対し、富裕税を課する。

（財産の所在）

財産の所在

第三条　左の各号に掲げる財産の所在については、当該各号に規定する場所による。

一　動産若しくは不動産又は不動産の上に存する権利については、その動産又は不動産の所在。但し、船舶については、船籍の所在

二　鉱業権については、鉱区の所在（昭和二十五年法律第二百九十号改正）

三　漁業権又は入漁権については、漁場に最も近い沿岸の属する市町村又はこれに相当する行政区画

四　金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金の受入をした営業所又は事業所の所在

五　合同運用信託（信託会社又は信託業務を兼営する銀行が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。以下同じ。）に関する権利については、その信託の引受をした営業所の所在

六　特許権、実用新案権、意匠権又は商標権については、その登録をした機関の所在

七　前各号に掲げる財産を除く外、営業所又は事業所を有する者の当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在

2　前項各号に掲げる財産以外の財産の所在については、権利者の住所（この法律の施行地に住所を有せず、又は一年以上居所を有する者については、当該居所）の所在による。

〔施令〕一

（信託財産及び信託に関する権利）

信託財産及び信託に関する権利

第四条　課税時期において現に存する信託については、その時における受益者が信託財産（合同運用信託及び証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項に規定する証券投資信託にあつては、信託に関する権利）を有するものとみなして、この法律を適用する。（昭和二十六年法律第百九十八号改正）

2　前項の場合において、課税時期までに、元本若しくは収益の受益者がその元本若しくは収益を全然受けていないとき又は受益者が特定していないとき若しくはまだ存在していないときは、委託者又はその相続人を受益者とみなす。

3　前二項の場合において、受益者が二人以上あるときは、これらの受益者が、それぞれその受けるべき利益の価額の割合に応じて、信託財産又は信託に関する権利を有するものとみなす。

（定期金給付契約及び生命保険契約に関する権利）

定期金給付契約及び生命保険契約に関する権利

第五条　課税時期において現に存する郵便年金契約その他の定期金給付契約でその時までにまだ定期金給付事由が発生していないもの又は課税時期において現に存する生命保険契約（一定期間内に保険事故が発生しなかつた場合において、返還金その他これに準ずるものの支払がない生命保険契約を除く。以下同じ。）でその時までにまだ保険事故が発生していないものについては、その掛金又は保険料の全部又は一部を負担している割合に応じて、その契約に関する権利を有するものとみなして、この法律を適用する。

2　前項に規定する定期金給付契約又は生命保険契約で左の各号の一に該当するものについては、同項の規定にかかわらず、当該各号に規定する被雇用者がその契約に関する権利の全部を有するものとみなして、この法律を適用する。

一　雇用者が契約者となり、被雇用者を年金受取人及び返還金受取人又は被保険者及び保険金受取人としているもの

二　雇用者が契約者となり、被雇用者を年金受取人又は被保険者とし、その親族を返還金受取人又は保険金受取人としているもの

三　雇用者が契約者となり、被雇用者を年金受取人又は被保険者とし、被雇用者が退職するときは当該契約者の権利義務を無償で被雇用者が承継する旨を約しているもの

（同居親族）

第六条　この法律において「同居親族」とは、課税時期において生計を一にする親族で左に掲げる関係にあるものをいう。但し、その関係にある者が第一条第一号の規定に該当する者でない場合には、その者を除く。

一　夫婦

二　親と未成年の子（その子に配偶者又は子のない場合であつて、その孫に親のない場合又はその孫と親が生計を一にしていない場合に限る。）

三　祖父母と未成年の孫（その孫に配偶者又は子のない場合に限る。）

2　前項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫が養子である場合には、当該各号中親とあるのは、養親とする。

3　第一項第二号及び第三号の場合において、その子又はその孫とその父又は母の配偶者又は配偶者であつた者との間に親子の関係がない場合又はなかつた場合においても、その子又はその孫とこれらの者との間に親子の関係があり、又はあつたものとみなす。

4　前二項に規定するものの外、同居親族の範囲の決定に関し必要な事項は、政令で定める。

〔施令〕二

第二章　課税価格及び税率

（課税価格）

第七条　第一条第一号の規定に該当する者については、課税時期において有する財産の価額から、課税時期において現に存する債務（公租公課を含む。以下同じ。）の金額を控除した金額を課税価格とする。

2　第一条第一号の規定に該当する者で日本の国籍を有しないものについては、前項の規定にかかわらず、課税時期において有するこの法律の施行地にある財産の価額から、課税時期において現に存する債務で左に掲げるものの金額を控除した金額を課税価格とする。

一　この法律の施行地において納付すべき公租公課

二　課税時期においてこの法律の施行地にある財産を目的とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権で担保される債務

三　前二号に掲げる債務を除く外、課税時期においてこの法律の施行地にある財産の取得、維持又は管理のために生じた債務

四　前三号に掲げる債務を除く外、その者が課税時期においてこの法律の施行地に営業所又は事業所を有している場合においては、当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の債務

五　前各号に掲げる債務を除く外、課税時期においてこの法律の施行地に住所又は居所を有する個人に対する債務及び課税時期においてこの法律の施行地に営業所又は事業所を有する法人に対する債務で当該営業所又

は事業所との間に生じたもの

3　同居親族については、前二項の規定により課税価格を計算する場合において、同居親族のうち、その債務の金額がその財産の価額を超過する者があるときは、前二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、その超過額を他の一人又は数人の同居親族の課税価格から控除し、その控除後の金額を、それぞれその同居親族の課税価格とする。

4　第一条第二号の規定に該当する者については、課税時期において有するこの法律の施行地にある財産の価額から、課税時期において現に存する債務で左に掲げるものの金額を控除した金額を課税価格とする。

一　課税時期においてこの法律の施行地にある財産に係る公租公課

二　第二項第二号から第四号までに掲げる債務

〔施令〕三

（控除すべき債務）

控除すべき債務

第八条　前条の規定により課税価格を計算する場合において、その金額を控除すべき債務は、確実と認められるものに限る。

2　前条の規定により課税価格を計算する場合において、その金額の外、当該課税時期において債務の確定しているものの金額を控除すべき公租公課の金額は、課税時期に加算される前年以前の所得を含む年における所得（所得税額計算の際当該所得税法第二十七号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）、砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）、骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）、酒税法（昭和十五年法律第三十五号）、物品税法（昭和十五年法律第四十号）、揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）又は地方税法（昭和二十五年法律第　号）の規定により課せられるべき税額で政令で定めるものを含むものとする。

〔施令〕四

（非課税財産）

非課税財産

第九条　左に掲げる財産の価額は、第七条の規定による課税価格の計算上、財産の価額に算入しない。

一　皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）第七条の規定により皇位とともに皇嗣が受ける物

二　国又は地方公共団体若しくは政令で定めるその他の公共団体において公用又は公共の用に供する土地、家屋及び物件

三　墓所、霊廟及び祭具並びにこれらに準ずるもの

四　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝若しくは重要文化財、特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物として指定され、若しくは仮指定され、又は重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定されたもの（昭和二十五年法律第二百十四号改正）

五　もつぱら学術の研究の用に供する書籍、標本及び機械器具

六　生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産で大蔵省令で定めるもの

2　前項第二号、第四号又は第五号に掲げる財産が、その所有者において当該財産から所得その他の経済的利益を得ているものである場合（その利益が著しく少くて大蔵省令で定める基準以下のものである場合を除く。）においては、当該財産の価額は、同項の規定にかかわらず、第七条の規定による課税価格の計算上、財産の価額に算入する。

3　第一項第四号に掲げる財産（前項の規定の適用を受ける財産を除く。）については、同一人の有するこれらの

財産の価額の合計額（同居親族については、その有するこれらの財産の価額の合計額）が百万円をこえる場合においては、その百万円をこえる部分の価額は、第一項の規定にかかわらず、第七条の規定による課税価格の計算上、財産の価額に算入する。

4　第一項各号に掲げる財産の取得、維持又は管理のために生じた債務の金額（第二項の規定の適用を受ける財産に係るこれらの債務の金額及び前項の規定の適用を受ける財産に係るこれらの債務の金額のうち同項の規定により課税価格の計算上財産の価額に算入する部分の価額に対応する部分の金額を除く。）は、第七条の規定による課税価格の計算上、債務の金額に算入しない。

〔施令〕五

〔施規〕一、二

（免税点）

免税点

第十条　富裕税は、課税価格が五百万円以下であるときは、これを課さない。

2　同居親族については、その課税価格を合算し、その総額について、前項の規定を適用する。

（税率）

税率

第十一条　富裕税は、課税価格を左の各級に区分し、遞次に各税率を適用して、これを課する。

五百万円をこえる金額	千分の五
千万円をこえる金額	千分の十
二千万円をこえる金額	千分の二十
五千万円をこえる金額	千分の三十

2　同居親族については、その課税価格を合算し、その総額について前項の規定を適用して算出した金額を、各々

の課税価格に按分して、各々の税額を定める。

第三章　財産の評価

（評価の原則）

評価の原則

第十二条　この章で特別の定のあるものを除く外、課税時期における財産の価額は、その時における時価により、課税時期における財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

（地上権及び永小作権の評価）

地上権及び永小作権の評価

第十三条　地上権（借地法（大正十年法律第四十九号）に規定する借地権に該当するものを除く。以下同じ。）及び永小作権の価額は、その残存期間に応じ、その目的となつている土地の課税時期における価額に、左に掲げる割合を乗じて算出した金額による。

残存期間が十年以下のもの	百分の五
残存期間が十年をこえ十五年以下のもの	百分の十
残存期間が十五年をこえ二十年以下のもの	百分の二十
残存期間が二十年をこえ二十五年以下のもの	百分の三十
残存期間が二十五年をこえ三十年以下のもの及び地上権で存続期間の定のないもの	百分の四十
残存期間が三十年をこえ三十五年以下のもの	百分の五十
残存期間が三十五年をこえ四十年以下のもの	百分の六十
残存期間が四十年をこえ四十五年以下のもの	百分の七十
残存期間が四十五年をこえ五十年以下のもの	百分の八十

残存期間が五十年をこえるもの　百分の九十

（有価証券の評価）

有価証券の評価

第十四条　有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいう。）の価額は、証券取引所に上場されているものについては、同法第百二十二条第二項の規定により公表されたその年十二月中の毎日の最終価格の平均額による。

（定期金に関する権利の評価）

定期金に関する権利の評価

第十五条　課税時期において現に存する郵便年金契約その他の定期金給付契約でその時までに定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、左に掲げる金額による。

一　有期定期金については、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、左に掲げる割合を乗じて算出した金額。但し、一年間に受けるべき金額の十五倍をこえることができない。

残存期間が五年以下のもの　百分の七十

残存期間が五年をこえ十年以下のもの　百分の六十

残存期間が十年をこえ十五年以下のもの　百分の五十

残存期間が十五年をこえ二十五年以下のもの　百分の四十

残存期間が二十五年をこえ三十五年以下のもの　百分の三十

残存期間が三十五年をこえるもの　百分の二十

二　無期定期金については、その一年間に受けるべき金額の十五倍に相当する金額

三　終身定期金については、その目的とされた者の課税時期における年令に応じ、一年間に受けるべき金額に、左に掲げる倍数を乗じて算出した金額

二十五歳以下の者　十一倍

二十五歳をこえ四十歳以下の者　八倍

四十歳をこえ五十歳以下の者　六倍

五十歳をこえ六十歳以下の者　四倍

六十歳をこえ七十歳以下の者　二倍

七十歳をこえる者　一倍

2　前項に規定する定期金給付契約に関する権利で同項第三号の規定の適用を受けるものにつき、その目的とされた者が課税時期後第十八条第一項から第三項までに規定する申告書の提出期限（同条第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により延長された期限）までに死亡し、その死亡に因りその給付が終了した場合においては、当該定期金給付契約に関する権利の価額は、前項第三号の規定にかかわらず、その権利者が課税時期後給付を受けた又は受けるべき金額（当該権利者の遺族その他の第三者が当該権利者の死亡に因り給付を受けるときは、その給付を受けた又は受けるべき金額を含む。）による。

3　第一項に規定する定期金給付契約に関する権利で、その権利者に対し、一定期間、且つ、その目的とされた者の生存中、定期金を給付する契約に基くものの価額は、同項第一号に規定する有期定期金として算出した金額又は同項第三号に規定する終身定期金として算出した金額のいずれか低い方の金額による。

4　第一項に規定する定期金給付契約に関する権利で、その目的とされた者の生存中定期金を給付し、且つ、一定期間内にその者が死亡したときはその権利者又はその遺族その他の第三者に対し当該期間中継続して定期金を給付する契約に基くものの価額は、同項第一号に規定する有期定期金として算出した金額又は同項第三号に規定する終身定期金として算出した金額のいずれか高い方の金額による。

5　前各項の規定は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による恩給に関する権利その他定期金に関する権利で契約に基くもの以外のものの価額の評価について準用する。

定期金に関する権利の評価（定期金給付事由が発生していないもの。）

第十六条　課税時期において現に存する郵便年金契約その他の定期金給付契約でその時までに定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額は、その掛金の払込開始の時から課税時期までの経過期間に応じ、課税時期までに払い込まれた掛金の合計金額に、左に掲げる割合を乗じて算出した金額による。

経過期間が五年以下のもの	百分の九十
経過期間が五年をこえ十年以下のもの	百分の百
経過期間が十年をこえ十五年以下のもの	百分の百十
経過期間が十五年をこえるもの	百分の百二十

生命保険契約に関する権利の評価

（生命保険契約に関する権利の評価）

第十七条　課税時期において現に存する生命保険契約でその時までに保険事故の発生していないものに関する権利の価額は、課税時期までに払い込まれた保険料の合計金額（課税時期までに保険料の払込期日の到来していない部分を除く。）に百分の七十の割合を乗じて算出した金額による。但し、保険金額に百分の二の割合を乗じて算出した金額を控除した金額による。

2　課税時期を含む年において相続に因り財産又は債務を承継した者が、当該財産の価額又は債務の金額をその税額その他政令で定める事項を記載した申告書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第四章　申告及び納付

（申告）

第十八条　第一条の規定に該当する者は、課税価格が五百万円をこえる場合（同居親族については、その課税価格を合算した金額が五百万円をこえる場合）においては、翌年二月一日から同月末日までに、課税価格、富裕税額は、払込保険料の全額に相当する金額による。

申告

2　課税時期を含む年において相続に因り財産又は債務を承継した者が、当該財産の価額又は債務の金額をその課税価格計算の基礎に算入しないで前項の規定に該当する者である場合において、その年十一月一日から同項の申告書の提出期限までに当該相続の開始があつたことを知り、且つ、当該財産の価額又は債務の金額をその課税価格計算の基礎に算入した場合においてなお同項の規定に該当する者であるときは、その者（その者に同居親族を含む。）は、当該相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、同項の規定により政令で定める事項を記載した申告書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　課税時期を含む年において相続に因り財産又は債務を承継した者が、当該財産の価額又は債務の金額をその課税価格計算の基礎に算入することに因り第一項の規定に該当する者となつた場合において、その年十一月一日以後当該相続の開始があつたことを知つたときは、その者（その者に同居親族があるときは、その同居親族を含む。）は、当該相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、第一項の規定により政令で定める事項を記載した申告書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4　第一項の規定に該当する者が課税時期後申告書の提出前に死亡した場合においては、その相続人は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、被相続人に係る富裕税について申告書を被相続人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合における申告書の記載事項、相続人が二人以上ある場合の申告の要領その他必要な事項については、政令で定める。

5　同居親族のうち第一項の規定に該当する者が二人以上ある場合においては、前四項の規定による申告書に第一項又は前項の規定により政令で定める事項を各別に区分して記載し、これを連署で提出しなければならない。但し、他の同居親族の氏名を附記して、各別に提出することを妨げない。

6　前項の規定の適用については、第四項に規定する相続人相互及び当該相続人とその被相続人の同居親族との関係については、これを互に他の同居親族とみなす。

7　通信、交通その他やむを得ない事由に因り、第一項から第四項までに規定する申告書の提出期限内に当該各項の規定による申告書を提出することができない者については、政令の定めるところにより、国税庁長官又は税務署長は、その期限を延長することができる。

8　第二項から第四項までの規定は、当該各項に規定する申告書の提出期限前に第二十四条の規定による決定の通知があつた場合には、適用しない。

9　第一項の規定に該当する者又は第四項に規定する申告書の提出期限（第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により延長された期限。以下「申告書の提出期限」という。）後においても、第二十四条の規定による決定の通知があるまでは、第一項又は第四項の規定により政令で定める事項を記載した申告書を、納税地又は被相続人の納税地の所轄税務署長に提出することができる。第五項及び第六項の規定は、この場合における申告書の提出について準用する。

10　第一項から第四項までの規定による申告書を「期限内申告書」という。

〔施令〕六、七、八

（修正申告）

修正申告　**第十九条**　期限内申告書又は期限後申告書を提出した者は、当該申告に係る課税価格又は富裕税額に不足額があるときは、第二十四条の規定による更正の通知があるまでは、当該申告に係る課税価格又は富裕税額について修正すべき事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、先に申告書を提出した税務署長に提出することができる。

2　第二十三条の規定による更正又は決定を受けた者は、当該更正又は決定に係る課税価格又は富裕税額に不足額があるときは、当該更正又は決定に係る課税価格又は富裕税額について、修正すべき事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該更正又は決定をした税務署長に提出することができる。

3　前二項の規定による申告書（この申告書を「修正申告書」という。）を提出することができる者が死亡した場合においては、その者の相続人は、その被相続人に係る富裕税について、修正申告書を提出することができる。

〔施令〕九

（更正の請求）

更正の請求　**第二十条**　期限内申告書又は当該申告書に係る修正申告書を提出した者は、当該申告に係る課税価格若しくは富裕税額又は当該修正申告に因り増加した課税価格若しくは富裕税額が過大であることを知つたときは、当該申告書の提出期限又は当該修正申告書を提出した日から一月以内に限り、当該申告書又は修正申告書を提出した税務署長に対し、その課税価格又は富裕税額につき第二十三条第一項の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

2　期限内申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後、当該申告書に係る課税時期を含む年において相続の開始があつたことを知り、且つ、当該相続に因り承継した財産の価額又は債務の金額をその課税価格計算の基礎に算入することに因り当該申告に係る課税価格又は富裕税額（当該申告書を提出した後修正申告書を提出した場合又は第二十三条第一項若しくは第四項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格又は富裕税額）が過大となつたときは、当該相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月

以内に限り、当該申告書を提出した税務署長に対し、その課税価格又は富裕税額につき第二十三条第一項又は第四項の規定による更正をすべき旨の請求をすることができる。

3　前二項の規定による更正の請求をしようとする者は、当該更正の目的となる課税価格又は富裕税額、その請求しようとする更正後の課税価格又は富裕税額、当該更正の請求をする理由その他政令で定める事項を記載した書類を、税務署長に提出しなければならない。

4　税務署長は、第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においては、当該請求に係る課税価格又は富裕税額の更正をすべきか否かを調査し、その調査に基き、これを更正し、又はその請求の理由がない旨を当該請求をした者に通知する。

5　この法律の施行地に住所及び居所を有しない者が第三十九条に規定する納税管理人の申告をしていないときは、前項の通知に代え、官報に掲載して公告をすることができる。この場合においては、公告の初日から七日を経過した日において同項の通知があつたものとみなす。

6　第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においても、税務署長は、税金の徴収を猶予しない。但し、税務署長において相当の事由があると認めたときは、税金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

7　第十八条第四項前段及び第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による更正の請求について準用する。

〔施令〕一〇

（納付）

第二十一条　期限内申告書を提出した者は、当該申告書に記載した富裕税額に相当する富裕税を、申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

2　期限後申告書を提出した者は、当該申告書に記載した富裕税額に相当する富裕税を、当該申告書を提出した日に、国に納付しなければならない。

3　修正申告書を提出した者は、当該修正申告に因り増加した富裕税額に相当する富裕税を、当該修正申告書を提出した日に、国に納付しなければならない。

4　第十八条第四項の規定に該当する場合において、相続人が二人以上あるときは、当該相続人が同項又は同条第九項の規定による申告書に記載し、第一項又は第二項の規定により納付すべき富裕税額は、相続に因り各相続人が受ける利益の価額に按分して計算した額とする。

5　第一項から第三項までの規定により富裕税を納付すべき者が第一項に規定する納期限までに、又は第二項若しくは第三項に規定する納付の期日に富裕税を完納しなかつたときは、税務署長は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第九条の規定により、これを督促する。

6　第一項から第三項までの規定による富裕税の納付の手続については、政令で定める。

〔施令〕一一

〔施規〕三

（連帯納付の義務）

第二十二条　同居親族は、互に他の同居親族の納付すべき富裕税について、連帯納付の責に任ずる。第十八条第六項の規定は、この場合について準用する。

2　富裕税の課税価格計算の基礎となつた財産につき、贈与、遺贈又は寄附行為に因る移転があつた場合においては、当該贈与若しくは遺贈を受けた者又は当該寄附行為に因り設立された法人は、その受けた利益の価額の限度において、当該行為のあつた日を含む年の前年分の富裕税について、連帯納付の責に任ずる。

第五章　更正及び決定

（更正及び決定）

第二十三条　税務署長は、期限内申告書、期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告に係る課税価格又は富裕税額がその調査したところと異なるときは、その調査により、課税価格又は富裕税額を更正する。

更正及び決定

2　税務署長は、第十八条第一項の規定に該当すると認められる者が申告書を提出していない場合においては、その調査により、その課税価格及び富裕税額を決定する。

3　税務署長は、第十八条第一項に規定する申告書の提出期限（同条第七項の規定の適用がある場合には、同項の規定により延長された期限）後においては、同条第二項から第四項までの規定に該当する場合においても、前項の決定をすることができる。

4　税務署長は、課税価格又は富裕税額の更正又は決定後その更正又は決定に係る課税価格又は富裕税額について過不足額があることを知つたときは、その調査により、その課税価格又は富裕税額を更正することができる。

5　前四項の場合において国税庁又は国税局の当該職員の調査があつたときは、税務署長は、当該調査に基き、前四項の規定による課税価格又は富裕税額の更正又は決定をすることができる。

（通知）

通知

第二十四条　税務署長は、前条の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定したときは、その理由、第三十三条第三項の規定により徴収すべき利子税額及び前条第五項の規定に該当する場合にはその旨を附記した書面により、これを納税義務者に通知する。

2　第二十条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

（追徴税額の徴収）

追徴税額の徴収

第二十五条　税務署長は、第二十三条の規定により課税価格又は富裕税額を更正し、又は決定した場合においては、前条の通知をした日から一月後を納期限として、その追徴税額（その不足税額又はその決定に係る税額をいう。以下同じ。）を徴収する。

第六章　再調査、審査及び訴訟

（再調査）

再調査

第二十六条　第二十四条又は第三十四条第五項（第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた者は、その通知を受けた課税価格、富裕税額若しくは利子税額又は過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に対して異議があるときは、これらの通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をした税務署長に対し、再調査の請求をすることができる。但し、当該通知に係る事項に関する調査が国税庁又は国税局の当該職員によつてなされた旨の記載がある書面により当該通知を受けた者については、この限りでない。

2　第十八条第七項及び第二十条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

3　前二項の規定は、第二十条第四項又は第三十八条第二項の規定による通知を受けた者が当該通知に係る事項に対して異議がある場合について準用する。

4　税務署長は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による再調査の請求（以下「再調査の請求」という。）があつた場合において、当該請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

5　税務署長は、再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者に通知しなければならない。

一　再調査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二　再調査の請求の全部又は一部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三　再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、再調査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

6　第二十条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

〔施令〕一二

（審査）

第二十七条　前条第一項但書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者又は同条第五項の規定による通知を受けた者は、同条第一項若しくは第三項に規定する通知に係る事項又は同条第五項の規定による決定（以下「再調査の決定」という。）に対して異議があるときは、同条第一項若しくは第三項に規定する通知又は同条第五項の規定による通知を受けた日から一月以内に、政令の定めるところにより、不服の事由を記載した書面をもつて、当該通知をした税務署長を経由し、国税庁長官又は国税局長に対し、審査の請求をすることができる。この場合において当該審査の請求が再調査の決定に対するものであるときは、当該再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてなされたものとみなす。

2　第十八条第七項及び第二十条第六項の規定は、前項の場合について準用する。

3　再調査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、各々当該各号に規定する日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、第一項の規定による審査の請求（以下「審査の請求」という。）があつたものとみなす。

一　税務署長において再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、且つ、再調査の請求をした者がこれに同意したときは、当該同意のあつた日

二　再調査の請求があつた日から三月以内に前条第五項の規定による通知がなされず、且つ、再調査の請求をした者が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日

4　前条第四項の規定は、審査の請求があつた場合について準用する。

5　国税庁長官又は国税局長は、審査の請求があつた場合において、左の各号の一に該当するときは、当該各号に定める決定をし、その理由を附記した書面により、これを当該請求をした者（第三項の再調査の請求をした者を含む。）に通知しなければならない。この場合において、第一項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてなされたものとみなされる場合には、第二号又は第三号の規定による決定は、その各々の請求についてしなければならない。

一　審査の請求が第一項の期間経過後になされたとき又は前項において準用する前条第四項の規定により欠陥の補正を求めた場合においてその欠陥が補正されなかつたときは、当該請求を却下する決定

二　審査の請求の全部についてその理由がないと認めるときは、当該請求を棄却する決定

三　審査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるときは、審査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

6　国税庁長官又は国税局長が、前条第五項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号の規定による決定をしたときは、同項後段の規定により、第一項後段の規定にかかわらず、第一項後段の規定によりあわせてなさ

れたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

7　国税庁長官又は国税局長は、第五項第二号又は第三号の規定による決定をする場合（当該決定が第三十八条第二項に規定する事項に係るものである場合を除く。）においては、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならない。

8　第二十条第五項の規定は、第五項の場合について準用する。

9　第七項に規定する協議団に関し必要な事項は、政令で定める。

〔施令〕一三

（訴願法の不適用）

訴願法の不適用

第二十八条　再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴願法（明治二十三年法律第百五号）の規定は、適用しない。

（訴訟）

訴訟

第二十九条　再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第二十七条第五項の規定による決定（以下「審査の決定」という。）を経た後でなければ、提起することができない。但し、再調査の請求があつた日から六月を経過して、なお再調査の決定若しくは審査の決定の通知がないとき、審査の請求があつた日から三月を経過したとき又は再調査の決定若しくは審査の決定を経ることに因り著しい損害を生ずる虞のあるときその他正当な事由があるときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで、訴を提起することができる。

2　再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、前項但書の場合を除く外、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第五条第一項又は第四項の規定にかかわらず、審査の決定の通知を受けた日から三月以内に、提起しなければならない。

3　第一項但書の規定により再調査の請求があつた日から六月を経過した後に当該再調査の目的となつた処分の取消又は変更を求める訴を提起する場合においては、当該再調査の請求があつた日から九月以内に、当該訴を提起しなければならない。

4　前二項の期間は、不変期間とする。

5　第二項に規定する訴が提起された場合においては、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）第五条第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長又は国税局長の所部の職員とみなす。

6　第一項但書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がなされている場合には、これらの請求に対して決定をすることを妨げない。

（証拠申出の順序）

証拠申出の順序

第三十条　前条第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長又は税務署長の主張を合理的と認めたときは、当該訴を提起した者が、まず証拠の申出をし、その後に相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2　相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠の申出をすることができる。

第七章　雑則

（申告書の公示）

申告書の公示

第三十一条　税務署長は、申告書の提出があつたときは、当該申告書の記載に従い、納税義務者の氏名、第三十八条に規定する納税地及び課税価格を、当該申告書を提出した日から四月以内に、少くとも一月間公示しなければならない。

（第三者通報）

第三者通報

第三十二条　納税義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は課税価格若しくは富裕税額に不足額があると認められる事実を、政令の定めるところにより、国税庁長官又は国税局長に報告した者がある場合において、税務署長がその報告に因つて課税価格又は富裕税額を決定し、又は更正したときは、国税局長は、その報告者に対し、その報告が当該決定又は更正に寄与した程度等に応じ、当該決定又は更正に因り徴収することができた富裕税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額を除く。）の百分の十以下に相当する金額を報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は、五十万円をこえることができない。

2　前項の規定は、その報告が不法の行為に因り知り得た事実又は国若しくは地方公共団体の職員がその職務の遂行に伴い知り得た事実に基くものであるときは、適用しない。

〔施令〕一四

（利子税額）

利子税額

第三十三条　左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する申告書又は修正申告書を提出した者は、当該各号に掲げる富裕税額については、当該各号に掲げる日数に応じ、当該税額百円につき一日四銭の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。

一　第十八条第四項に規定する相続人が同項の規定による期限内申告書を提出した場合において、その被相続人が申告書の提出期限後に死亡していたときは、当該申告に係る富裕税額について、当該申告書の提出期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの日数

二　期限内申告書を提出した者が第二十一条第一項に規定する納期限までに富裕税を完納しなかつた場合においては、その未納に係る富裕税額について、当該納期限の翌日からその納付の日までの日数

三　期限後申告書又は修正申告書を提出した場合においては、当該申告に係る富裕税額又は当該修正申告に因り増加した富裕税額について、第二十一条第一項に規定する納期限の翌日からその納付の日までの日数

2　左の各号の一に該当する場合においては、利子税額計算の基礎となるべき日数は、前項第三号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる日数による。

一　第十八条第四項に規定する相続人がその被相続人に係る富裕税について期限後申告書を提出した場合（当該相続人が当該申告書を提出した後修正申告書を提出した場合を含む。）において、被相続人が申告書の提出期限後に死亡していたときは、前項第三号に掲げる日数と申告書の提出期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの日数との合計日数

二　期限内申告書を提出した者が当該申告書を提出した後、当該申告書に係る課税時期を含む年において相続の開始があつたことを知り、且つ、当該相続に因り承継した財産の価額又は債務の金額をその課税価格計算の基礎に算入することに因り当該年分の富裕税として納付した又は納付すべき富裕税額に不足額が生じたため修正申告書を提出した場合においては、当該相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日から当該修正申告に因り増加した富裕税額の納付の日までの日数

3　税務署長は、第二十五条の規定による追徴税額を徴収する場合においては、当該追徴税額については、第二十一条第一項に規定する納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ、当該税額百円につき一日四銭の割合を乗じて算出した金額に相当する利子税額をあわせて徴収する。但し、左の各号の一に該当する場合においては、利子税額計算の基礎となるべき日数は、当該各号に掲げる日数による。

一　第十八条第四項に規定する相続人の被相続人が申告書の提出期限後に死亡していた場合において、当該被相続人に係る富裕税について、第二十三条の規定による更正又は決定があつたときは、本文に掲げる日数と申告書の提出期限の翌日から当該被相続人の死亡の日までの日数との合計日数

二　期限内申告書の提出があつた場合において、前項第二号に規定する事由に因る富裕税額の不足額について、第二十三条第一項又は第四項の規定による更正があつたときは、当該申告書を提出した者が前項第二号に規定する相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日から当該更正に係る第二十五条の規定による追徴税額の納付の日までの日数

4　第一項及び前項の場合において、納税義務者が第一項各号に掲げる富裕税額又は前項に規定する追徴税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額計算の基礎となる税額は、第一項各号に掲げる富裕税額又は前項に規定する追徴税額からその一部納付に係る税額を控除した税額による。

5　第一項及び第三項の規定は、利子税額計算の基礎となる富裕税額又は追徴税額が千円未満であるときは、これを切り捨てて計算する。

6　前五項の規定により計算した利子税額が百円未満であるときは、これを納付することを要しない。

7　第一項第二号の規定に該当する場合及び同項第三号の規定に該当する場合で同号に規定する期限後申告書又は修正申告書を提出した者が第二十一条第二項又は第三項に規定する納付の期日に利子税額を完納しなかつた場合においては、税務署長は、国税徴収法第九条の規定により、その納付すべき利子税額の納付を督促する。

8　納税義務者が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は第三項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合において、当該納税義務者が納付した税額が第二十一条第一項から第三項までの規定により納付すべき富裕税額又は第二十五条の規定により徴収される追徴税額に達するまでは、その納付した税額は、これらの規定により納付すべき富裕税額又は徴収される追徴税額に充てられたものとする。但し、国税徴収法第二十八条の規定の適用を妨げない。

（過少申告加算税額及び無申告加算税額）

第三十四条　期限内申告書の提出があつた場合において、第二十三条第一項若しくは第四項の規定による更正があつたとき又は修正申告書の提出があつたときは、税務署長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る課税価格又は富裕税額に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該更正に係る第二十五条の規定による追徴税額又は当該修正申告に因り増加した富裕税額に百分の五の割合を乗じて算出した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。

2　左の各号の一に該当する場合においては、税務署長は、第一号及び第三号の場合にあつては期限内申告書の提出がなかつたことについて、第二号及び第四号の場合にあつては更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る課税価格又は富裕税額に誤があつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該各号に掲げる富裕税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一月以内のときは百分の十の割合、一月をこえ二月以内のときは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえるときは百分の二十五の割合を乗じて算出した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

一　期限後申告書の提出があつた場合においては、当該申告に係る富裕税額について、申告書の提出期限の翌日から当該申告書の提出の日までの期間

二　前号の規定に該当する場合において、第二十三条第一項若しくは第四項の規定による更正があつたとき又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に係る第二十五条の規定による追徴税額又は当該修正申告に因り増加した富裕税額について、前号に掲げる期間

三　第二十三条第二項の規定による決定があつた場合においては、当該決定に係る第二十五条の規定による追徴税額について、申告書の提出期限の翌日から当該決定に係る第二十四条の規定による通知の日までの期間

四　前号の規定に該当する場合において、第二十三条第一項若しくは第四項の規定による更正があつたとき又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に係る第二十五条の規定による追徴税額又は当該修正申告に因り増加した富裕税額について、申告書の提出期限の翌日から当該更正に係る第二十四条の規定による通知の日又は当該修正申告書の提出の日までの期間

3　期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、当該申告書又は修正申告書を提出した納税義務者に係る当該職員の調査に因り第二十三条の規定による決定又は更正があるべきことを予知してなされたものでなかつたときは、税務署長は、当該修正申告に因り増加した富裕税額に係る過少申告加算税額又は当該申告に係る富裕税額若しくは当該修正申告に因り増加した富裕税額に百分の五の割合を乗じて算出した金額に相当する無申告加算税額を徴収しない。

4　前条第五項及び第六項の規定は、過少申告加算税額又は無申告加算税額を徴収する場合について準用する。

5　税務署長は、過少申告加算税額又は無申告加算税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

6　第二十条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

（重加算税額）

重加算税額

第三十五条　前条第一項の規定に該当する場合において、納税義務者が課税価格計算の基礎となるべき財産又は債務を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて期限内申告書又は修正申告書を提出していたときは、税務署長は、同項の過少申告加算税額に代え、過少申告加算税額計算の基礎となるべき追徴税額又は富裕税額に百分の五十の割合を乗じて算出した金額に相当する重加算税額を徴収する。

2　前条第二項の規定に該当する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、税務署長は、無申告加算税額の外、同項各号に掲げる富裕税額に百分の五十の割合を乗じて算出した金額に相当する重加算税額を徴収する。

一　前条第二項第一号又は第三号の規定に該当する場合においては、納税義務者が課税価格計算の基礎となるべき財産又は債務を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて期限後申告書又は修正申告書を提出しなかつたこと。

二　前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、納税義務者が課税価格計算の基礎となるべき財産又は債務を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて期限後申告書又は修正申告書を提出したこと。

三　前条第二項第四号の規定に該当する場合においては、納税義務者が課税価格計算の基礎となるべき財産又は債務を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基いて期限内申告書を提出せず、又は修正申告書を提出したこと。

3　前二項の規定に該当する場合において、期限後申告書又は修正申告書の提出について前条第三項に規定する事由があるときは、税務署長は、当該申告に係る富裕税額又は当該修正申告に因り増加した富裕税額に係る重加算税額を徴収しない。

4　前条第四項から第六項までの規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。

（調書の提出）

調書の提出

第三十六条　左の各号に掲げる者でこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有するものは、課税時期の現況により大蔵省令で定める様式に従つて作製した当該各号に掲げる調書を、翌年一月末日までに、当該調書を作

製した営業所、事業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。但し、当該各号に掲げる各人別、債権者別又は受益者別の財産の価額又は債務の金額が大蔵省令で定める額に達しないもの並びに国、地方公共団体その他法人の所有に属する財産及びこれらの者に対する債務は、当該調書に記載することを要しない。

一　法人　その株式又は出資に関する各人別の調書及びその債務に関する債権者別の調書

二　信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）　信託財産又は信託に関する権利に関する受益者別の調書

三　生命保険会社及び無尽会社　払い込まれた生命保険料又は無尽掛金に関する各人別の調書

四　信託会社及び保険会社以外の金融機関　預金、貯金、積金又は寄託金で政令で定めるものに関する各人別の調書

2　前項各号に掲げる者は、富裕税の納税義務者又は納税義務があると認められる者の納税地の所轄税務署長の請求があつた場合においては、これらの者の財産又は債務について当該請求に係る調書を作製して提出しなければならない。

〔施令〕一

（当該職員の質問検査権）

第三十七条　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、富裕税に関する調査について必要があるときは、左の各号に掲げる者に質問し、又は第一号に掲げる者の財産若しくはその財産に関する帳簿書類を検査することができる。

一　納税義務者又は納税義務があると認められる者

二　前条の規定による調書を提出した者又はその調書を提出する義務がある者

三　納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債務若しくは出資者であると認められる者

四　納税義務者又は納税義務があると認められる者が株主若しくは出資者であつたと認められる法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人

五　納税義務者又は納税義務があると認められる者に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者

六　納税義務者又は納税義務があると認められる者から、財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者

七　納税義務者又は納税義務があると認められる者の財産を保管したと認められる者又はその財産を保管すると認められる者

2　当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（納税地）

第三十八条　富裕税は、第一条第一号の規定に該当する者については、この法律の施行地にある住所地（この法律の施行地に住所がないときは、居所地）をもつて、その納税地とする。但し、住所地の所轄税務署長及び居所地の所轄税務署長に申告してその居所地をもつて、納税地とすることができる。

2　第一条第二号の規定に該当する者は、納税地を定めて、その申告がないときは、国税庁長官がその納税地を指定し、これを通知する。

3　第一項但書の規定は、前項の規定による納税地の申告又は指定があつた場合においては、その変更について旧納税地の所轄税務署長に対して申告がない限り、当該納税地をもつて、翌年以後の富裕税に関する納税地とする。

（納税管理人）

納税管理人　**第三十九条**　第一条第二号の規定に該当する者は、申告書の提出その他富裕税に関する一切の事項を処理させるため、この法律の施行地に住所を有する者のうちから納税管理人を定め、納税地の所轄税務署長にその氏名及び住所を申告しなければならない。第一条第一号の規定に該当する者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときも、また同様とする。

2　前項の規定により申告した納税管理人は、その変更について納税地の所轄税務署長に対して申告がない限り、その者をもつて、翌年以後の富裕税に関する納税管理人とする。

（同族会社の行為又は計算の否認）

同族会社の行為又は計算の否認　**第四十条**　同族会社の行為又は計算で、これを容認した場合においてはその株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と政令で定める特殊の関係がある者の富裕税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合においては、税務署長は、第二十三条の規定による更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。

2　前項の「同族会社」とは、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七条の二に規定する同族会社をいう。

〔施令〕一五

（附加税の禁止）

附加税の禁止　**第四十一条**　地方公共団体は、富裕税の附加税を課することができない。

第八章　罰則

脱税犯罰則　**第四十二条**　詐偽その他不正の行為により富裕税を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の免れた富裕税額が五百万円をこえるときは、情状に因り、同項の罰金は、五百万円をこえその免れた富裕税額に相当する金額以下とすることができる。

3　第一項の場合においては、税務署長は、直ちに、その免れた富裕税を徴収する。

無申告犯罰則　**第四十三条**　正当の事由がなくて期限内申告書をその提出期限内に提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状に因り、その刑を免除することができる。

秩序犯罰則　**第四十四条**　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第三十六条の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載をして提出した者

二　第三十七条の規定による財産又はその財産に関する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三　前号の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

四　第三十七条の規定による質問に対し答弁をしない者

五　前号の質問に対し虚偽の答弁をした者

責任罰則　**第四十五条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第四十二条第一項、第四十三条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

秘密漏洩　**第四十六条**　富裕税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り

得た秘密を漏らし、又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

虚偽報告の罰則

第四十七条　他人の富裕税について、国税庁長官又は国税局長に対し、第三十二条第一項に規定する事実に関する虚偽の報告をした者は、三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

税法と一般刑法との関係

第四十八条　第四十二条第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島（政令で定める地域を除く。）に、施行する。

〔施令〕附則　2

附　則（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号　文化財保護法）

第百十三条　この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

文化財保護法の施行期日を定める政令（昭和二十五年八月二十六日政令第二百七十六号）

文化財保護法の施行期日は、昭和二十五年八月二十九日とする。

附　則（昭和二十五年十二月二十日法律第二百九十号　鉱業法施行法）

この法律は、新法の施行の日から施行する。

鉱業法の施行期日を定める政令（昭和二十六年一月三十日政令第二十号）

鉱業法の施行期日は、昭和二十六年一月三十一日とする。

附　則（昭和二十六年六月四日法律第百九十八号　証券投資信託法）

1　この法律は、公布の日から施行する。

○富裕税法施行令

（昭和二十五年五月十一日政令第百三十二号）

改正　昭和二十六年政令第九十七号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　課税価格（第三条―第五条）
第三章　申告及び納付（第六条―第十一条）
第四章　再調査及び審査（第十二条・第十三条）
第五章　雑則（第十四条・第十五条）
附則

第一章　総則

（預金、貯金、積金及び寄託金）

預金、貯金、積金及び寄託金

第一条　富裕税法（以下「法」という。）第三条第一項第四号及び第三十六条第一項第四号に規定する金融機関に対する預金、貯金、積金又は寄託金は、左に掲げるものとする。

一　銀行又は無尽会社に対する預金、貯金又は積金

二　農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫又は商工組合中央金庫に対する預金、貯金又は積金

三　国民金融公庫に対する預金又は寄託金

（同居親族の範囲）

同居親族の範囲

第二条　同居親族の範囲の決定については、法第六条第二項及び第三項に規定するもの外、左の各号に規定するところによる。

一　法第六条第一項第二号に規定する未成年の子が二人以上ある場合において、これらの子がその親と課税時期において生計を一にしているときは、これらの子相互間に同居親族の関係があるものとみなす。

二　法第六条第一項第三号に規定する未成年の孫が二人以上ある場合において、これらの孫がその祖父母と課税時期において生計を一にしているときは、これらの孫相互間に同居親族の関係があるものとみなす。

三　法第六条第一項第三号に規定する祖父母と未成年の孫及びその祖父母と同項第二号に規定する未成年の子が課税時期において生計を一にしている場合には、その未成年の孫とその未成年の子との間に同居親族の関係があるものとみなす。

四　法第六条第一項第二号に規定する未成年の子が父の認知した子（民法（明治三十一年法律第九号）第七百八十九条第一項又は第二項の規定により嫡出子たる身分を取得した子を除く。）であつて、その子がその父及び母と課税時期において生計を一にしている場合には、同号中親とあるのは、その父とする。

五　法第六条第一項第三号に規定する未成年の孫がその父の親及び母の親と課税時期において生計を一にしている場合には、同号中祖父母とあるのは、その父の親とする。

六　法第六条第一項第三号に規定する未成年の孫の父又は母が養子である場合には、同号中祖父母とあるのは、その父又は母の養親とする。

第二章　課税価格

（債務超過額の控除）

債務超過額の控除

第三条　法第七条第三項の規定により同項に規定する債務の金額の超過額をその課税価格から控除すべき同居親族が二人以上あるときは、その超過額の控除は、これらの者の提出した申告書に記載したところにより、申告書の提出がないときは、税務署長の決定したところによる。

控除すべき公租公課の金額

（控除すべき公租公課の金額）

第四条　法第八条第二項に規定する公租公課の金額に含まれる税額は、当該課税時期において納税義務が確定しているものの外、富裕税の納税義務者が左の各号の一に該当する場合において、その納付すべき当該各号に掲げる税額とする。

一　当該課税時期を含む年分　所得税につき所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十六条第一項又は第四項の規定による確定申告書を提出した場合において、当該申告書の提出に因り同法第三十二条第一項の規定により納付すべき所得税額（昭和二十六年政令第九十七号改正）

二　当該課税時期を含む年の中途において死亡した者に係るその年分の所得税につき当該課税時期後所得税法第二十九条第一項の規定による申告書を提出した場合において、当該申告書の提出に因り同法第三十四条第一項の規定により納付すべき所得税額

三　当該課税時期を含む年において相続又は遺贈に因り取得した財産に係る相続税につき当該課税時期後相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七条第一項の規定による概算申告書を提出した場合において、当該申告書の提出に因り同法第三十三条第一項の規定により納付すべき相続税額

四　当該課税時期を含む年において相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税につき相続税法第二十八条第一項から第四項までの規定による確定申告書を提出した場合において、当該申告書の提出に因り同法第三十三条第一項の規定により納付すべき相続税額

五　当該課税時期を含む年において被相続人又は包括遺贈者が相続、遺贈又は贈与に因り取得した財産に係る相続税につき当該課税時期後相続税法第二十九条第一項の規定による最終確定申告書を提出した場合において、当該申告書の提出に因り同法第三十三条第一項の規定により納付すべき相続税額

六　当該課税時期を含む年において資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第八条第一項（同法第十条第一項において準用する場合を含む。）、第十三条の三、第十六条第一項から第三項まで又は第十六条の二第一項の規定により再評価を行つた場合において、当該課税時期後同法第四十六条又は第四十六条の二の規定による申告書を提出したときは、これらの申告書の提出に因り同法第五十三条の規定により納付すべき再評価税額（昭和二十六年政令第九十七号改正）

七　当該課税時期を含む年において資産再評価法第八条第二項（同法第十条第三項において準用する場合を含む。）又は第九条第一項に規定する事由が生じたため当該各項に規定する資産につき再評価が行われたものとみなされた場合において、当該課税時期後同法第四十七条第一項又は第四項の規定による申告書を提出したときは、当該申告書の提出に因り同法第五十四条第一項の規定により納付すべき再評価税額。但し、当該申告書の提出期限内に当該申告書を提出した場合に限る。

八　当該課税時期を含む年において引き取つた砂糖、糖みつ、糖水若しくは揮発油に係る砂糖消費税若しくは揮発油税又は同年において移出し、引き取り、若しくは販売した酒類若しくは物品税法（昭和十五年法律第四十号）第一条第一項に掲げる物品に係る酒税若しくは物品税につき課税時期後法第十八条第一項から第四項までの規定による申告書の提出期限までに納税の告知を受けた場合において、当該告知を受けた税額

（公共団体の範囲）

富裕税　富裕税法施行令

公共団体の範囲

第五条　法第九条第一項第二号に規定する公共団体は、地方公共団体の外、土地改良区、土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合とする。

第三章　申告及び納付

申告書の記載事項

（申告書の記載事項）

第六条　法第十八条第一項から第三項までの規定による申告書に記載すべき事項は、左に掲げる事項とする。

一　課税価格

二　富裕税額

三　納税義務者の氏名及び住所（その者が法第一条第一号の規定に該当する者で法施行地に住所がないもの又は居所地を納税地とするものであるときは、居所）

四　法第三十九条に規定する納税管理人が当該申告書を提出する場合には、当該納税管理人の氏名及び住所並びに納税地

五　課税価格の計算の基礎となる財産の種類、数量、価額及び所在場所の明細

六　課税価格の計算上財産の価額から控除する債務の債権者別の種類及び金額の明細並びに債権者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

七　法第九条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる財産でその価額を課税価格に算入しないものに関する事項

八　その他参考となるべき事項

被相続人

（被相続人に係る富裕税の申告書の記載事項）

第七条　法第十八条第四項の規定による申告書に記載すべき事項は、前条各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項とする。但し、同条第一号に掲げる事項については被相続人に係る富裕税の課税価格を、同条第二号に掲げる事項については自己の納付すべき富裕税額を記載するものとする。

一　被相続人の氏名及びその死亡の時における住所（その者が法第一条第一号の規定に該当する者で法施行地に住所がないもの又は居所を納税地とするものであつたときは、居所）並びにその死亡の年月日

二　相続人が二人以上ある場合には、当該申告書を提出する者が相続に因り受けた利益の価額及び当該利益の価額の相続人の全員が相続に因り受けた利益の価額の合計額に対する割合

申告期限の延長

（申告期限の延長）

第八条　国税庁長官は、通信、交通その他の状況に因り都道府県の全部又は一部にわたりやむを得ない事由があると認めるときは、地域及び期日を指定し、法第十八条第一項から第四項までの規定による申告書の提出期限を延長することができる。

2　税務署長は、通信、交通その他の状況に因りやむを得ない事由があると認めるときは、納税義務者の申請により、期日を指定し、法第十八条第一項から第四項までの規定による申告書の提出期限を延長することができる。

3　前項の規定の適用を受けようとする者は、その事由を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

修正申告書の記載事項

（修正申告書の記載事項）

第九条　法第十九条第一項の規定による修正申告書に記載すべき事項は、左に掲げる事項とする。

一　先に提出した申告書に記載した課税価格及び富裕税額

二　当該修正申告に係る課税価格又は富裕税額

三　第六条第三号、第四号及び第八号に掲げる事項
四　当該修正が先に提出した申告書に記載がなかつた財産又は債務に関するものである場合には、当該財産又は債務に係る第六條第五号又は第六号に掲げる事項
五　当該修正が先に提出した申告書に記載された財産に関するものである場合には、当該財産の種類及び当該修正に因り増加する当該財産の価額
六　当該修正が先に提出した申告書に記載された債務に関するものである場合には、当該債務の修正に関する事項

2　法第十九条第二項の規定による修正申告書に記載すべき事項は、法第二十三条の規定による更正又は決定に係る課税価格又は富裕税額の外、前項第二号及び第三号に掲げる事項並びに同項第四号から第六号までに掲げる事項に準じて記載する事項とする。

（更正の請求に関する書類の記載事項）

更正の請求に関する書類の記載事項

第十条　法第二十条第三項に規定する書類に記載すべき事項は、左に掲げる事項とする。
一　当該更正の目的となる課税価格又は富裕税額
二　当該更正後の課税価格又は富裕税額
三　第六条第一項第三号、第四号及び第八号に掲げる事項
四　当該更正の請求をする理由
五　当該更正の請求が先に提出した申告書に記載がなかつた財産又は債務に関するものである場合には、当該財産又は債務に係る第六条第五号又は第六号に掲げる事項
六　当該更正の請求が先に提出した申告書に記載された財産に関するものである場合には、当該財産の種類及びその過大と認められる価額
七　当該更正の請求が先に提出した申告書に記載された債務に関するものである場合には、当該債務の債権者、種類及びその過少と認められる金額

（納付の手続）

納付の手続

第十一条　法第二十一条第一項から第三項までの規定により富裕税を納付する場合には、大蔵省令で定める書式による納付書を添え、日本銀行の本店、支店又は代理店において納付し、又は郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び払渡の事務に関する政令（昭和二十四年政令第百七十四号）の規定に従い、郵便局において納付するものとする。

第四章　再調査及び審査

（再調査請求書の提出）

再調査請求書の提出

第十二条　法第二十六条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による再調査の請求をしようとする者は、当該各項に規定する通知に係る事項、その不服の事由並びに請求者の氏名及び住所又は居所を記載した再調査請求書に証拠書類を添え、これを同条第一項に規定する税務署長に提出しなければならない。

（審査請求書の提出）

審査請求書の提出

第十三条　法第二十七条第一項の規定による審査の請求をしようとする者は、同項に規定する通知に係る事項又は再調査の決定に係る事項、その不服の事由並びに請求者の氏名及び住所又は居所を記載した審査請求書に証拠書類を添え、同項に規定する税務署長を経由し、左の区分に従い、これを国税庁長官又は第二号若しくは第三号に掲げる国税局長に提出しなければならない。
一　当該通知に係る事項に関する調査が国税庁の職員によつてなされたものである場合には、国税庁長官

二　当該通知に係る事項に関する調査が国税局の職員によつてなされたものである場合には、当該国税局長

三　再調査の決定に対し審査の請求をしようとする場合には、当該再調査の決定をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長

2　前項の場合において、税務署長が審査請求書を受け取つたときは、当該審査請求書は、同項に規定する国税庁長官又は国税局長に対し提出されたものとみなす。

第五章　雑則

（第三者通報の報告事項）

第三者通報の報告事項

第十四条　法第三十二条第一項の規定による報告をしようとする者は、左に掲げる事項を記載した書類を国税庁長官又は国税局長に提出しなければならない。

一　報告者の氏名及び住所又は居所

二　納税義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は納税義務者の課税価格若しくは富裕税額に不足額があると認められる事実の詳細

三　前号の納税義務があると認められる者又は納税義務者の氏名及び住所又は居所

（同族関係者の範囲）

同族関係者の範囲

第十五条　法第四十条第一項に規定する同族会社の株主又は社員と特殊の関係がある者は、左に掲げる者とする。

一　株主又は社員とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の親族でその者と生計を一にしているもの

二　株主又は社員たる個人の使用人及び使用人以外の者で当該個人から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの並びにこれらの者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

附　則

1　この政令は、法施行の日から施行する。

2　法附則第二項に規定する法の施行地域から除かれる地域は、左に掲げる地域とする。

一　千島列島（琉球諸島を含む。）

二　小笠原諸島、硫黄列島、大東島諸島、沖鳥島、南鳥島及び中鳥島

三　竹島

四　北緯三十度以南の南西諸島（口の島を含む。）

附　則（昭和二十六年四月十日政令第九十七号　富裕税法施行令の一部を改正する政令）

この政令は、公布の日から施行する。

○富裕税法施行規則

（昭和二十五年十二月十五日大蔵省令第百十一号）

改正　昭和二十五年大蔵省令第百十三号

（生活に必要な動産の範囲）

生活に必要な動産の範囲

第一条　左に掲げる動産は、富裕税法（昭和二十五年法律第百七十四号。以下「法」という。）第九条第一項第六号に規定する生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の動産以外の動産とする。

一　貴石、半貴石、貴金属、真珠若しくはこれらの製品又はべつ甲製品、さんご製品、こはく製品、象げ製品若しくは七宝製品で一個又は一組の価額が三万円をこえるもの

二　書画、骨とう及び美術工芸品で一個又は一組の価額が二万円をこえるもの

三　もつぱら趣味、し好若しくは娯楽のために所有する動産又は運動用具で一個又は一組の価額が三万円をこえるもの

2　左に掲げる動産は、生活に通常必要な動産とする。

一　被服

二　寝具

三　納税義務者及び納税義務者と生計を一にする親族が六月間に要する米穀、薪炭その他の消耗品

3　前二項に掲げる動産以外の動産で、納税義務者及び納税義務者と生計を一にする親族の所得、財産等の状況に照らし、通常生活に必要と認められるものは、法第九条第一項第六号に規定する通常生活に必要な動産とする。

（非課税財産から除外される場合の利益の限度）

非課税財産から除外される場合の利益の限度

第二条　法第九条第一項第二号、第四号及び第五号に掲げる財産（以下この条において「重要文化財等の非課税財産」という。）で所有者において所得その他経済的利益を受けているものについて、当該利益の価額が左に掲げる基準以下であるときは、当該財産の価額は、同条第二項の規定により、課税価格に算入しない。

一　重要文化財等の非課税財産が賃貸されている場合においては、当該財産を管理するに必要な限度において徴収される賃貸料

二　重要文化財等の非課税財産が観覧の用に供せられている場合においては、その生活の用に供せられる観覧会場を管理するに必要な限度において徴収される観覧料

三　重要文化財等の非課税財産が直接自己の生活の用に供せられている場合においては、当該重要文化財等の非課税財産が事業の用に供せられている限度において受ける利益の価額。但し、当該重要文化財等の非課税財産のうち事業の用に供せられている部分を除く。

四　前三号に規定する場合を除く外、重要文化財等の非課税財産からその所有者において所得その他の経済的利益を受けている場合においては、当該財産を管理するに必要な限度において受ける利益の価額

（納付書の書式）

第三条　富裕税法施行令（昭和二十五年政令第百三十二号）第十一条の納付書は、第一号書式による。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和二十五年十二月十六日大蔵省令第百十三号富裕税法施行規則の一部を改正する省令）

この省令は、公布の日から施行する。

第一号書式（輸入許可日本標準規格A6十五粍）

納付書

第　号	
年度	（納人）住所 氏名
一般会計	
大蔵省主管	税務署
租税	富裕税
税額	金　万千百十円
利子税額	金
納付の目的	年　月　日申告（修正申告）に係る分
納付の場所	日本銀行本店、支店又は（日本銀行代理店）

領収済通知書

第　号	
年度	（納人）住所 氏名
一般会計	
大蔵省主管	税務署
租税	富裕税
税額	金　万千百十円
利子税額	金
納付の目的	年　月　日申告（修正申告）に係る分
	何年何月何日領収
	日本銀行何店　㊞

領収証書

第　号	
年度	（納人）住所 氏名
一般会計	
大蔵省主管	税務署
租税	富裕税
税額	金　万千百十円
利子税額	金
納付の目的	年　月　日申告（修正申告）に係る分
	何年何月何日領収
	日本銀行何店　㊞

備考 (1) 納付書、領収済通知書及び領収証書の年度、納人の住所氏名、税務署名、金額（税額欄には法第二十一条第一項から第四項までの規定により納付する金額、利子税額欄には法第三十三条第一項から第三項までの規定による利子税額）、納付の目的及び納付の場所はすべて納人において記載すること。

(2) 年度は納付の日より区分して記載すること。

(3) 納付の目的は申告書に記載された税額を納付する場合には、その申告書を提出した年月日を記入し、且つ、不要の文字「（修正申告）」を抹消し、修正申告書を提出した年月日を記入し、且つ、不要の文字「（申告）」を抹消すること。

場合には、その修正申告書を提出した年月日を記入し、且つ、不要の文字「（修正申告）」を抹消すること。

(4) 年度及び金額は「アラビヤ」数字をもつて明瞭に記載すること。

通行税

○通行税法（昭和十五年三月二十九日法律第四十三号）

改正　昭和十六年法律第八十八号、昭和十九年法律第七号、昭和二十年法律第十六号、昭和二十二年法律第百四十二号、昭和二十三年法律第百七号、昭和二十四年法律第百五号、和二十五年法律第七十六号、昭和二十五年法律第七十八号、昭和二十六年法律第四十三号

納税義務者　**第一条**　汽車、電車、乗合自動車、汽船（以下汽車等ト称ス）及航空機ノ乗客ニハ本法ニ依リ通行税ヲ課ス。（昭二六法四三改正）

税率　**第二条**　通行税ノ税率ハ旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又ハ寝台料金ノ百分ノ二十トス（昭和十九年法律第七号、同二十年法律第六号、同二十三年法律第百七号、同二十五年法律第七十六号改正）

第三条　左ノ者ニハ通行税ヲ課セズ但シ第一号又ハ第二号ニ掲クル者ノ支払フ寝台料金ニ対スル通行税並第三号又ハ第四号ニ掲グル者（汽車等ノ三等ノ乗客及汽船ノ二等ノ乗客ヲ除ク）ノ支払フ本法施行地内ニ在ル停車船場（飛行場ヲ含ム以下同ジ）間ノ旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又ハ寝台料金及第三号及第四号ニ掲クル者カ汽車等ノ三等ノ乗客又ハ汽船ノ二等ノ乗客トシテ支払フ本法施行地内ニ在ル停車船場間ノ寝台料金ニ対スル通行税ハ此ノ限ニ在ラス（改正同二五年法律第七六号削除、同二六年法律第四十三号改正）

一　第三号及第四号ニ掲クル者ヲ除クノ外汽車等ノ三等ノ乗客

二　第三号及第四号ニ掲クル者ヲ除クノ外汽船ノ二等ノ乗客

三　本法施行地外ヨリ本法施行地内ニ来ル乗客
四　本法施行地内ヨリ本法施行地外ニ行ク乗客

等級区分ノ特例　**第四条**　汽車等ニシテ其ノ等級ヲ一等、二等及三等ニ分タザルモノト看做シテ前条ノ規定ヲ適用ス（昭和十九年法律第七号、同二十三年法律第百七号、同二十五年法律第七十六号、同二十六年法律第四十三号改正）

一　等級ヲ分タザルモノニ在リテハ三等
二　二等級ニ分チタルモノニ在リテハ二等及三等
三　一等ノ上ニ更ニ等級ヲ設ケタルモノニ在リテハ一等
四　三等ノ下ニ更ニ等級ヲ設ケタルモノニ在リテハ三等

第五条及第六条　削除（昭和十九年法律第七号改正、同二十三年法律第百七号）

第七条　削除（昭和二十五年法律第七十六号）

徴収　**第八条**　通行税ハ汽車等又ハ航空機ニ依ル運輸業ヲ営ム者（以下運輸業者ト称ス）旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又ハ寝台料金領収ノ際之ヲ徴収シ翌月末日迄ニ政府ニ納ムベシ但シ連絡運輸ノ場合ニ於ケル通行税納付ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル（昭和一六年法律第八八号、同一九年法律第七号、同二三年法律第七十六号、同二十六年法律第四十三号改正）

営業申告　**第九条**　汽車等又ハ航空機ニ依ル運輸業ヲ営マントスル者及運輸業者ニ代リテ乗車船券（航空搭乗券ヲ含ム以下同ジ）ヲ販売セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ予メ政府ニ申告スベシ之ヲ廃止セントスルトキ亦同ジ（昭和二十六年法律第四十三号改正）

記帳及申告ノ義務　**第十条**　運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

②運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ業務ニ関シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

（施規）二、施細　一、二

（施規）三、四、五、六、七、八、九、一〇

強制徴収　**第十一条**　第八条ノ規定ニ依リ徴収シテ納付スベキ通行税ヲ納付セザルトキハ国税徴収ノ例ニ依リ之ヲ其ノ徴収義務者ヨリ徴収ス（昭和二十五年法律第七十六号改正）

利子税額　**第十一条ノ二**　第八条ノ規定ニ依リ徴収シテ納付スベキ通行税ヲ納付セザルトキハ当該税額ニ付テハ第八条ニ規定スル納期限（納期限ト謂フ以下同ジ）ノ翌日ヨリ納付ノ日マデノ期間ニ応ジ当該税額百円ニ付キ一日四銭ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相当スル利子税額ヲ併セテ納付スベシ（昭和二十二年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号、同二十五年法律第七十六号改正）

②前項ノ規定ハ同項ニ規定スル利子税額ノ計算ノ基礎タル税額ガ千円未満ナルトキハ之ヲ適用セズ当該税額ニ千円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ計算ス（昭和二十三年法律第百七号追加、同二十五年法律第七十六号改正）

③前二項ノ規定ニ依リ計算シタル利子税額ガ百円未満ナルトキハ之ヲ納付スルコトヲ要セズ（同上）

④第一項ニ規定スル者同項ニ規定スル利子税額ヲ完納セザルトキハ政府ハ国税徴収法第九条ノ規定ニ依リ督促ス（昭和二十二年法律第百四十二号追加、同二十三年法律第百七号、同二十五年法律第七十六号改正）

⑤第一項ニ規定スル者ガ同項ノ規定ニ依リ利子税額ヲ併セテ納付スベキ場合ニ於テハ其ノ納付シタル通行税額ハ第八条ノ規定ニ依リ徴収シテ納付スベキ税額ニ達スルマデハ之ヲ同条ノ規定ニ依リ徴収シテ納付スベキ通行税額ニ充ツルモノトス但シ国税徴収法第二十八条ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ（昭和二十五年法律第七十六号）追加）

軽加算税額

第十一条ノ三　第八条ノ規定ニ依リ通行税ヲ徴収スル義務アル者徴収シテ納付スベキ通行税ヲ納付セザル場合ニ於テハ税金ヲ納付セザルコトニ付正当ノ事由ナシト認ムルトキハ政府ハ納付セザル通行税ノ税額ニ納期限ノ翌日ヨリ納付ノ日マデノ期間ニ応ジ当該期間ガ一箇月以内ナルトキハ百分ノ十五ノ割合、一箇月ヲ超エ二箇月以内ナルトキハ百分ノ二十五ノ割合、三箇月ヲ超ユルトキハ百分ノ二十五ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相当スル軽加算税額ヲ当該通行税ヲ徴収スル義務ア ル者ヨリ徴収ス（昭和二十三年法律第百七号追加、昭和二十五年法律第七十六号改正）

重加算税額

②第八条ノ規定ニ依リ通行税ヲ徴収スル義務アル者同条ノ規定ニ依リ徴収シテ納付スベキ通行税ヲ納期限後ニ納付シタル場合ニ於テ当該納付ガ第十一条ノ規定ニ依ル徴収ガアルベキコトヲ予知シテ為サレタルモノニ非ザルトキハ当該納付ニ係ル通行税ノ税額ニ百分ノ五ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相当スル軽加算税額ハ之ヲ徴収セズ（同上）

③政府ハ第一項ノ規定ニ依リ徴収スル税額ヲ決定シタルトキハ之ヲ徴収義務者ニ通知ス（同上）

④前条第三項及第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス（昭和二十三年法律第一〇七号追加）

第十一条ノ四　前条ノ規定ニ該当スル場合ニ於テ第八条ノ規定ニ依リ通行税ヲ徴収スル義務アル者事実ノ全部又ハ一部ヲ隠ぺい又ハ仮装シ其ノ隠ぺい又ハ仮装シタル所ニ基キ徴収シテ納付スベキ通行税ヲ納期限内ニ納付セザル場合ニ於テハ政府ハ納付セザル通行税ノ税額ニ百分ノ五十ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相当スル重加算税額ヲ当該通行税ノ税額ニ加算シテ徴収ス（昭和二十五年法律第七十六号追加）

②前項ノ規定ニ該当スル場合ニ於テ第八条ノ規定ニ依リ通行税ヲ徴収スル義務アル者ガ前条第二項ノ規定ニ該当スルトキハ当該納付ニ係ル通行税ノ税額ニ百分ノ五十ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ニ相当スル重加算税額ハ之ヲ徴収セズ（同上）

③第十一条ノ二第二項及第三項並前条第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス（同上）

収税官吏ノ検査権

第十二条　収税官吏ハ運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ其ノ業務ニ関スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得（施規一一）

脱税犯

第十三条　第八条ノ規定ニ依リ徴収シテ納付スベキ通行税ヲ納付セザル者ハ三年以下ノ懲役若ハ百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス（昭和二十二年法律第百四十二号追加同二十三年法律第百七号、同二十五年法律第七十六号改正）

②前項ノ納付セザル通行税ノ金額ガ百万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ百万円ヲ超エ其ノ納付セザル通行税ノ金額ニ相当スル金額以下ト為スコトヲ得（同上）

③第一項ノ場合ニ於テハ政府ハ直ニ納付セザル税金ヲ其ノ納付セザル者ヨリ徴収ス（同上）

秩序犯

第十三条ノ二　第八条ノ規定ニ依リ徴収スベキ通行税ヲ徴収セザル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス但シ当該通行税ニ付前条ノ規定ニ該当スル場合ニ至リタルトキハ同条ノ例ニ依ル（昭和二十五年法律第七十六号追加）

第十四条　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ十万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス（昭和二十二年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号、昭和二十六年法律第四十三号改正）

一　第九条ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者（昭和二十六年法律第四十三号本号追加）

二　第十条第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者（昭和二十六年法律第四十三号本号以下繰下）

三　第十条第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

四　第十二条ノ規定ニ依ル収税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

刑法適用除外

第十五条　第十三条第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲役ノ刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ（昭和二十二年法律第百四十二号追加、同二十五年法律第七十六号改正）

両罰規定

第十六条　法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第十三条又ハ第十四条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス（昭和二十二年法律第百四十二追加）

附　則（昭和十五年法律第四十三号）

①本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

②本法ハ本州、北海道、四国、九州及其ノ附属ノ島（命令ノ定ムル地域ヲ除ク）ニ之ヲ施行ス（昭和二十六年法律第四十三号本項追加）

③運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者ニシテ支那事変特別税法第二十四条又ハ第二十五条第二項ノ規定ニ依リ申告シタルモノハ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

④日本国有鉄道ノ経営スル汽車等ノ乗客ニ対スル第二条ノ通行税ノ税額ハ当分ノ間国有鉄道運賃法第三条乃至第六条ニ規定スル旅客運賃、特別急行料金、急行料金又ハ同法第九条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道ノ定ムル寝台料金ニ百分ノ二十ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ヲ当該運賃又ハ料金ニ夫々加算シタル金額ニ付命令ノ定ムル方法ニ依リ端数ヲ整理シタル金額ノ百二十分ノ二十ニ相当スル金額トス（昭和二十三年法律第百七号追加、昭和二十四年法律第百五号、同二十五年法律第七十六号、同二十六年法律第四十三号改正）

日本国有鉄道ノ定ムル寝台料金ニ百分ノ二十ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ヲ当該運賃又ハ料金ニ夫々加算シタル金額ニ付命令ノ定ムル方法ニ依リ端数ヲ整理シタル金額ノ百二十分ノ二十ニ相当スル金額トス（昭和二十三年法律第百七号追加、昭和二十四年法律第百五号、同二十五年法律第七十六号、同二十六年法律第四十三号改正）

日本国有鉄道ノ計算ノ特例

（施規）附則　2

⑤前項ノ運賃又ハ料金ニハ国有鉄道運賃法第八条ノ規定ニ依リ運輸大臣ガ変更スル運賃又ハ料金ヲ含ムモノトス（昭和二十三年法律第百七号追加）

附　則（昭和十六年法律第八十八号酒税等ノ増徴等ニ関スル法律）抄

第一条　本法ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第六条ノ規定施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則（昭和十九年法律第七号所得税法外二十九法律中改正法律）抄

第三十一条　本法ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス（但書省略）

附　則（昭和二十年法律第十六号所得税法外十六法律中改正法律）抄

第十八条　本法ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス（但書省略）

附　則（昭和二十二年十一月三十日法律第百四十二号所得税法の一部を改正する等の法律）抄

第一条　この法律は昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。（但書省略）

第十五条　この法律による他の法律の改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和二十三年七月七日法律第百七号所得税法の一部を改正する等の法律）抄

第三十九条　この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、（中略）通行税法第二条から第八条まで及び

同法附則の改正規定は、政令で定める日から、（中略）これを施行する。（通行税法第二条から第八条まで及び同法附則の改正規定は、昭和二十三年七月十七日政令第百七十号により昭和二十三年七月十八日から施行）

（第四十条乃至第四十三条省略）

第四十四条　通行税法第二条から第八条まで及び同法附則の改正規定施行前に課した又は課すべきであつた通行税については、通行税法第十一条ノ二、第十一条ノ三、第十三条第一項及び第十四条の改正規定を除く外、なお従前の例による。

（第四十五条乃至第五十九条省略）

第六十条　この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和二十四年五月二十五日法律第百五号日本国有鉄道施行法）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年度から適用する。

附　則（昭和二十五年三月三十一日法律第七十六号）

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　この法律施行前に課した又は課すべきであつた通行税については、なお従前の例による。

3　昭和二十五年三月三十一日以前に通行税法第八条の規定により徴収して納付すべき通行税を納付しなかつた場合において、この法律施行の際未納である通行税の税額に係る改正前の同法第十一条ノ二の規定により加算して納付すべき税額で同年三月三十一日以前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

4　通行税法第八条の規定により徴収して納付すべき通行税でこの法律施行の際未納であるものについては、

昭和二十五年四月一日を改正後の同法第十一条ノ二第一項に規定する期間の起算日として同条の規定を適用する。この場合において同項の規定により納付すべき利子税額の計算の基礎となる通行税については、この法律施行前に督促がなされているときは、当該督促は、当該利子税額についてもなされたものとみなす。昭和二十五年三月三十一日までに通行税法第八条の規定により徴収すべき通行税については、なお改正前の同法第十一条ノ二の規定による。

5　昭和二十五年法律第七十八号改正）

6　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和二十五年三月三十一日法律第七十八号国税の延滞金等の特例に関する法律）抄

1　この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附　則（昭和二十六年法律第四十三号）

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　改正後の通行税法第一条、第三条、第八条、第九条、第十条及び第十二条の規定中航空機の乗客、航空機による運輸業を営む者及びその者に代り航空機塔乗券を販売する者に関する部分は、この法律施行の日から起算して六月をこえない期間内において政令で定める日から適用する。

3　この法律の施行前に課した又は課すべきであつた通行税については、なお、従前の例による。

4　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

通行税法の規定中航空機の乗客等に関する部分の適用期日を定める政令（昭和二十六年八月二十九日政令第二九〇号）

通行税法（昭和十五年法律第四十三号）第一条、第三条、第八条、第九条、第十条及び第十二条の規定中航

空機の乗客、航空機による運輸業を営む者及びその者に代り航空機搭乗券を販売する者に関する部分は、昭和二十六年八月三十日から適用する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する（昭和二十六年八月二十九日公布）

○通行税法施行規則

（昭和十五年三月三十一日勅令第百五十二号）

改正　昭和十九年勅令第百八十二号、昭和二十二年政令第二百四十六号、昭和二十三年政令第百四十八号、昭和二十四年政令第百十三号、昭和二十五年政令第七十四号、昭和二十六年政令第六十六号

第一条　削除（昭和二十五年政令第七十四号削除）

第二条　通行税法第八条ノ運輸業者通行税ヲ徴収シタルトキハ納期限迄ニ払込書及計算書ヲ添ヘ之ヲ最寄ノ日本銀行ノ本店、支店又ハ代理店ニ払込ムベシ（昭和十九年勅令第百八十二号追加）

②　連絡運輸ノ場合ニ於テハ通行税ハ各運輸業者各別ニ之ヲ払込ムベシ（昭和十九年勅令第百八十二号追加）

③　前項ノ場合ニ於テハ通行税ノ納期限ハ各運輸業者ガ其ノ経営スル区間ノ旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又ハ寝台料金ヲ取得シタル月ノ翌月末日トス（昭和十九年勅令第百八十二号追加、同二十五年政令第七十四号改正）

第三条　汽車、電車、乗合自動車、汽船（以下汽車等ト称ス）又ハ航空機ニ依ル運輸業ヲ営マントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申告書ヲ営業所所轄税務署ニ提出スベシ（昭和二十三年政令第一四八号、同二六年政令第六十六号改正）

一　住所及氏名又ハ名称

二　営業所ノ所在地及其ノ名称

三　運輸業ノ種類（汽車等又ハ航空機ニ依ル運輸業ノ区別）（昭和二十六年政令第六十六号改正）

四　線路、路線又ハ航路ノ名称、起終点ノ地名及粁程
五　汽車等ノ等級区分（昭和二十六年政令第六十六号改正）
六　乗車船券（航空機塔乗券ヲ含ム以下同ジ）ノ種類（昭和二十六年政令第六十六号改正）

第四条　運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売セントスル者ハ其ノ住所及氏名又ハ名称ヲ記載シタル申告書ヲ販売場所轄税務署ニ提出スベシ（昭和二十三年政令第百四十八号改正）

第五条　税務署長ハ必要アリト認ムルトキハ運輸業者ニ左ノ事項ヲ申告セシムルコトヲ得（昭和二十六年政令第六十六号改正）

一　停車場、停留所、乗船場又ハ飛行場ノ名称及其ノ所在地（昭和二十六年政令第六十六号改正）
二　停車場、停留所、乗船場又ハ飛行場間ノ粁程（同上）
三　運賃ヲ粁制ニ依リ定メタルトキハ一粁当運賃区間制ニ依リ定メタルトキハ各区間及其ノ運賃、均一制ニ依リ定メタルトキハ一定ノ区間ニ付該運賃ヲ以テ乗車船（航空機塔乗ヲ含ム以下同ジ）ヲ為スコトヲ得ル旨定メタルトキハ其ノ各区間及運賃計算ノ基準トシテ粁制ニ依リ定メタルトキハ一定ノ粁程ヲ基準トシテ粁ル旨定メタルトキハ其ノ各区間及運賃計算ノ基準ト為リタル粁程並ニ一粁当運賃（昭和十九年勅令第百八十二号、昭和二十六年政令第六十六号改正）
四　回数、定期、団体又ハ貸切ノ乗車船ニ付特別ノ運賃ヲ定メタルトキハ其ノ運賃
五　運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者ノ住所及氏名又ハ名称並ニ其ノ販売場ノ所在地
六　連絡運輸ヲ為ス運輸業者ノ住所及氏名又ハ名称並ニ連絡運輸ヲ為ス線路、路線又ハ航路ノ名称、其ノ停車場、停留所、乗船場又ハ飛行場ノ名称及該停車場、停留所、乗船場又ハ飛行場間ノ粁程（昭和十九年勅令第百八十二号、同二十六年政令第六十六号改正）

第六条　前三条ノ規定ニ依リ申告シタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度所轄税務署ニ申告スベシ（昭和二十三年政令第百四十八号改正）

第七条　運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者ノ業ヲ相続又ハ合併ニ因リテ承継シタル者ハ其ノ旨ヲ所轄税務署ニ申告スベシ（同上）

第八条　運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者其ノ業ヲ廃止セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄税務署ニ申告スベシ（同上）

第九条　運輸業者又ハ運輸業者ニ代リテ乗車船券ヲ販売スル者ハ毎日左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ（同上）

一　旅客運賃、特別急行料金、急行料金及準急行料金又ハ寝台料金ノ別ニ従ヒ通行税ヲ課セラレタル者ノ人員、運賃又ハ料金及税額（昭和二十三年政令第百四十八号、昭和二十五年政令第七十四号改正）
二　通行税法第三条ノ規定ニ依リ通行税ヲ課セラレザル者ノ人員、旅客運賃、特別急行料金、急行料金及準急行料金（昭和二十三年政令第百四十八号、同二十五年政令第七十四号、同二十六年政令第六十六号改正）

第十条　第三条乃至前条ノ規定ハ日本国有鉄道ニ付テハ之ヲ適用セズ（昭和二十三年政令第百四十八号、同二十四年政令第百十三号改正）

第十一条　収税官吏通行税法第十二条ノ規定ニ依リ帳簿書類ヲ検査スルトキハ検査章ヲ携帯スベシ（昭和二十二年政令第二百四十六号、昭和二十三年政令第百四十八号改正、同二十五年政令第七十四号改正ニヨリ第十二条カラ本条トナル）

附　則

①　本令ハ通行税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
②　通行税法附則第二項ノ規定ニ依リ通行税法ノ施行地域ヨリ除カルル地域ハ左ノ地域トス（昭和二十六年政

令第六十六号追加）

一　千島列島、歯舞諸島（水晶島、勇留島、秋勇留島、志発島及多楽島ヲ含ム）及色丹島

二　小笠原諸島及硫黄列島

一　鬱陵島

四　北緯三十度以南ノ南西諸島

五　大東諸島、沖ノ鳥島、南鳥島及中ノ鳥島

③　通行税法附則第四項ノ規定ニ依リ端数ノ整理ニ付テハ同項ノ旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又ハ寝台料金ニ百分ノ二十ノ割合ヲ乗ジテ計算シタル金額ヲ当該運賃又ハ料金ニ加算シタル金額ノ夫々ニ付生ズル一円、五円、十円、二十円又ハ四十円ノ端数ニ付日本国有鉄道ノ定ムル方法ニ依リ之ヲ行フモノトス（昭和二十五年政令第七十四号本項追加、同二十六年政令第六十六号改正）

附　則（昭和十九年勅令第百八十二号）

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和二十二年十一月三十日政令第三百四十六号　所得税法施行規則の一部を改正する等の政令）抄

第一条　この政令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。（第二条乃至第四条省略）

第五条　この政令施行前に徴収すべき通行税を徴収しなかつた場合又は徴収した税金を納付しなかつた場合において、この政令施行の際現に徴収していなかつた通行税の税額又は納付していなかつた通行税の税額に加算する税額は、当該税額に、この政令施行の日から納付の日（通行税法第十一条の規定により国税徴収の例により徴収義務者から通行税を徴収する場合においては、国税徴収法施行規則第一条に規定する納税告知書に記載された納期日）までの日数に応じ、税額百円につき一日十銭の割合を乗じて計算した金額とす。

（第六条乃至第九条省略）

附　則（昭和二十三年七月七日政令第百四十八号　所得税法施行規則の一部を改正する等の政令）抄

第二十一条　この政令は、公布の日から、これを施行する。但し、通行税法施行規則の改正規定（第十四条及び第十五条の改正規定を除く。）は、通行税法第二条から第八条まで及び同法附則の改正規定施行の日から、これを施行する。

（第二十二条乃至第三十一条省略）

附　則（昭和二十四年五月二十五日政令第百十三号　日本国有鉄道法施行令）

1　この政令は、日本国有鉄道法施行の日から施行する。

附　則（昭和二十五年三月三十一日政令第七十四号）抄

1　この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2　通行税法施行規則第二条第四項の改正規定は、昭和二十五年四月分から適用する。

附　則（昭和二十六年政令第六十六号）

1　この政令は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　改正後の通行税法施行規則第三条から第五条まで及び第七条から第九条までの規定中航空機による運輸業を営む者及びその者に代り航空機搭乗券を販売する者に関する部分は、通行税法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第四十三号）附則第二項に規定する政令で定める日から適用する。

○通行税法施行細則

（昭和十五年四月一日大蔵省令第十六号）

改正　昭一七蔵令三、昭一九蔵令三五、昭二二蔵令一一二、昭二三蔵令五七、昭二五蔵令二〇、同二六蔵令一五

第一条　通行税法施行規則第二条ノ規定ニ依ル払込書ハ第一号書式ニ、計算書ハ第二号書式ニ依リ調製スベシ（昭和十九年大蔵省令第三十五号、同二十三年大蔵省令第五十七号改正）

第二条　日本銀行ニ於テ通行税ノ払込ヲ受ケタルトキハ第一号書式ノ領収証書ヲ払込人ニ交付シ同号書式ノ領収済通知書ニ払込人ノ提出シタル計算書ヲ添附シ之ヲ歳入徴収官ニ送付スベシ（同上）

附　則

本令ハ通行税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和十七年大蔵省令第三号）

本令中寝台乗客ニ関スル改正ニ付テハ昭和十七年一月一日以後ニ、其ノ他ノ乗客ニ関スル改正ニ付テハ同年二月一日以後ニ徴収シタル通行税ノ払込ニ付之ヲ適用ス

附　則（昭和十九年大蔵省令第三十五号）

本令ハ昭和十九年四月一日以後ニ徴収シタル通行税ノ払込ニ付之ヲ適用ス

附　則（昭和二十二年大蔵省令第百十二号）

この省令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

附　則（昭和二十三年大蔵省令第五十七号　所得税法施行細則の一部を改正する等の省令）

第十二条　この省令は、公布の日から、これを施行する。但し、通行税法施行細則の改正規定は、通行税法第二条から第八条まで及び同法附則の改正規定の日以後に徴収した通行税の払込から、これを適用する。

（第十三条乃至第十五条省略）

附　則（昭和二十五年大蔵省令第二十号）

この省令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附　則（昭和二十六年大蔵省令第十五号）

この省令は、昭和二十六年四月一日から施行する。

第一号書式　（用紙各片日本標準規格A6輪かく各片寸法縦百三十粍横九十五粍又昭和十九年大蔵省令第三十五号、同二十五年大蔵省令第二十号改正）

払込書

第何号	（払込人）
何年度	住所
一般会計	氏名
大蔵省主管	何税務署
租税額金	通行税 千 百 十 円
税額金	
利子税額金	
納付の目的　何年何月分	

領収済通知書

第何号	（払込人）
何年度	住所
一般会計	氏名
大蔵省主管	何税務署
租税額金	通行税 千 百 十 円
税額金	
利子税額金	
納付の目的　何年何月分 何年何月何日領収 日本銀行何店㊞	

領収証書

第何号	（払込人）
何年度	住所
一般会計	氏名
大蔵省主管	何税務署
租税額金	通行税 千 百 十 円
税額金	
利子税額金	
納付の目的　何年何月分 何年何月何日領収 日本銀行何店㊞	

備考　1　払込書、領収済通知書及び領収証書の年度、税務署名、払込人の住所氏名、金額（税額欄にお

法第八条に規定する税額、利子税額欄には第十二条ノ二の規定による利子税額）納付の目的及び納付の場所は、すべて納人において記載すること。

二　年度は納付の日より区分して記載すること。

三　年度及び金額は「アラビヤ」数字を以つて明瞭に記載すること。

第二号書式（用紙日本標準規格A6）（昭和二十五年大蔵省令第二十号改正）

何年何月分通行税徴収高計算書

区分	人員	金額 円	金額 銭	税額 円	税額 銭
旅客運賃					
特別急行料金					
急行料金					
準急行料金					
寝台料金					
計					
利子税額					
合計払込税額					

何年何月何日

日本国有鉄道又は何会社㊞

備考　人員及び金額欄には、通行税を課せられた者の人員及び金額を記載すること。

登錄税

○登錄税法（明治二十九年三月二十八日法律等二十七号）

改正　明治三〇年法三一号、同三二年法六〇号、同年法八三号、同三三年法四四号、同三四年法二五号、同三五年法八号、同三八年法九号、同年法五七号、同年法五八号、同三九年法三五号、同四二年法一四号、同年法三一号、同四三年法一一号、同年法六四号、大正三年法二一号、同七年法一四号、同一一年法四六号、同一四年法二一号、昭和二年法六号、同四年法六三号、同六年法五二号（自動車交通事業法）、同七年法二五号（商業組合法）、同八年法二〇号（工業組合法改正法律）、同年法二一号（農村負債整理組合法）、同年法三〇号（農業動産信用法）、同年法三一号（製糸業法中改正法律）、同年法四四号（担保附社債信託法中改正法律）、同九年法四八号（著作権法中改正法律）、同一〇年法三号、同一一年法一一号（蚕糸業法中改正法律）、同年法一四号（商工組合中央金庫法）、同年法一五号（東北興業株式会社法）、同年法三〇号（重要肥料業統制法）、同年法四三号（台湾拓殖株式会社法）、同一二年法五三号（帝国燃料興業株式会社法）、同年法七四号（貿易組合法）、同年法七七号（農村負債整理資金特別融通及損失補償法）、同一三年法三六号（日本産金振興株式会社法）、同年法三七号（商業組合法中改正法律）、同年法四六号、同年法五七号（恩給金庫法）、同年法五八号（庶民金庫法）、同年法六七号（農地調整法）、同年法七

○号（硫酸アンモニア増産及配給統制法）、同年法八一号（北支那開発株式会社法）、同一四年法四五号、同年法六五号（工業組合法中改正法律）、同年法六九号（海運組合法）、同年法七〇号（造船事業法）、同年法七七号（宗教団体法）、同年法八二号（帝国鉱業開発株式会社法）、同一五年法九七号（商業組合法中改正法律）、同年法一〇一号（日本肥料株式会社法）、同年法一〇六号（自動車交通事業法中改正法律）、同一六年法四二号（国民更生金庫法）、同年法四六号（住宅営団法）、同年法四七号（貸家組合法）、同年法五〇号（樺太開発株式会社法）、同年法五一号（帝都高速度交通営団法）、同年法六五号（農地開発法）、同年法七三号（帝国石油株式会社法）、同年法九二号（産業設備営団法）、同一七年法三二号（戦時金融金庫法）、同年法三三号（南方開発金庫法）、同年法四〇号（食糧管理法）、同年法六七号（日本銀行法）、同年法六九号（重要物資管理営団法）、同年法七〇号（国民医療法）、同一八年法二六号（交易営団法）、同年法三二号（塩専売法中改正法律）、同年法三五号（帝国鉱業開発株式会社法中改正法律）、同年法四四号（日本証券取引所法）、同年法四五号（市街地信用組合法）、同年法四六号（農業団体法）、同年法四七号（水産業団体法）、同年法五三号（商工組合法）、同年法七〇号（臨時租税措置法中改正法律）、同年法八〇号（市制中改正法律）、同一九年法五号（船舶職員法中改正法律）、同年法七号（所得税法外二十九法律中改正法律）、同年法三〇号（大日本育英会法）、同二〇年法二号（外資金庫法）、同年法一一号（生命保険中央会法）、同年法一二号（損害保険中央会法）、同年法五一号（労働組合法）、同年法五二号（蚕糸業法）、同年勅七一九号（宗教法人令）、同二一年勅七一号（官国弊社経費ニ関スル法律等廃止ノ件）、同年勅二三三号（持株会社整理委員会令）、同年勅三三一号（交易営団解散令）、同二二年法一四号（所得税法ノ一部ヲ改正スル等ノ法律）、同年法三四号（復興金融金庫法）、同年法三五号（林業会法）、同年法四二号（農地調整法ノ一部改正法律）、同年法四六号（産業復興営団法）、同年法五一号（商工協同組合法）、同二二年法一四号（華族世襲財産法廃止ニ関スル法律）、同年法二九号（特別法人税法ノ一部ヲ改正スル等ノ法律）、同年法五五号（石油配給公団法）、同年法五七号（産業復興公団法）、同年法七八号（特別調達庁法）、同年法八七号（相続税法ヲ改正スル法律）、同年法一二八号（医師会、歯科医師会及日本医療団ノ解散ニ関スル法律）、同年法一三三号（農業協同組合法ノ制定ニ伴フ農業団体ノ整理等ニ関スル法律）、同年法一四二号（所得税法ノ一部ヲ改正スル等ノ法律）、同年勅七五号（閉鎖機関整理委員会令）、同二三年法一〇三号（公認会計士法）、同年法一〇七号（所得税法の一部を改正する等の法律）、同年法一九三号（損害保険料率算出団体に関する法律）、同年法二〇〇号（消費生活協同組合法）、同年法二四三号（水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律）、同二四年法四九号（国民金融公庫法）、同年法六二号（日本専売公社法施行法）、同年法一〇五号（日本国有鉄道法施行法）、同年法一三四号（総理府設置法の制定に伴う関係法令の整理等に関する法律）、同年法一八二号（中小企業等協同組合法施行法）、同年法一九六号（土地改良法施行法）、同年法二七〇号（私立学校法）、同二五年法六九号（国税徴

収法の一部を改正する法律）、同年法八二号（連合国軍人等住宅公社法）、同年法九一号（帝国石油株式会社法を廃止する法律）、同年法九四号（公認会計士法の一部を改正する法律）、同年法一三二号（放送法）、同年法一四四号（生活保護法）、同年法一五六号（住宅金融公庫法）、同年法一七六号（特別鉱害復旧臨時措置法）、同年法一七七号（船主相互保険組合法）、同年法二七〇号（特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律）、同年法二七七号（水産業協同組合法の一部を改正する法律）、同年二九一号（採石法）、昭二六法三九号、同年法四五号（社会福祉事業法）、同年法九五号（地方税法の一部改正する法律）、同年法一〇八号（日本開発銀行法）、同年一二六号（宗教法人法）、同年法一四九号（船舶職員法）、同年法一六一号（港湾運送事業法）、同年法一八八号（自動車抵当法施行法）、同年法二三七号（税理士法）、同年法二三九号（信用金庫法施行法）、同年法二五〇号（森林法施行法）、同年政令二六一号（持株会社整理委員会の廃止に関する政令）

登録税ノ賦課徴収不動産登記

第一条　登録税ハ本法ノ定ムル所ニ依リ賦課徴収ス

第二条　不動産ニ関スル登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一　相続ニ因ル所有権ノ取得　不動産価格　千分ノ六（昭和二年法律第十四号、同年法律第百二十八号、同二十三年法律第十四号改正）

二　遺言、贈与其ノ他無償名義ニ因ル所有権ノ取得　不動産価格　千分ノ二十五（昭和十三年法律第四十六号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第八十七号改正）

三　前各号以外ノ原因ニ因ル所有権ノ取得　不動産価格　千分ノ五十（昭和十三年法律第四十六号同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号改正）

四　所有権ノ保存　不動産価格　千分ノ六（昭和二十一年法律第十四号改正）

五　共有物ノ分割　分割ニ因リテ受クル不動産ノ価格千分ノ六（同上）

六　地上権、永小作権、賃借権又ハ採石権ノ取得（昭和二十五年法律第二百九十一号改正）

存続期間十年以下ノモノ	不動産価格	千分ノ二（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号改正）
同二十年以下ノモノ	不動産価格	千分ノ四（同上）
同三十年以下ノモノ	不動産価格	千分ノ六（同上）
同五十年以下ノモノ	不動産価格	千分ノ十一（同上）
同七十年以下ノモノ	不動産価格	千分ノ十六（同上）
同百年以下ノモノ	不動産価格	千分ノ二十五（同上）
同百年ヲ超ユルモノ	不動産価格	千分ノ三十二（同上）
存続期間ノ定メナキモノ	不動産価格	千分ノ二（同上）

存続期間ノ定メナキモノニシテ民法第二百六十八条若ハ第二百七十八条ノ規定ノ適用アルモノ又ハ借地法第二条第一項ノ規定ノ適用アルモノ　不動産価格　千分ノ六（同上）

相続ニ因ル取得ニシテ存続期間三十年ヲ超ユルモノ

	不動産価格	千分ノ六	（昭和二十一年法律第十四号改正）
権利移転ニ因ル取得ノ場合ニ於テハ既ニ経過シタル期間ヲ存続期間ヨリ控除シ其ノ残期間ヲ以テ存続期間ト看做ス			
七　地役権ノ取得	要役地価格	千分ノ二	（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号改正）
八　削除			（同二十二年法律第十四号改正）
九　先取特権ノ保存又ハ取得	債権金額又ハ不動産工事費用予算金額	千分ノ六・五	（同上）
十　質権、抵当権ノ取得	債権金額	千分ノ六・五	（同上）
十一　信託ノ登記			
所有権ニ付テハ	不動産価格	千分ノ五	（同上）
所有権以外ノ権利ニ付テハ	不動産価格千分ノ三		（同上）
十二　競売、強制管理ノ申立	債権金額	千分ノ六・五	（同上）
十三　仮差押、仮処分	債権金額	千分ノ五	（同上）
十四　抵当アル債権ノ差押	債権金額	千分ノ六・五	（同上）
十五　相続財産ノ分離			
所有権ニ付テハ	不動産価格	千分ノ六・五	（同上）
所有権以外ノ権利ニ付テハ	不動産価格千分ノ一・五		（同上）
十六　滞納処分以外ノ原因ニ因ル権利ノ処分ノ制限ニシテ特ニ掲ケサルモノ	債権金額	千分ノ五	（同上）
十七　抹消シタル登記ノ回復	不動産毎一箇	金六十円	（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号改正）
十八　仮登記	不動産毎一箇	金六十円	（同上）
十九　附記登記	不動産毎一箇	金三十円	（同上）
但シ一件ニ付税額金三百円ヲ超ユルトキハ三百円トス			（同上）
二十　登記ノ更正、変更又ハ抹消	不動産毎一箇	金三十円	（同上）
但シ一件ニ付税額金三百円ヲ超ユルトキハ三百円トス			（同上）

船舶登記

第三条　船舶ニ関スル登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（昭和二年法律第六号全条改正、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第八十七号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

一　相続ニ因ル所有権ノ取得	船舶価格	千分ノ四　（昭和二十一年法律第十四号改正）
二　遺言、贈与其ノ他無償名義ニ因ル所有権ノ取得		千分ノ五　（同上）

		船舶価格	
三	前各号以外ノ原因ニ因ル所有権ノ取得	船舶価格	千分ノ二十（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第八十七号改正）
四	委付	船舶価格	千分ノ二十八（昭和二十一年法律第十四号改正）
五	所有権ノ保存	船舶価格	千分ノ四（同上）
六	賃借権ノ取得	船舶価格	千分ノ四（同上）
七	抵当権ノ取得	債権金額	千分ノ一・五（同上）
八	信託ノ登記		千分ノ六・五（同上）
	所有権ニ付テハ	船舶価格	千分ノ四（同上）
	所有権以外ノ権利ニ付テハ	船舶価格	千分ノ一・五（同上）
九	競売ノ申立	債権金額	千分ノ六・五（同上）
十	仮差押、仮処分	債権金額	千分ノ五（同上）
十一	抵当アル債権ノ差押	債権金額	千分ノ六・五（同上）
十二	滞納処分以外ノ原因ニ因ル権利ノ処分ノ制限ニシテ特ニ掲ケサルモノ	債権金額	千分ノ五（同上）
十三	登記証書ヲ提出セスシテ受ケタル特別登記簿ノ登記ヲ登記簿ニ移ス場合ニ於ケル登記	船舶毎一箇	金百二十円（昭和二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）
十四	抹消シタル登記ノ回復	船舶毎一箇	金六十円（同上）
十五	仮登記	船舶毎一箇	金六十円（同上）
十六	附記登記	船舶毎一箇	金三十円（同上）
十七	登記ノ更正、変更又ハ抹消	船舶毎一箇	金三十円（同上）

前項第一号乃至第三号ノ場合ニ於テ共有物持分ノ取得ニ係ルモノハ其ノ持分ノ価格ニ依ル

信託財産登記

第三条ノ二　信託財産タル不動産又ハ船舶ヲ受託者ヨリ受益者ニ移ス場合ニ於ケル所有権取得ノ登記ニ付テハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（昭和十三年法律第四十六号全条改正、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第八十七号改正）

不動産	不動産価格	千分ノ二十五（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第八十七号改正）
（昭和二十二年法律第八十七号但書ヲ削ル）		
船舶	船舶価格	千分ノ三十（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第八十七号改正）

鉄道低当原簿又ハ軌道低当原簿ノ登録

第三条ノ三　鉄道抵当原簿又ハ軌道抵当原簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（明治三十八年法律第五十八号、同四十二年法律第三十一号、同四十三年法律第六十四号、昭和二年法律第六号、同十三年法律第四十六号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

一	抵当権ノ取得	債権金額　千分ノ一・五（昭和二十一年法律第十四号改正）
登録税	登録税法	

一ノ二　信託ノ登録　　債権金額　千分ノ一・五（大正十一年法律第四十六号追加、昭和二十一年法律第十四号改正）

二　強制競売、強制管理ノ申立　　債権金額　千分ノ一・五（昭和二十一年法律第十四号改正）

三　登録ノ更正、変更又ハ抹消　　毎一件　金三百円（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

工場財団、鉱業財団又ハ漁業財団等ノ登記

第三条ノ四　工場財団登記簿、鉱業財団登記簿、漁業財団登記簿又ハ港湾運送事業財団登記簿ニ登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（昭和二年法律第六号、同六年法律第五十二号、同十三年法律第四十六号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号、同二十六年法律第百六十一号改正）

一　抵当権ノ取得　　債権金額　千分ノ一・五（昭和二十一年法律第十四号改正）

二　信託ノ登記　　債権金額　千分ノ一・五（同上）

三　競売、強制管理ノ申立　　債権金額　千分ノ一・五（同上）

四　仮差押、仮処分　　債権金額　千分ノ一・五（同上）

五　抵当アル債権ノ差押　　債権金額　千分ノ一・五（同上）

六　滞納処分以外ノ原因ニ因ル権利ノ処分ノ制限ニシテ特ニ掲ケサルモノ　　債権金額　千分ノ一・五（同上）

七　抹消シタル登記ノ回復　　毎一件　金三百円（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

八　仮登記　　毎一件　金三百円（同上）

九　附記登記　　毎一件　金三百円（同上）

十　登記ノ更正、変更又ハ抹消　　毎一件　金三百円（同上）

農業用動産登記

第三条ノ五　農業用動産ノ抵当権ニ関スル登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（昭和八年法律第三十号追加、同十三年法律第四十六号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

一　抵当権ノ取得　　債権金額千分ノ三（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

但シ税額金二十円未満ナルトキハ二十円トス

二　抹消シタル登記ノ回復　　農業用動産毎一箇　金十五円（同上）

三　仮登記　　農業用動産毎一箇　金十五円（同上）

四　附記登記　　農業用動産毎一箇　金十円（同上）

但シ一件ニ付税額金百二十円ヲ超ユルトキハ百二十円トス

五　登記ノ更正、変更又ハ抹消　　農業用動産毎一箇　金十五円（同上）

但シ一件ニ付税額金百二十円ヲ超ユルトキハ金百二十円トス

自動車ノ抵当権ノ登録

第三条ノ六　自動車ノ抵当権ニ関スル登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（昭和二十六年法律第八十八号本条追加）

一　抵当権ノ取得　　債権金額　千分ノ三

二　抹消シタル登録ノ回復　自動車毎一輛　金十五円
三　登録ノ更正、変更又ハ抹消　自動車毎一輛　金十五円

船籍ノ登録　**第四条**　船籍ノ登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（明治三十二年法律第八十三号全条改正、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

一　新規登録　毎十噸　金六十円（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）
二　転籍　毎十噸　金十五円（同上）
三　除籍　毎十噸　金十五円（同上）
四　登録ノ変更　船舶毎一箇　金十円（同上）

船舶ノ噸数ハ総噸数ニ依ル但シ十噸未満ノ端数ハ十噸トシテ計算ス

石数ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ在テハ積石数百石ヲ十噸トシテ計算ス

戦時金融債券ノ登記　**第四条ノ二**　戦時金融金庫カ戦時金融債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（昭和十七年法律第三十二号追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号改正）

一　戦時金融債券ノ払込　払込金額　千分ノ一・五（昭和二十一年法律第十四号改正）
二　登記事項ノ変更、消滅又ハ廃止　毎一件　金二百円（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号改正）

農地開発　従タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受クルトキハ毎一件ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（昭和十六年法律第六十五号全条改正、同二十二年法律第二十九号改正）

第五条　農地開発営団カ農地開発債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（昭和十六年

債券ノ登記　法律第六十五号全条改正、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

一　農地開発債権又ハ其ノ第二回以後ノ払込　毎回払込金額　千分ノ三（昭和二十一年法律第十四号改正）
二　登記事項ノ変更、消滅又ハ廃止　毎一件　金千二百円（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

従タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受クルトキハ毎一件金三百円ノ登録税ヲ納ムヘシ（同上）

（第五条ノ二昭和二十三年法律第百七号削ル）

営利法人ノ登記　**第六条**　商事会社其ノ他営利ヲ目的トスル法人ニシテ登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ但シ第一号第三号第六号第八号ノ二第九号ノ場合ニ於テ税額金三千円未満ナルトキハ三千円トス（明治三十二年法律第八十三号、同四十三年法律第十一号、昭和二年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

一　合名会社、合資会社設立　財産ヲ目的トスル出資ノ価格　千分ノ七（明治四十三年法律第十一号、昭和二年法律第六号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号改正）
二　合名会社、合資会社出資増加　財産ヲ目的トスル増出資ノ価格　千分ノ七（同上）

三	株式会社設立	資本ノ金額　千分ノ七（明治四十三年法律第十一号、昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、昭和二十六年法律第三十九号改正）
四	株式会社資本増加 但シ社債ノ転換ニ因ル資本増加ノ場合ニ於テハ其ノ社債ニ付第十一号ノ規定ニ依リ納メタル登録税額ヲ控除ス（昭和十四年法律第四十五号追加、同二十一年法律第十四号改正） 五乃至八削除（昭和二十六年法律第三十九号削除）	増加資本ノ金額　千分ノ七（同上）
八ノ二	有限会社設立	出資ノ価格　千分ノ七（昭和十四年法律第四十五号追加、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号改正）
八ノ三	有限会社資本増加	増出資ノ価格　千分ノ七（同上）
九	合併又ハ組織変更ニ因ル会社ノ設立 但シ合併ニ因リ消滅シタル会社又ハ組織変更ヲ為シタル会社ノ合併当時又ハ組織変更当時ノ資本金額（当該会社株式会社以外ノ会社ナル場合ニ在リテ財産ヲ目的トスル出資ノ価額）ヲ超過スル金額ニ付テハ千分ノ七（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十六年法律第三十九号改正）	株式会社ニ在リテハ資本ノ金額 千分ノ一・五（明治四十三年法律第十一号、昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号、同二十六年法律第三十九号改正） 其ノ他ノ会社ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価額 千分ノ七（明治四十三年法律第十一号、昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号、同二十六年法律第三十九号改正）
十	合併ニ因ル会社資本ノ増加	株式会社ニ在リテハ増加資本ノ金額 千分ノ一・五（明治四十三年法律第十一号、昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号、同二十六年法律第三十九号改正） 其ノ他ノ会社ニ在リテハ財産ヲ目的トスル増加出資ノ価格 千分ノ一・五（明治四十三年法律第十一号、昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号、同二十六年法律第三十九号改正）
十一	社債又ハ第二回以後ノ社債払込 但シ合併ニ因リ消滅シタル会社ノ合併当時ノ資本ノ金額（当該会社株式会社以外ノ会社ナル場合ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ価額）ヲ超過スル金額ニ付テハ千分ノ七（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十六年法律第三十九号改正） 商法第三百三条又ハ其ノ準用規定ニ依ル払込アリタル日（売出シノ方法ニ依リ発行シタル場合ニ於テハ売出満了ノ日）ヨリ最終ノ償還期限ニ至ル期間一年以下ノモノ	千分ノ七（明治四十三年法律第十一号、昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、昭和二十六年法律第三十九号改正）
		毎回払込金額　千分ノ一・五
		毎回払込金額　千分ノ三
		毎回払込金額　千分ノ四
	同三年以下ノモノ	千分ノ一・五
	同三年ヲ超ユルモノ	千分ノ三
	但シ農林債券、商工債券、北海道拓殖債券、台湾拓殖債券、東洋拓殖債券、北支開発債券、東北興業債券、肥料債券、鉱業開発債券又ハ樺太開発債券ニ付テハ千分ノ三（明治四十三年法律第二十一号、昭和二年法律第六号、同十一年法律第十四号、同年法律第十五号、同年法律第四十三号、同十二年法律第五十三号、同十三年法律第三十六号、同年法律第七十号、同年法律第八十一号、同十四年法律第八十二号、同十五年法律第百一号、同十六年法律第五十号、同年法律第七十三号、同十八年法律第四十六号、同二十一年法律第四十四号、同二十三年法律第百七号、同二十四年法律第二百三十四号、同二十五年法律第九十一号改正）	

十二　支店設置　毎一箇所　金三千円

十三　本店又ハ支店ノ移転　毎一件　金千二百円

十四　支配人ノ選任又ハ代理権ノ消滅　毎一件　金千二百円

（明治四十三年法律第十一号、昭和二年法律第六号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

（同上）

（同上）

十四ノ二　社員ノ業務執行権ノ喪失　毎一件　金千二百円

十四ノ三　取締役又ハ監査役ノ職務執行ノ停止　毎一件　金千二百円

十四ノ四　代表取締役、取締役又ハ監査役ノ職務代行者ノ選任　毎一件　金千二百円

（昭和十四年法律第四十五号追加、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同年法律第百七号、昭和二十六年法律第三十九号改正）

十五　登記事項ノ変更、消滅又ハ廃止　毎一件　金千二百円

十六　登記ノ更正又ハ抹消　毎一件　金千二百円

（明治四十三年法律第十一号、昭和二年法律第六号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

（同上）

（同上）

十六ノ二　会社ノ継続ノ登記　毎一件　金千二百円

十六ノ三　合併ヲ無効トスル判決カ確定シタル場合ニ於ケル合併ニ因リ消滅シタル会社ニ付テノ回復ノ登記　毎一件　金千二百円

十六ノ四　会社設立ノ無効又ハ取消　毎一件　金九百円

（昭和十四年法律第四十五号追加、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

（同上）

（同上）

十七　解散　毎一件　金九百円

十八　商法第百二十三条又ハ其ノ準用規定ニ依ル登記　毎一件　金三百円

（明治四十三年法律第十一号、昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

（同上）

（同上）

十八ノ二　清算人ノ職務執行ノ停止、其ノ取消又ハ変更　毎一件　金三百円

十八ノ三　清算人ノ職務代行者ノ選任、解任又ハ変更　毎一件　金三百円

（昭和十四年法律第四十五号追加、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

（同上）

（同上）

十九　清算ノ結了　　毎一件　金三百円

支店所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受クルトキハ毎一件金三百円ノ登録税ヲ納ムヘシ朝鮮、台湾、関東州、樺太若ハ南洋群島ニ於ケル法人又ハ外国会社カ登記ヲ受クルトキ亦同シ（同上）

（大正七年法律第十四号第三項乃至第五項ヲ削ル）

交通債券ノ登記

第六条ノ二　削除（昭和二十四年法律第四十九号削除）

第六条ノ三　帝都高速度交通営団カ交通債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（昭和十六年法律第五十一号追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

一　交通債券ノ払込　　払込金額　千分ノ三

二　登記事項ノ変更、消滅又ハ廃止　毎一件　金千二百円

（昭和二十一年法律第十四号改正）

放送債券ノ登記

第六条ノ三ノ二　日本放送協会カ放送債券ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（昭和十五年法律第百三十二号追加）

一　放送債券又ハ其ノ第二回以後ノ払込　　払込金額　千分ノ三

二　登記事項ノ変更、消滅又ハ廃止　毎一件　金千二百円

（明治四十三年法律第十一号、昭和二年法律第六号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

会社以外ノ商業登記、船舶管理人登記及財産契約等ノ登記

従タル事務所ノ所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受クルトキハ毎一件金三百円ノ登録税ヲ納ムヘシ

第六条ノ四　左ノ事項ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（明治三十二年法律第八十三号追加、昭和十三年法律第五十七号、同十六年法律第五十一号、同二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

一　商号ノ新設又ハ取得　　毎一件　金千二百円

（明治四十三年法律第十一号、昭和二年法律第六号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

二　支配人ノ選任又ハ代理権ノ消滅　毎一件　金千二百円

（同上）

三　船舶管理人ノ選任又ハ代理権ノ消滅　毎一件　金千二百円

（明治四十三年法律第十一号、昭和二年法律第六号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

四　商法第五条第七条ニ依ル登記　毎一件　金六百円

（同上）

四ノ二　商法第二十六条第二項ノ登記　毎一件　金六百円

（昭和十五年法律第四十五号追加、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

五　民法第七百五十六条乃至第七百五十八条ニ依ル登記

登録税　登録税法

		毎一件　金六百円
六	登記事項ノ変更、消滅又ハ廃止	毎一件　金三百円
七	登記ノ更正又ハ抹消	毎一件　金三百円

（明治四十三年法律第十一号、昭和二年法律第六号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

（同上）

（同上）

支店所在地ニ於テ前項各号ノ登記ヲ受クルトキハ毎一件金百二十円ノ登録税ヲ納ムヘシ（同上）

弁護士名簿ノ登録

第七条　左ノ事項ニ付弁護士名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号）

一	新規登録	金三千円
二	登録換	金千二百円
三	取消ノ請求	金百二十円

（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号改正）

（同上）

（同上）

公認会計士名簿ノ登録

第七条ノ二　左ノ事項ニ付キ登録ヲ請フ者ハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（昭和二十三年法律第百三号本条追加、同二十五年法律第九十四号改正）

一	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十七条ニ依ル登録	
	公認会計士	金三千円
	会計士補	金千五百円
二	公認会計士法第十六条ノ二第一項ノ規定ニ依ル登録	

	公認会計士	金千二百円（同上）
	会計士補	金百二十円（同上）
三	公認会計士法第六十三条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル登録	金三千円（昭和二十五年法律第九十四号改正）
四	公認会計士法第二十条（同法第十六条ノ二第四項及第六十三条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル登録	金千五百円（昭和二十五年法律第九十四号追加）
	公認会計士	金百二十円（同上）
	会計士補	金六十円（同上）

公認会計士

公認会計士法第十六条ノ二ニ規定スル外国公認会計士

公認会計士法第六十三条ニ規定スル計理士

第七条ノ三　左ノ事項ニ付税理士名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（昭和二十六年法律第二百三十七号追加）

一	税理士法第十八条ノ規定ニ依ル登録	金二千円
二	税理士法第二十条ノ規定ニ依ル登録	金百円

医師、歯科医師、薬剤師、獣医、装蹄師ノ登録

第八条　左ノ事項ヲ官簿ニ登録スルトキハ医師、歯科医師、薬剤師、獣医、装蹄師ハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号、同二十六年法律第三十九号改正）

一	新規登録	金二千円
	登録税　登録税法	金百円

医師、歯科医師	金三千円	（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）
保健婦、助産婦、甲種看護婦、厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル男子タル看護人	金千円	（昭和二十六年法律第三十九号追加）
薬剤師	金千五百円	（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十五年法律第百七号改正）
獣医	金六百円	（同上）
装蹄師	金四百円	（同上）
仮免許獣医	金六十円	（同上）

二　登録事項ノ変更　毎一件　金二百五十円　（同上）

海員ノ登録

第九条　左ノ事項ヲ官簿ニ登録スルトキハ海員ハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（明治三十二年法律第八十三号全条改正、昭和十九年法律第五号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

一　新規登録

甲種船長	金六百円	（昭和十九年法律第五号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）
甲種一等航海士	金四百円	（同上）
甲種二等航海士	金二百五十円	（同上）
乙種船長	金四百円	（同上）
乙種一等航海士	金二百円	（同上）
乙種二等航海士	金百五十円	（同上）
丙種船長	金百円	（昭和二十六年法律第百四十九号追加）
丙種航海士	金百円	（昭和二十六年法律第百四十九号追加）
甲種機関長	金六百円	（同上）
甲種一等機関士	金四百円	（同上）
甲種二等機関士	金二百五十円	（同上）
乙種機関長	金四百円	（同上）
乙種一等機関士	金二百円	（同上）
乙種二等機関士	金百五十円	（同上）
丙種機関長	金百円	（昭和十九年法律第五号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）
丙種機関士	金百円	（昭和十九年法律第五号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）
甲種船舶通信士	金三百円	（同上）
乙種船舶通信士	金二百五十円	（同上）
丙種船舶通信士	金百円	（同上）

水先人　毎一件　金九百円

二　登録事項ノ変更　毎一件　金六十円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

（同上）

著作権ノ登録

第十条　著作権ニ関シ登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（明治四十三年法律第六十四号全条改正、昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第百七号改正）

一　著作権ノ移転

相続　毎一件　金百二十円

相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金六百円

二　著作権ヲ目的トスル質権ノ設定　債権金額　千分ノ六・五

（昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号改正）

三　前号ノ権利ノ移転相続　毎一件　金六十円

相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金百二十円

四　無名又ハ変名著作物ノ著作者ノ実名登録　毎一件　金三百円

（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第百七号改正）

四ノ二　信託ノ登録　毎一件　金百二十円

（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第百七号、同二十三年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

（同上）

四ノ三　滞納処分以外ノ原因ニ因ル第一号第二号ノ権利ノ処分ノ制限　債権金額　千分ノ五

（昭和九年法律第四十八号追加、同二十一年法律第十四号改正）

四ノ四　著作年月日ノ登録　毎一件　金百二十円

（昭和九年法律第四十八号追加、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

四ノ五　抹消シタル登録ノ回復　毎一件　金六十円

四ノ六　仮登録　毎一件　金六十円

（同上）

五　登録ノ更正、変更又ハ抹消　毎一件　金三十円

（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第百七号改正）

（昭和二年法律第六号第二項ヲ削ル）

出版権ノ登録

第十条ノ二　出版権ニ関シ登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（昭和九年法律第四十八号追加、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第百七号改正）

一　出版権ノ設定　毎一件　金千二百円

二　出版権ノ移転　毎一件　金百二十円（同上）

相続　毎一件　金六百円（同上）

相続以外ノ原因ニ因ル移転

登録税　登録税法

三　出版権ヲ目的トスル質権ノ設定　債権金額　千分ノ六・五（昭和二十一年法律第十四号改正）
四　前号ノ権利ノ移転
　相続　毎一件　金六十円（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）
　相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金百二十円（同上）
五　信託ノ登録　毎一件　金百二十円（同上）
六　滞納処分以外ノ原因ニ因ル第一号乃至第三号ノ権利ノ処分ノ制限　債権金額　千分ノ五（昭和二十一年法律第十四号改正）
　相続　毎一件　金六十円（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）
　相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金百二十円（同上）
七　抹消シタル登録ノ回復　毎一件　金六十円（同上）
八　仮登録　毎一件　金六十円（同上）
九　登録ノ更正、変更又ハ抹消　毎一件　金三十円（同上）

特許権ノ登録

第十一条　特許ニ関シ登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（明治四十二年法律第三十一号全条改正、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

一　特許権ノ移転
　相続　毎一件　金百二十円（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）
　相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金三百円（同上）
二　実施権ノ設定又ハ保存　毎一件　金三百円（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）
三　前二号ノ権利ヲ目的トスル質権ノ設定　債権金額　千分ノ六・五（同上）
四　前二号ノ権利ノ移転
　相続　毎一件　金六十円（同上）
　相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金百二十円（大正十一年法律第四十六号追加、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）
五　信託ノ登録　毎一件　金百二十円
六　滞納処分以外ノ原因ニ因ル第一号乃至第三号ノ権利ノ処分ノ制限　債権金額　千分ノ五（昭和二十一年法律第十四号改正）
　相続　毎一件　金六十円（昭和二年法律第六号追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

八　抹消シタル登録ノ回復　毎一件　金六十円
九　仮登録　毎一件　金六十円
（同上）
十　登録ノ更正、変更又ハ抹消　毎一件　金六十円
（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号改正）

意匠権ノ登録

（昭和二年法律第六号第二項ヲ削ル）

第十二条　意匠ニ関シ登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（明治四十二年法律第三十一号全条改正、昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

一　意匠権ノ移転
相続　毎一件　金百二十円
（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）
相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金三百円
二　実施権ノ設定又ハ保存　毎一件　金三百円
（同上）
三　前二号ノ権利ヲ目的トスル質権ノ設定　毎一件　金三百円
（同上）
債権金額千分ノ六・五
（昭和二年法律第六号追加、同二十一年法律第十四号、同二十三年法律第百七号改正）
四　前二号ノ権利ノ移転
相続　毎一件　金六十円
（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号改正）
相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金百二十円
（同上）
五　信託ノ登録　毎一件　金百二十円
（大正十一年法律第四十六号追加、昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号改正）
六　滞納処分以外ノ原因ニ因ル第一号乃至第三号ノ権利ノ処分ノ制限　債権金額千分ノ五
（昭和二十一年法律第十四号改正）
（昭和二年法律第六号追加、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）
七　代理人ノ選任又ハ代理権ノ登録　毎一件　金六十円
（同上）
八　抹消シタル登録ノ回復　毎一件　金六十円
（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同年法律第百七号改正）
九　仮登録　毎一件　金六十円
（同上）
十　登録ノ更正、変更又ハ抹消　毎一件　金六十円
（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号改正）

実用新案権ノ登録

第十二条ノ二　実用新案ニ関シ登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（明治四十二年法律第三十一号、昭和二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

一　実用新案権ノ移転

相続	毎一件	金百二十円
相続以外ノ原因ニ因ル移転	毎一件	金三百円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号改正）

二　実施権ノ設定又ハ保存　毎一件　金三百円

（同上）

三　前二号ノ権利ヲ目的トスル質権ノ設定　債権金額　千分ノ六・五

（昭和二十一年法律第十四号、昭和二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号改正）

四　前二号ノ権利ノ移転

相続	毎一件	金六十円
相続以外ノ原因ニ因ル移転	毎一件	金百二十円

（同上）

五　信託ノ登録　毎一件　金百二十円

（昭和二十一年法律第十四号、昭和二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

六　滞納処分以外ノ原因ニ因ル第一号乃至第三号ノ権利ノ処分ノ制限　債権金額　千分ノ五

（昭和二十一年法律第十四号改正）

七　代理人ノ選任又ハ代理権ノ登録　毎一件　金六十円

（昭和二年法律第六号追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

八　抹消シタル登録ノ回復　毎一件　金六十円

（同上）

九　仮登録　毎一件　金六十円

（同上）

十　登録ノ更正、変更又ハ抹消　毎一件　金六十円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号改正）

（昭和二年法律第六号第二項ヲ削ル）

商標権ノ登録

第十三条　商標ニ関シ登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（明治四十二年法律第三十一号、昭和二年法律第六号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

一　商標権ノ移転

相続	毎一件	金百二十円
相続以外ノ原因ニ因ル移転	毎一件	金千二百円

（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

（同上）

二　信託ノ登録　毎一件　金三百円

三　代理人ノ選任又ハ代理権ノ登録　毎一件　金六十円

四　抹消シタル登録ノ回復　毎一件　金六十円

五　仮登録　毎一件　金六十円

六　登録ノ更正、変更又ハ抹消　毎一件　金六十円

鉱業権ノ登録

第十四条　鉱業権（砂鉱ヲ目的トスルモノヲ除ク）ニ関シ鉱業原簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ（明治三十八年法律第九号全条改正、昭和二十一年法律第十四号、同年法律第百七号、同二十五年法律第二百九十号改正）

一　試掘権ノ設定　毎一件　金六千円

二　試掘権ノ変更

鉱区ノ増加又ハ増加及減少　毎一件　金三千円

鉱区ノ減少　毎一件　金六百円

三　試掘権ノ移転

相続　毎一件　金六百円

相続以外ノ原因ニ因ル移転（昭和二十五年法律第二百九十号ニ依リ三ノ二乃至三ノ五ヲ削ル）　毎一件　金三千円

四　採掘権ノ設定　毎一件　金一万二千円

五　採掘権ノ変更

鉱区ノ増加増加及減少　毎一件　金六千円

鉱区ノ減少　毎一件　金千二百円

（大正十一年法律第四十六号追加、昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同年法律第百七号、同二十二年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七十二号改正）

（昭和二年法律第六号追加、同十九年法律第十一号、同年法律第十四号、同二十一年法律第七号、同二十二年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

（同上）

（同上）

（昭和十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

（明治四十三年法律第十一号、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

（昭和二十一年法律第十四号、同年法律第百七号、同二十二年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

（同上）

（明治四十三年法律第十一号、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号、同二十五年法律第二百九十号改正）

（昭和二十一年法律第十四号、同年法律第百七号、同二十二年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号、同二十五年法律第二百九十号改正）

（明治四十三年法律第十一号、昭和二十一年法律第十四号、同年法律第百七号、同二十二年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号、同二十五年法律第二百九十号改正）

（昭和二十一年法律第十四号、同年法律第百七号、同二十二年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号、同二十五年法律第二百九十号改正）

（明治四十三年法律第十一号、昭和二十一年法律第十四号、同年法律第百七号、同二十二年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号、同二十五年法律第二百九十号改正）

鉱区ノ合併　毎一件　金三千円

鉱区ノ分割　（分割後ノ鉱区）毎一箇　金三千円

六　採掘権ノ移転

相続　毎一件　金千二百円

相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金六千円

六ノ二　租鉱権ノ設定　毎一件　金千二百円

六ノ三　租鉱権ノ変更

租鉱区ノ増加又ハ増加及減少　毎一件　金六百円

租鉱区ノ減少　毎一件　金百二十円

六ノ四　租鉱権ノ移転

相続　毎一件　金百二十円

相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金六百円

（昭和二十五年法律第二百九十号ニ依リ六ノ五号ヲ削ル）

（昭和二十五年法律第二百九十号追加）

（昭和二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第二百九十号改正）

（昭和二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

（昭和二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

（同上）

（同上）

（同上）

（同上）

（昭和二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号、同二十九年法律第二百十三号改正）

七　抵当権ノ設定　債権金額　千分ノ六・五

（昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号、同二十五年法律第二百九十号、同二十六年法律第三十九号改正）

七ノ二　鉱業法第五十一条ニ基キ為シタル承諾及協定ニ因ル抵当権ノ変更　毎一件　金三百円

（昭和二十六年法律第三十九号追加）

八　順位ノ変更ニ因ル抵当権ノ変更　毎一件　金六百円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

九　抵当権ノ移転

相続　毎一件　金三百円

（同上）

相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金六百円

（同上）

十　信託ノ登録　毎一件　金六百円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

十一　共同鉱業権者ノ脱退　毎一件　金三百円

（昭和二十一年法律第十四号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

十二　滞納処分以外ノ原因ニ因ル鉱業権又ハ抵当権ノ処分ノ制限　債権金額　千分ノ五

（昭和十八年法律第七十号、同二十一年法律第十四号、同二十五年法律第二百九十号改正）

十三　放棄ニ因ル鉱業権ノ消滅　　毎一件　金三百円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第二百九十号改正）

十三ノ二　存続期間満了前ノ租鉱権ノ消滅　　毎一件　金三十円

十四　抹消シタル登録ノ回復　　毎一件　金三十円

十五　仮登録　　毎一件　金三十円

（同上）

十六　登録ノ変更又ハ抹消　　毎一件　金二十円

（昭和二十八年法律第七十号追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第二百九十号改正）

（昭和二年法律第六号第二項ヲ削ル）

第十五条　砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ニ関シ鉱業原簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ

（明治四十二年法律第十四号追加、同四十四年法律第十四号、大正十一年法律第四十六号、昭和二年法律第六号、同十八年法律第七十号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第二百九十号改正）

砂鉱権ノ登録

一　砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ノ設定

新規登録　　鉱区・其ノ他ハ十万坪迄　　金九百円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第二百九十号改正）

砂鉱区合併　　毎一件　金百八十円

砂鉱区分割　　設定砂鉱区一箇　　金百八十円　（同上）

二　砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ノ変更

鉱区ノ増加　　鉱区・河床ハ毎二里迄・其ノ他ハ毎十万坪迄　　金九百円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第二百九十号改正）

鉱区ノ減少　　毎一件　金六十円

但シ鉱区ノ増加ト同時ニ為ス鉱区ノ減少ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

鉱区ノ合併　　毎一件　金百八十円　（同上）

鉱区ノ分割　　分割後ノ鉱区　毎一件　金百八十円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第二百九十号、同二十六年法律第三十九号改正）

三　砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ノ移転

相続　毎一件　金三百円

相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金九百円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号、同二十三年法律第二百九十号改正）

三ノ二　砂鉱ヲ目的トスル租鉱権ノ設定　租鉱区河床ハ毎二里迄　其ノ他ハ毎十万坪迄　金九十円

（同上）

三ノ三　砂鉱ヲ目的トスル租鉱権ノ変更

租鉱区ノ増加　租鉱区河床ハ毎二里迄　其ノ他ハ毎十万坪迄　金九十円

（昭和十八年法律第七十号追加、同二十二年法律第一年法律第十四号、同二十九号、同年法律第百七号、同二十三年法律第二百九十号改正）

租鉱区ノ減少　毎一件　金二十円

但シ租鉱区ノ増加ト同時ニ為ス租鉱区ノ減少ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

（同上）

三ノ四　砂鉱ヲ目的トスル租鉱権ノ移転

相続　毎一件　金三十円

相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金九十円

（同上）

（昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号、同二十六年法律第三十九号改正）

四　抵当権ノ設定　債権金額　千分ノ六・五

四ノ二　鉱業法第五十一条ニ基キ為シタル承諾及協定ニ因ル抵当権ノ変更

毎一件　金三百円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号、同二十三年法律第二百九十号、同二十六年法律第三十九号改正）

五　順位ノ変更ニ因ル抵当権ノ変更

毎一件　金六百円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号、同二十三年法律第百七号改正）

六　抵当権ノ移転

相続　毎一件　金三百円

（同上）

相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金六百円

（同上）

七　信託ノ登録　毎一件　金三百円

（大正十一年法律第四十六号追加、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）

八　滞納処分以外ノ原因ニ因ル砂鉱ヲ目的トスル鉱業権又ハ抵当権ノ処分ノ制限

債券金額　千分ノ五

（昭和十八年法律第七十号、同二十一年法律第十四号、同二十五年法律二百九十号改正）

九　放棄ニ因ル砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ノ消滅　毎一件　金六十円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号、同二十三年法律第二百九十号、同二十五年法律第二百九十号改正）

九ノ二　存続期間満了前ノ砂鉱ヲ目的トスル租鉱権ノ消滅　毎一件　金二十円

（昭和十八年法律第七十号追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第百七号改正、同二十三年法律第百四十二号、同二十四年法律第二十九号、同二十五年法律第百七号改正）

十　抹消シタル登録ノ回復　毎一件　金三十円

十一　仮登録　毎一件　金三十円

（昭和二年法律第六号追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同二十三年法律第百七号改正）

十二　登録ノ変更又ハ抹消　毎一件　金二十円

（同上）

（昭和二年法律第六号第二項ヲ削ル）

漁業権ノ登録

第十五条ノ二　漁業権又ハ入漁権ニ関シ免許漁業原簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムヘシ

（明治四十三年法律第六十四号追加、大正十一年法律第四十六号、昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同二十三年法律第百七号改正）

一　漁業権ノ移転

相続　毎一件　金百二十円

相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金六百円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号改正）

二　漁業権ノ持分ノ移転

相続　毎一件　金六十円

相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金百二十円

（昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号改正）

三　入漁権ノ設定　毎一件　金四百円

四　入漁権ノ保存　毎一件　金六十円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号改正）

五　入漁権ノ移転

相続　毎一件　金六十円

（同上）

相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金三百円

（同上）

六　入漁権ノ持分ノ移転

相続　毎一件　金三十円

（昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号改正）

相続以外ノ原因ニ因ル移転　毎一件　金六十円

（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百七号改正）

七　賃借権ノ取得

相続　毎一件　金六十円

（同上）

	相続以外ノ原因ニ因ル取得	毎一件	金三百円
八	先取特権ノ保存又ハ取得	債権金額又ハ工事費用予算金額	千分ノ六・五（昭和二年法律第十四号改正、同二十一年法律第六号改正）
九	抵当権ノ設定又ハ移転		
	設定	債権金額	千分ノ六・五（同上）
	相続	毎一件	金百二十円（昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第二十三年法律第百七号改正）
	相続以外ノ原因ニ因ル移転	毎一件	金三百円（同上）
十	信託ノ登録	毎一件	金三百円（大正十一年法律第四十六号追加、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第百四十二号、同二十三年法律第百七号改正）
十一	競売、強制管理ノ申立	債権金額	千分ノ六・五（昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号改正）
十二	仮差押、仮処分	債権金額	千分ノ五（昭和二十一年法律第十四号改正）
十三	抵当アル債権ノ差押	債権金額	千分ノ六・五（昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号改正）
十四	滞納処分以外ノ原因ニ因ル権利ノ処分ノ制限ニシテ特ニ掲ケサルモノ	債権金額	千分ノ五（昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号改正）
十五	抹消シタル登録ノ回復	毎一件	金六十円（同上）
十六	仮登録	毎一件	金六十円（同上）
十七	附記登録	毎一件	金三十円（同上）
十八	登録ノ更正変更又ハ抹消（昭和二年法律第六号第二項ヲ削ル）	毎一件	金三十円（同上）

第十六条　法人ノ合併ニ因ル不動産又ハ船舶ニ関スル権利ノ取得ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ登録税ヲ納ムヘシ但シ他ノ規定ニ依リ算出シタル税額カ本条ニ依リ算出シタル税額ヨリ少キトキハ其ノ税額ニ依ル（昭和二年法律第六号全条改正、同二十一年法律第十四号改正）

	不動産又ハ船舶ノ価格	千分ノ四（昭和二十一年法律第十四号改正）

前項ノ規定ハ保険業法ノ規定ニ従ヒ会社カ其ノ保険契約全部ノ移転契約ニ因リテ不動産又ハ船舶ニ関スル権利ヲ移転シタル場合ニ於テ其ノ権利ノ取得ニ付之ヲ準用ス（昭和十年法律第三号追加）

第十六条ノ二　債権金額ニ依リ課税額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債権金額ナキトキハ債権ノ目的タルモノ又ハ処分ノ制限ノ目的タルモノノ価格カ債権金額ヨリ少キトキハ其ノ目的タルモノノ価格ヲ以テ債権金額ト看做シ先取特権、質権、抵当権又ハ処分ノ制限ノ目的タルモノノ価格カ債権金額ヨリ少キトキハ其ノ目的タルモノノ価格ヲ以テ債権金額ト看做ス但シ抵当アル債権ノ差押ヲ登記又ハ登録スル場合ニ於テハ差押ヘラルヘキ債権ノ額又ハ質権若ハ抵当権ノ目的タルモノノ価格

法人ノ合併等ニ因ル不動産船舶登記

債権ニ付課税額ヲ定ムル方法